

新城市の環境



平成28年度版

※平成28年3月31日現在の内容です。

本書は、新城市環境基本条例第 8 条に基づき、新城市の環境の現状や環境の保全と創出に関する施策等について、取りまとめ公表するものです。

目 次

皆様のご意見・ご要望・ご感想をお寄せください	1
新城市の概要	2
I 環境基本計画に沿った施策と現況	
環境ビジョン1 多様な生態系と共生するまち	
【自然環境の把握】	4
1 保全と創出	8
2 ふれあい	14
環境ビジョン2 安全・安心・快適なまち	
1 防災	15
2 公害	19
3 生活空間	28
環境ビジョン3 交流と教育・文化のまち	
1 環境教育	31
2 歴史・文化	40
3 交流	46
環境ビジョン4 環境負荷の少ない自立循環のまち	
1 循環型社会の構築	48
2 地球環境問題	60
環境ビジョン5 みんなで取り組むまち	
1 職員力	70
2 市民力	71
3 協働	73

Ⅱ 新城市総合計画基本戦略4 「環境首都創造」の進捗状況	
新城市総合計画の体系	77
基本戦略④環境首都創造の進捗状況.....	80
Ⅲ 参考資料	
環境の取り組みの成果として	107
環境を取り巻く情勢.....	132
新城市環境基本条例.....	136
新城市省エネルギー及び再生可能エネルギー推進条例.....	139
新城市環境行動計画「しんしろアジェンダ21」概要版.....	141
意見・要望・感想等提出様式	

1-2 皆様のご意見・ご要望・ご感想をお寄せください

新城市では、本市の環境施策や本書の内容等に対する市民・事業所等の皆様の声を広く募集しています。「みなさんの声」は、より実効性の高い取り組みをめざすうえで貴重な資料となります。

ぜひ、ご意見・ご要望・ご感想等をお寄せください。

意見・要望等の提出方法および提出先、問合せ先

郵 送 : 〒441-1392 新城市字東入船6番地1
 新城市役所 環境部 環境政策課

電 話 : 0536-23-7690 (直通)

ファックス : 0536-23-7690

電子メール : e-seisaku@city.shinshiro.lg.jp

本書の最終ページに、意見・要望等提出の参考様式を掲載していますのでご利用ください。提出の際には、必ずご住所・お名前・電話番号等をご記入ください。

お寄せいただいたご意見等は、本市の回答とともに、翌年度の「新城市の環境」にその内容等を掲載させていただきます。

(※本書にお名前等の個人情報掲載いたしません。)

なお、昨年度作成した「新城市の環境（平成27年度版）」に対する皆様からのご意見・ご要望などはありませんでした。

これまでも「みなさんの声」で届けられたご意見などを取り組みの参考として参りましたので、今後も、本市の豊かな自然環境・生活環境の保全のため、地球環境の保全のためにご意見等をいただけたら幸いです。

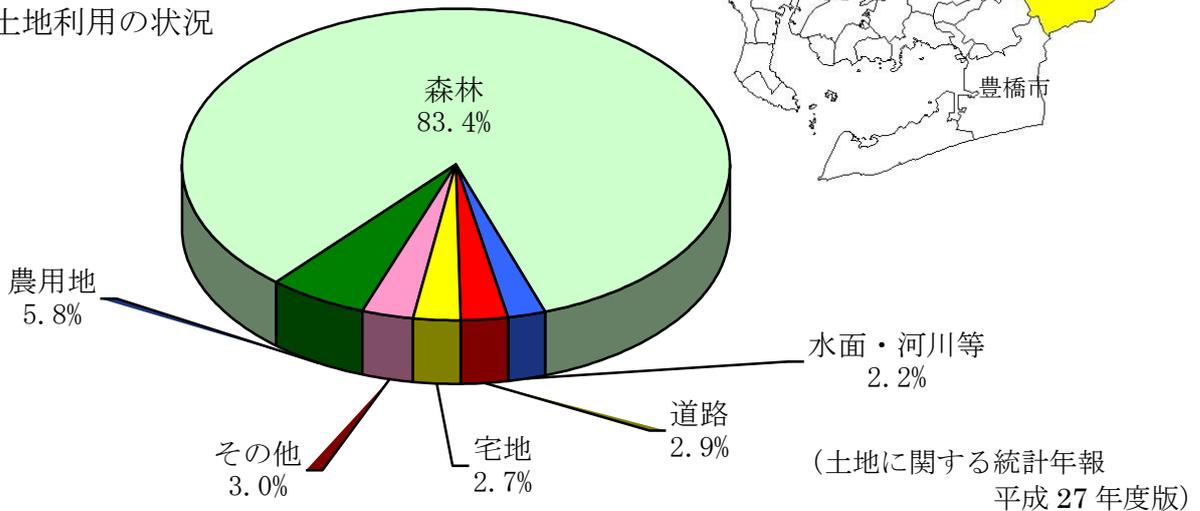
新城市の概要

- ◆人口 48,403 人
男 23,835 人
女 24,568 人
- ◆世帯数 17,543 世帯
住民基本台帳 (平成 28 年 4 月 1 日)
- ◆面積 499.23 k m²

国土地理院承認 平14認第 第149号



◆土地利用の状況



新城市環境基本計画の概要

めざす まちの将来像

ひと みなと
— 市民がつなぐ 山の湊 創造都市 —

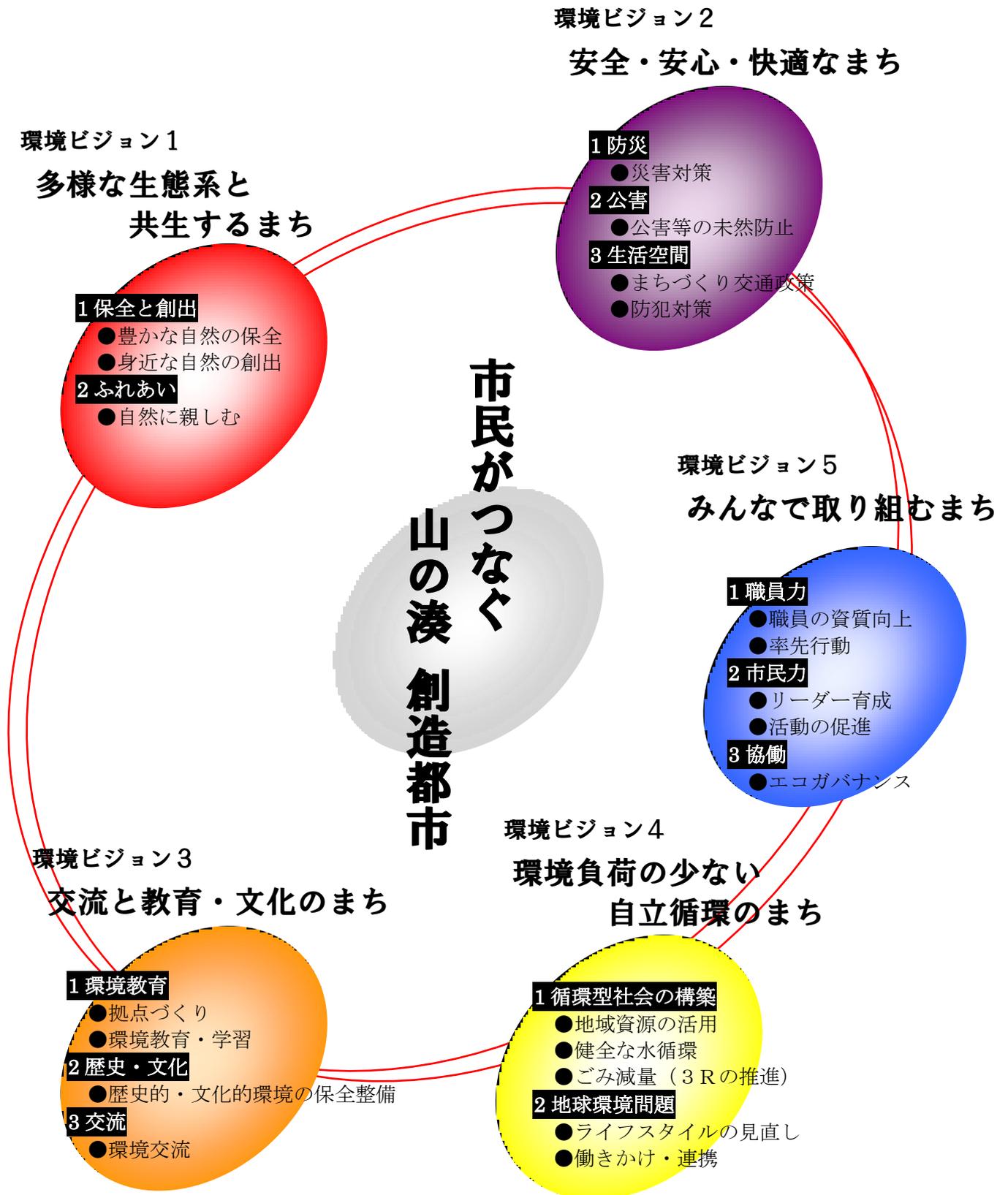
平成 20 年 3 月、新市になって初めての総合計画を策定しました。

この計画は「新たな公共が導く市民自治社会の実現」をまちづくりの基本理念に「市民がつなぐ 山の湊 創造都市」の実現を目指していくための経営戦略プランとして期待が込められています。そしてこの計画には 4 つの基本戦略があります。そのひとつが「環境首都創造」です。

今日の環境問題は、わたしたち一人ひとりが速やかに対応すべき課題であると言えます。私たちが今ある豊かな自然環境のもとで健康かつ快適に暮らし、それを将来世代に引き継いでいくためには、行政はもとより、市民、事業者など地域すべての参加と協働による持続可能な社会づくりが必要です。

こうした社会が確実に構築できるよう総合計画を環境面で後押ししていくものが平成 20 年 10 月に策定した「環境基本計画」です。この計画をもとに、平成 25 年 11 月、具体的な行動計画「しんしろアジェンダ 21」を策定しました。

環境ビジョンと基本方針



I 環境基本計画に沿った 施策と現況



環境ビジョン 1

多様な生態系と共生するまち

わたしたちは、その地域の風土や心身ともに健康的な暮らしを営むために恩恵を与えてくれる多様な自然生態系の一員として存在しています。しかし、わたしたち人間の勝手な自然破壊による影響は、今や地球上のあらゆる生物の多様性だけにとどまらず、生命の危機というところにまで議論が及ぶようになりました。

多様な生態系を育み、二酸化炭素の吸収や水源涵養などの公益的機能としてだけでなく、地域の文化や風土、産業発展の基礎として、あらゆる生命の源である自然環境を保護し、維持・保全しなければならないという意識は世界中で高まり、具体的な活動や研究、開発等が進められています。

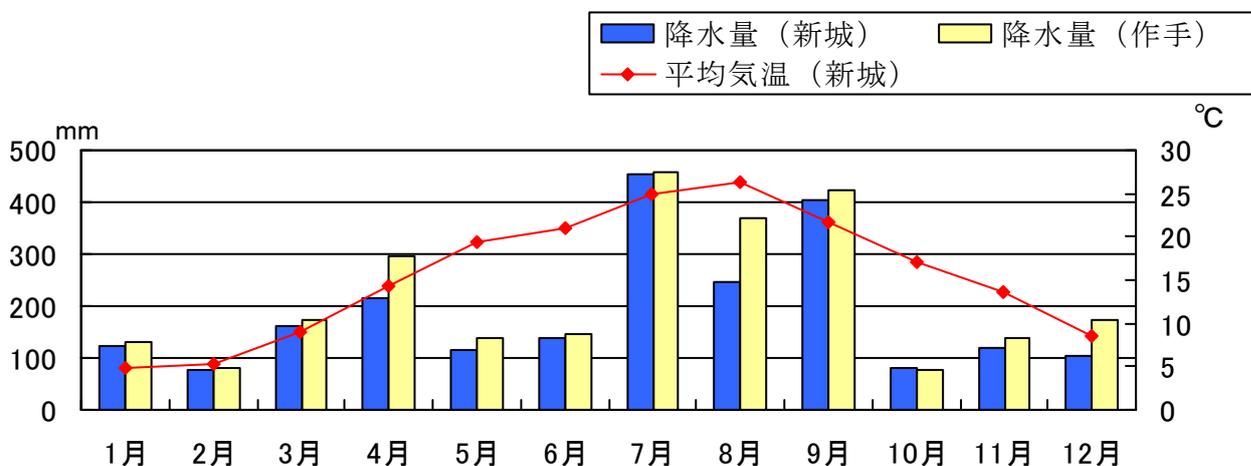
本市には、幸いにもまだ、多種多様な野生生物が生息する豊かな自然環境が市全域にわたり存在しています。

わたしたちは、自然環境を大切にすることを育み、多様な生態系を維持・保全しながら、地域資源を有効に活用する『多様な生態系と共生するまち』を創造し、将来世代に引き継いでいきます。

【自然環境の把握】

1 気候

本市は、新城・鳳来地区と作手地区との市域高低差が約500mあります。豊川沿いに位置する新城・鳳来地区の年平均気温は約15℃と比較的暖かな地域ですが、作手地区になると約12℃となり、市域内で2～3℃の気温差になります。また、総雨量も気温と同様に市域によって差があります。降雪は、豊川沿いに位置する地域では毎年12月から3月までに数回記録されますが、積雪はほとんどありません。作手地区になると、冬場は積雪や道路の凍結が多くなります。



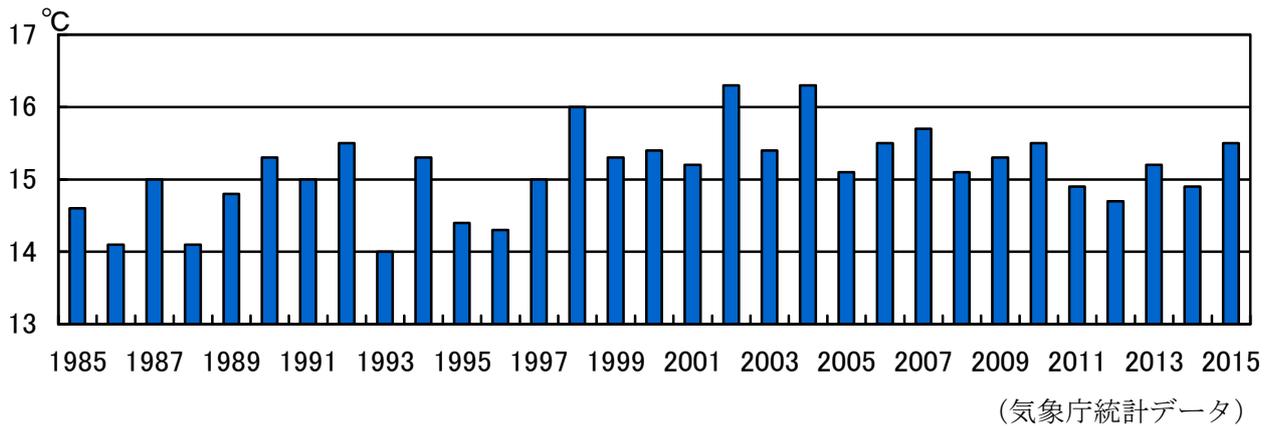
平成 27 年 月別平均気温・降水量

(気象庁統計データ)

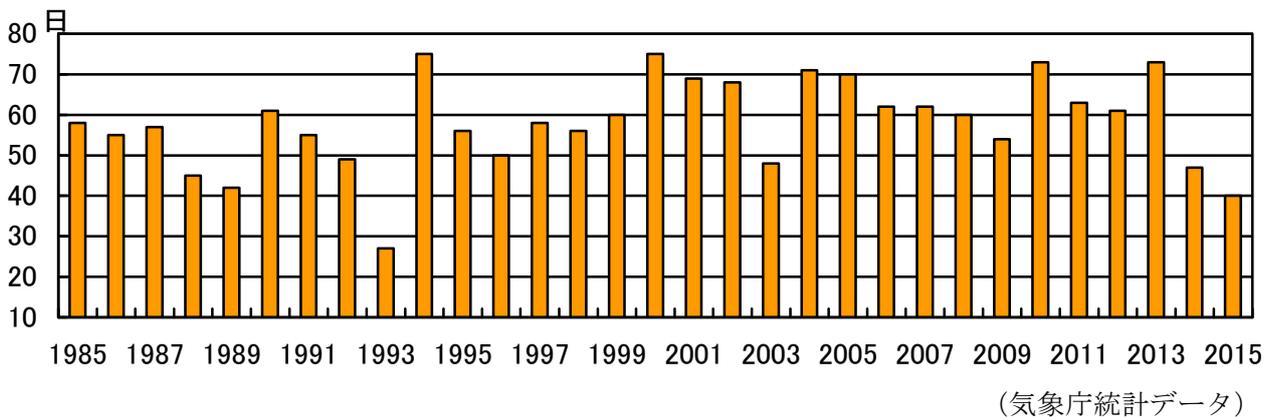
1986年から2015年までの30年間のデータを比較すると、年平均気温は上がったり下がったりをくり返しながらも徐々に気温が上昇傾向にあるのがわかります。特に1993年以降、年平均気温が14℃を下回ることはありません。

また、最高気温30℃以上の「真夏日」日数、最低気温0℃未満の日数においては、直近の10年間と1985～1994年の10年間とを比較してみても、温暖化傾向にあることがわかります。

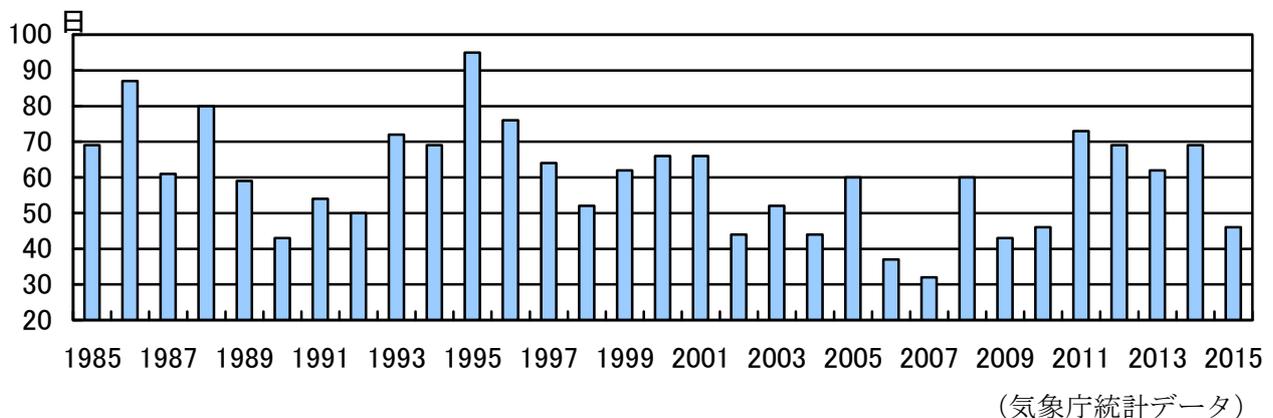
【年平均気温の推移】



【最高気温30℃以上の日数】



【最低気温0℃未満の日数】



※観測点は、2002年以前は旧鳳来町長篠地内にありました。現在は、新城市富沢地内に移設されています。

2 地形・地質

段戸高原を源とする豊川（寒狭川）と宇連ダムを起点とする宇連川が鳳来寺山の東西を挟むように流れています。

この2河川が、長篠の戦いの中心となった長篠城址の下で合流し、豊川本流となり三河湾へと注がれます。

この豊川に沿って日本最長の断層帯「中央構造線」が縦走り、地形と地質を豊川本流右岸の内帯と左岸の外帯に分けています。内帯側の地質は、花崗岩類・領家変成岩類と堆積岩、火山岩類が分布しています。

外帯の地質は、主に緑色片岩や黒色片岩からなる三波川変成岩類で構成されています。平野部は洪積層・沖積層となっています。



作手地区 長ノ山湿原

作手地区は床土が水をにがさない粘土であること、平らな地形で湧き水があり、夏の気温が低く雨の多い気候であることなどの条件から湿原や湿地が点在しています。作手の湿原は、愛知県で唯一、土の酸素が少なく酸性が強いため植物が腐らずに炭のようになるでい炭のある湿原であることから「日本の重要湿地500」に選定されています。

3 植生

本市の行政面積は、83.5%が森林で、尾根沿いを中心に在来の常緑広葉樹林が点在しているものの、森林面積の80%以上はスギやヒノキの人工林となっています。

新城・鳳来地域は、暖地系の植物の多い地域で、特に鳳来寺山は、ホソバシャクナゲの自生地として全国的にも有名です。また、ツガ群落の他、亜高木のヤブツバキ、アラカシ、ツクバネガシや低木層のアオキなどが常緑広葉樹林の群落をつくり、シダ植物以上の高等植物が800余種確認されています。天然のよい植物見本園として、国の名勝および天然記念物に指定されています。

豊川沿いにおいても、比較的自然植生が多く種類も豊富です。特に桜淵公園の蜂の巣岩付近は、石灰岩を含む地質で構成されており、クモノスシダ、ツルデンダなど石灰岩特有の植物が見られます。

作手湿原には、全国的に見ても絶滅の危険性のあるサギソウ、トキソウ、サワラン、ヤチスギランや県内でもこの地域でしか見られないサギスゲ、ミタケスゲ、ヌマクロボスゲ、ツルカミカワスゲ、ミヤマナルコスゲなどの貴重なものがみられます。

4 動物

本市は、豊川・矢作川にそそぐ支流小河川とその周辺の農地および外縁部の山地などほぼ市域全体が豊かな自然環境に恵まれており、多くの動物が生息しています。

種 類	解 説
哺乳類	市内全域の山地を中心にニホンザルをはじめイノシシ、タヌキ、ニホンリス、ノウサギなどの生息が見られます。また、本宮山を中心とする地域にホンシュウシカ（ニホンジカ）が生息し、分布を広げています。山地と一部の社寺林にはムササビの生息が確認されています。
鳥類	豊川やそれに注ぐ小河川を中心に市域外縁部の山地まで全域にわたり多くの野鳥が生息しています。豊川には、オシドリや「水辺の宝石」ともいわれるカワセミが生息し、桜淵公園だけでも年間を通して約80種の野鳥が確認されています。また、鳳来寺山には「仏法僧(ブツボウソウ)」と聞こえる鳴き声で有名なコノハズクの生息が確認されています。
魚類	天然記念物ネコギギをはじめ、ウナギ、アユ、オイカワ、ウグイ、コイ、ホトケドジョウ、メダカなどの生息が確認されています。しかし、市内の沼や池には外来種ブラックバスやブルーギルなどが繁殖していることから在来種の生息が危ぶまれています。
昆虫類	本市には、様々な植生があることから、多くの種類が確認されています。1983年（昭和58年）3月に市の天然記念物に指定されているヒメハルゼミをはじめ、多くのセミ類、トンボ類、チョウ類、また、カブトムシ、ミヤマクワガタ、ノコギリクワガタなどの甲虫類やタガメ、ヒメボタルなどが生息するとされています。しかし、スギやヒノキの植林地が広がり、シイやカシの林に生息するといわれるヒメハルゼミの確認が難しくなっています。その他の昆虫類も開発や農薬などの影響を受けて確認事例が減少傾向にあります。また、外来種による日本固有の生態系への影響が懸念されています。
爬虫類	シマヘビ、ジムグリ、タカチホヘビ、アオダイショウ、ヤマカガシ、マムシなどのヘビ類やニホンイシガメ、ニホンカナヘビ、ニホントカゲが確認されています。最近では、ペットとして飼われていた外来種が自然に放されることにより、在来種の生態系への影響が懸念されています。
両生類	山地の樹上で昆虫やクモ類などを食べ、単独で生活する日本固有のモリアオガエルや、ヒキガエル、アマガエル、トノサマガエルなどのカエル類やイモリが確認されています。モリアオガエルは、県内でも特にこの地域での生息が確認できます。



1 保全と創出

●豊かな自然の保全

【生命の源としての自然の確保】、【生物生息空間の保全・維持】

●身近な自然の創出

【原風景の回復】

《四谷の千枚田の特徴》

千枚田のある四谷地区は鞍掛山（標高883メートル）の南西斜面に広がる山間集落で、石積みの棚田は、標高220メートル付近から鞍掛山頂に向かって標高420メートル付近まで広がっており、その標高差は約200メートルにもなります。また、棚田は、鞍掛山を水源に持ち、四谷の千枚田を囲むように山あいには大代、大林、身平橋、田の口の4集落で構成されています。

鞍掛山の中腹からこんこんと湧き出てくる水は、毎秒20リットルで潤れることも無く、昔から大雨が降っても濁らず、生活排水の混入もなく、石積み水路と透明感のある清水が三筋の沢として流れ、棚田を潤しています。

傾斜地山林を苦勞して開墾し、構築された石積みは、鞍掛山の転石や山崩れで流出してきた石だけを積んだ棚田であり、また石積みの土地に家屋も建築しており、独特の石垣風景を呈しています。これらの自然石による石積みの棚田は、鞍掛山と融合し一体的な調和を醸し出しており、この素晴らしい光景は訪れる人の心を和ませています。



《千枚田の魅力・能力》

山の傾斜地に作られた千枚田は、そのあぜや石垣によって大雨の際の土壌浸食を防ぐとともに、またその保水機能によって調整池の役割を果たし、水が一気に流れ出るのを抑える災害防止機能を備えています。

山の斜面や丘陵地に段々と折り重なり、その曲線美を見せる四季折々の棚田の風景の美しさは、はるか太古の昔から日本の原風景として日本人の心に潤いとやすらぎを与えて来ました。

「四谷の千枚田」は大雨でも濁らない湧き水を持ち、おいしい米（棚田米）を生み、四季折々に多彩な表情を見せてくれて奥深い魅力を秘めています。常に水をたたえて豊かな緑を育む田は、様々な動植物にも生息空間を提供しています。「四谷の千枚田」ではモリアオガエルやヤマアカガエルの生息も見られます。

《鞍掛山麓千枚田保存会》

千枚田の保存活動を通じて、農業労働力の確保と農業振興および地域の活性化を図るため組織されたグループです。

活動内容としては耕作放棄地の解消に取り組むとともに「田植え体験」「稲刈り体験」「生き物観察会」など都市と農村の交流も図っています。

この他にも水路、里山の環境整備を行い、美化活動にも取り組んでいます。

◇鞍掛山麓千枚田保存会(平成27年度活動実績)

実施日	活動内容
4月3日(金)	横浜ゴム(株)新城工場新入社員研修によるふれあい広場の整備等:新入社員を含む28人参加
5月9日(土)	J A東愛知こども農学校の田植え:65人参加
5月9日(土)	新城高校農業クラブの田植え:51人参加
5月27日(水)	鳳来中部小学校の校外学習「千枚田を知ろう」
5月31日(日)	保存会と連谷お助け隊による景観整備
6月6日(土)	第10回お田植え感謝の夕べ「灯そう千枚田」:大勢の皆さんで千枚田に火が灯され美しい空間が創られた(連谷お助け隊主催)
6月7日(日)	「四谷の千枚田のいきもの観察会」を開催:40人参加(鳳来寺山自然科学博物館主催)
7月7日(火)	第6回中部環境先進5市サミットin根羽 多治見市・安城市・新城市・掛川市・飯田市 市長出席
8月29日(土)	ふれあい広場と千枚田入口周辺の草刈作業
8月31日(月)	ジオツアー「四谷の千枚田で生きものと地形地質を観察しよう」 開催:20人参加(鳳来寺山自然科学博物館主催)
9月5日(土)	全国棚田(千枚田)サミット開催十周年記念シンポジウム
10月5日(月)	ふれあい広場と千枚田入口周辺の草刈作業
10月23日(金)	第21回全国棚田(千枚田)サミット(佐賀県玄海町)
24日(土)	「共に伝えよう美しく豊かな棚田」～ふるさとを未来へつなぐ～
12月6日(日)	収穫感謝祭の開催



◇豊橋調理製菓専門学校による千枚田活動

実施日	活動内容	
5月14日(木)	生息環境調査、田植え：36人参加	
6月4日(木)	生息環境調査、田の草取り、梅の収穫加工：36人参加	
9月17日(木)	稲刈り、五平餅作り実習：36人参加	
10月8日(木)	脱穀、成果報告会：36人参加	



《地域の活動》

「連谷お助け隊」

地区内の若者有志が中心となり、平成17年に開催された「全国棚田（千枚田）サミット」の支援組織として発足し、その後、千枚田保存会と協力しながら、環境景観整備、耕作支援、地域活性化活動、都市農村交流活動など地域への幅広い事業をサポートしています。

お田植え感謝の夕べ ～灯そう千枚田～

「連谷小学校」

連谷小学校は児童数3名の愛知県最小規模の学校で、約1kmほど先に有名な四谷の千枚田があります。そこで3枚の田を地元の方からお借りし、田起こしから田植え、稲刈り、脱穀、もみすり等の作業を進め、11月には地域の方々と一緒になって餅つきをし、収穫までの苦勞と喜びを体験していました。平成8年度に始まった活動で、総合的な学習に位置付け、食育にも関連した学習として全校で取り組んでいました。

学校統合のため連谷小学校が平成27年度末で閉校となりましたが、この学習は統合先である鳳来寺小学校へと引き継がれます。

実施日	活動内容	
4月22日(水)	田起こし	
4月30日(土)	代かき	
5月21日(木)	田植え	
5月24日(日)	親子で「かかし」作り	
6～8月に 各月1回ずつ	田の草取り	
9月3日(木)	「かかし」立て	
10月1日(木)	稲刈り、はざかけ	
10月13日(火)	脱穀	
11月5日(木)	もみすり	
11月22日(日)	「ふれあい教室」で餅つき	
12月9日(水)	田起こし、田んぼ跳び	

【自然に配慮したまちなみ景観・公園づくり】

《新町地区まちづくり協議会》

平成27年度事業の概要

① ひだまりパーク・街路樹「陽光」等の管理

ひだまりパークの花壇の手入れと「新桜通り」に設置したフラワーポットの植え替えを定期的に行い常に良好な状態を保つとともに、街路樹「陽光桜」を点検し、害虫の発生等異常をいち早く発見するよう努め生育の管理をしました。また、どうしても枯れてしまった桜などもあり、それらについては食彩園やどかりで補助的に育成している「陽光桜」を植え替えました。



② まちなか景観向上のための活動

ひだまりパーク、食彩園やどかりや新桜通りのプラントナーへ季節の花を植えるなど、花による季節感を創作し、良好な景観づくりに努めました。また、まちを花で美しく飾ってもらうきっかけづくりとして、指導者の育成を考え「緑のまちづくり研修会」を開催しました。完成した鉢植えを東新町駅に飾り、鮮やかな花と緑の演出をするとともに、まちの景観向上を行いました。



「新桜通りふえすた」イベントとして、陽光桜の開花時期に「花灯路」を設置し、夜桜を演出しました。





③ まちづくり憲章の周知

商工会主催における「新桜通り夜店」に参加し、まちづくり憲章「やすらぎの心が通う四季のまち」が書かれた「エコうちわ」を来場者に配り周知を図りました。

④ 協議会活動の輪を広げる

江戸と京を結ぶ中山道69次のうち江戸から数えて42番目となる妻籠宿に視察へ行きました。昭和の経済成長の中、江戸時代の宿場の姿を色濃く残している町並が見直され、全国に先駆けて保存運

動が起こった中、町並みを守るために家や土地を、「売らない・貸さない・壊さない」という3原則をつくり、ここで生活しながら、江戸時代の町並という貴重な財産を後世に伝えているまちづくりをしている妻籠宿を体感してきました。また、東新町公民館まつりに参加し、名物「べっぴんうどん」を地区の人々に振る舞ったり、新たな試みとして男の料理教室を開催して地域の方との交流を深めました。



⑤ その他

第25回「全国花のまちづくりコンクール」受賞

平成27年度の活動状況

日 時		内 容
4月7日	19:00～	例会 総会について
4月17日	18:30～	総会
5月19日	19:00～	例会 26年度事業について
6月14日	9:00～	作業 新桜通りの花の植え替え・陽光桜の剪定について
6月16日	19:00～	例会 夜店参加・視察について
6月28日	9:00～	作業 ひだまりパークの七夕の飾りつけ
7月14日	19:30～	例会 夜店・視察について
7月25日	18:00～	新桜通り夜店参加 まちづくりエコうちわを無料配布
8月25日	19:30～	例会 視察について
9月8日	19:30～	例会 視察・公民館まつりについて
9月20日	7:00～	視察 長野県木曾郡南木曾町「妻籠宿」へ視察
10月27日	19:00～	例会 東新町公民館まつりについて
10月28日		第25回全国花のまちづくりコンクール 団体部門入選

日 時		内 容
11月 8 日	9:00～	例会（作業） 新桜通りの花の植え替え
11月15日	10:00～	東新町公民館まつり参加 ベっぴんうどんの振る舞い
12月 9 日	19:00～	例会 新桜通りふえすた・緑のまちづくり研修会について
1 月20日	19:00～	例会 緑のまちづくり研修会について
2 月10日	19:00～	例会 男の料理教室について 緑のまちづくり研修会について
2 月21日	10:00～	緑のまちづくり研修会開催・陽光桜植替え作業
3 月 9 日	19:00～	例会 男の料理教室・総会について
3 月19 日	9:30～	男の料理教室「親父の台所」開催
3 月19日	13:00～	作業 「花灯路（はなとうろ）」設置
3 月22日 ～30日	19:00～ 21:00	「花灯路（はなとうろ）」開催



2 ふれあい

●自然に親しむ

【自然に親しむ心の醸成】

子どもの頃から日常的に自然に親しみ、ふれあう機会をつくることで、自然を大切にす
る心を醸成します。

《親子せせらぎエリア》

市最大の特徴である自然環境は、住民の居住空間そのものであり、これを市民共有の財
産として、良好な状態で将来に引き継いでいかななくてはなりません。

市教育委員会では、子どもの頃から、本市のすばらしい自然にふれて、ふるさとのよさを
体感できるよう、「親子せせらぎエリア」を地元の協力のもとに設けました。



開設期間：平成27年8月4日(日)
～8月17日(月)

開設時間：午前10時～午後4時

開設日数：14日間(内、中止2日)

開設場所：作手・善夫地区 菅沼川

利用者数：大人	702人
子ども	695人
合計	1,397人

環境ビジョン 2

安全・安心・快適なまち

子どもからお年寄りまで、すべての人が日々健やかにくらすことのできる生活環境は、持続可能な地域社会を実現するための基盤となる重要な要素です。

本市は、東海地震、東南海・南海地震といった予測される大地震に係る地震防災対策強化地域や推進地域に指定※されており、効果的・効率的な被害軽減策が求められています。さらに事業活動、家庭生活等に伴う公害苦情等の未然防止体制の強化を行う必要があります。そのためには、地域が一体となり、早急かつ的確に行わなければなりません。

また、地球環境問題の深刻化により、自動車利用に係る環境負荷の低減や公共交通システムの向上といった交通政策にも取り組む必要があります。

これらは、奥三河地域の都市拠点としての市街地整備、少子高齢化対策、交通安全や防犯対策等のまちづくりと連動して行うことで、環境面だけでなくまちの賑わいや地域の活性化へと進展していきます。

わたしたちは、災害に強く、公害のない、地域だけでなく地球にとっても『安全・安心・快適なまち』を創造し、将来世代に引き継いでいきます。

※大規模地震対策特別措置法および東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法で指定されている

1 防災

●災害対策

【防災体制の連携強化】

《消防力の強化》

「消防組織」

①常備消防力の強化

消防資機材の整備、増強や備蓄を進め、消防力の強化拡充に努めています。

また、消防職員の増員も年次計画に盛り込み、今後も消防施設整備の促進及び広域消防の推進により消防力の増強に努めていきます。

②消防団機能の強化

消防団は、市民に対する火災予防の広報、地震災害に関する広報、初期消火、救助活動、常備消防隊に協力しての火災防御、避難勧告・指示の伝達及び誘導、情報の収集及び伝達をその任務としています。このため、これらの行使に必要な活動資機材の改善、充実を図るとともに、訓練の実施等により質的向上を図っています。



《広域応援体制の整備》

地震災害の発生時には、防災関係機関相互の連携が重要であり、県、市の各機関は応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結するなど、平常時より広域的な応援体制の整備を図ることとしています。

「広域応援協定」

市域にかかる災害について適切な受援措置を講ずるため、災害対策基本法第67条の規定により、他の市町村に対して応援を求める場合は、その応援内容についてあらかじめ相互に応援協定を締結し、実施体制を確立していきます。

「救援隊等による協力」

①緊急消防援助隊

大規模災害の発生時に消防庁長官の判断に基づき、人命救助活動等の消防応援を行う緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練などを通じて消防活動能力の向上及び受援体制の確立に努めています。

また、「大規模地震における緊急消防援助隊の迅速出動に関する実施要綱」（総務省消防庁）に基づく迅速出動を的確に実施できるように、その準備に努めています。

②広域航空消防応援

大規模特殊災害が発生した場合において、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援が、円滑、迅速に実施できるように努めています。

③愛知県内広域消防相互応援協定

愛知県下に大規模災害等が発生した場合において、「愛知県内広域消防相互応援協定」に基づく消防応援活動が、迅速、的確に実施できるように努めています。

④愛知DMATによる医療救護活動

愛知県内外で大規模災害等が発生した場合において、「愛知DMAT設置運営要領」及び「愛知DMATに関する協定」に基づく医療救護活動が、迅速、的確に実施できるように努めています。

「中部環境先進5市との災害応援協定」

NGOが主催する「日本の環境首都コンテスト」に毎年参加し、上位の成績を収めていた中部地方の環境先進5市（多治見市、安城市、新城市、掛川市、飯田市）の間で、大規模災害が発生した際、食料などの生活必需品や、災害対応資機材、避難者収容施設等をお互いに提供するものです。

《防災学習ホール》

消防防災センターの1階に「防災学習ホール」が整備され、平成20年4月から一般市民向けにオープンしました。この防災学習ホールは、市民の皆さんが自分の住む地域、そして「我が家」が災害時にどのような状況に置かれるのかを学び、災害への備えを日常生活で実践するきっかけを提供しています。



新城市消防防災センター（平井地内）



防災学習ホール

【地域自主防災の推進】

大地震が発生した場合は、交通機関などの途絶により防災関係機関の防災活動が遅れたり、阻害されたりすることが予想されます。このような事態において被害を最小限にとどめ災害の拡大を防止するには、平素から住民による自主防災組織において、火災予防、初期消火、被災者の救出救護、避難などを組織的に行うことが重要です。

また、自主防災組織の活動は、東海地震に関連する情報の正確な伝達、混乱の発生防止などについても大きな役割を果たすものと考えられます。このため市は、住民による自主防災組織の育成に努めるとともに、地域の施設及び事業所並びに公的団体等と有機的な連携を図ります。その際、女性の参画の促進に努めることや、いざという時には、日ごろからの地域の防災関係者の連携が重要なため、自主防災組織及び防災関係機関などのネットワーク化の推進に努めています。

《自主防災組織の活動》

自主防災組織は、地域の実情に応じた防災計画に基づき、平常時、警戒宣言発令時及び災害発生時において効果的に防災活動を行うよう努めています。

市内全地域に自主防災会が132団体組織され、地域に密着した活動が展開されています。それぞれの防災会では、防災会長、防災専門員を中心として防災訓練や災害備蓄品の整備などを実施しています。過去の大規模災害の例を見ても、自主防災会の果たす役割は重要であり、特に救助活動、災害時要援護者の避難支援・安否確認などの初期対応にはなくてはならない存在です。

「自主防災会の役割」

自主防災会は大規模な災害が発生した場合に、地域住民の救出救護、消火活動等の応急活動を実施するばかりでなく、日ごろから防災啓発や、防災点検、災害時要援護者対策などを実施し地域の防災力向上を推進しています。

「自主防災会各班の働き」

自主防災会では、防災会長、防災専門員を中心に消火班、情報班等の班が編成されており、組織的な防災活動が図られています。



秋葉築山・七郷一色地区で行われた総合防災訓練



《新城市防災ボランティア登録制度の活用》

市は、大規模な災害が発生し、応急対策に必要な人員が不足した場合に備え、あらかじめボランティアによる被災地支援の意思のある個人またはグループを募集し「新城市防災ボランティア」として登録し、災害時における物資の輸送・整理、避難者の生活支援、避難所の管理・運営補助、給食・給水サービス、災害時要援護者への支援などの協力を要請します。

《防災ボランティアコーディネーター》

大規模な災害が発生したとき、市が設置するボランティア支援本部で各地から駆けつけたボランティアの受け入れを行い、支援を必要としている被災者のニーズ（求めていること）を把握し、適材適所へボランティアを派遣する「被災者とボランティアのパイプ役」です。

《新城市防災ボランティアの会》

設立：平成15年4月

会員：消防団OBで組織されている2団体と、アマチュア無線の会2団体、個人会員等

会員数：145人

活動内容：①演習訓練

②各種防災セミナー受講

◇平成27年度新城市防災ボランティアの会事業実績

番号	日付	会場	事業名
1	4月21日(火)	新城市消防 防災センター	平成27年度新城市防災ボランティアの会定例会
2	7月11日(土)	名古屋大学減災館	減災館視察
3	8月2日(日)	西部公民館	新城市防災講演会
4	8月30日(日)	市内全域	自主防災会 統一訓練日
5	9月16日(水)	新城市消防 防災センター	第1回役員会
6	10月25日(日)	秋葉巢山地区	新城市総合防災訓練
7	1月		デジタル簡易無線機の購入
8	2月21日(日)	新城市消防 防災センター	応急手当講習
9	3月17日(木)	新城市消防 防災センター	第2回役員会

2 公害

●公害等の未然防止

【公害を未然に防ぐ体制強化と連携】

《公害苦情等の状況》

平成27年度の公害、苦情等の申し出件数は74件ありました。件数の内訳は、不法投棄が一番多く27件、次いで水質汚濁が22件でした。

また、典型7公害のうち一番多かった水質汚濁に関するものの内訳は、交通事故による車両からの油漏れなど、特に緊急を要する油の流出などによるものが最多でした。

市域が広い本市においては、豊川や矢作川の上流域としてすばやい対応を行う横断的な組織体制の強化に努めています。

◇公害・苦情等発生件数（平成27年度）

公害苦情の種類		件数	公害苦情の種類		件数
典型 7 公害	大気汚染	0	典型 7 公害 以外	不法投棄	27
	水質汚濁	22		害虫等の発生	0
	土壌汚染	0		野生動物	0
	騒音	7		野焼き	8
	振動	3		その他	1
	地盤沈下	0			
	悪臭	6	小計	36	
小計		38	合計	74	

《騒音・振動に係る届出》

生活環境の保全、人の健康の保護の観点から、特定施設（著しい騒音・振動を発生する施設を設置する工場又は事業場）の設置及び特定建設作業（著しい騒音・振動を発生する作業）の実施については、騒音規制法、振動規制法及び県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく届出が必要です。法律による届出の対象地域は、新城地区が該当します。

特定施設の設置届出

◇騒音に係る特定施設（平成27年度）

施設の種類	法律				県条例			
	設置	変更	全廃	総数	設置	変更	全廃	総数
1 金属加工機械				218	2	51		194
2 空気圧縮機械等	2	1		197	3	141	2	784
3 土石用破砕機等				12		6	2	13
4 織機				0				0
5 建設用資材製造機械				9			1	4
6 穀物用製粉機				0				0
7 木材加工機械		1		97		1		5
8 抄紙機				0				0
9 印刷機械				9				8
10 合成樹脂用射出成形機		-21		88				45
11 鋳型製造機				9		1		1
12 ディーゼル・ガソリンエンジン	—	—	—	—	9	3		89
13 送風機および排風機	—	-1	—	195	1	13	2	300

施 設 の 種 類	法 律				県 条 例			
	設置	変更	全廃	総数	設置	変更	全廃	総数
14 走行クレーン	—	—	—	—				7
15 洗びん機	—	—	—	—				0
16 真空ポンプ	—	—	—	—				27
施 設 の 合 計	—	—	—	834	—	—	—	1,477
工 場 等 の 実 数	1	4		126	12	7	1	142

◇振動に係る特定施設（平成27年度）

施 設 の 種 類	法 律				県 条 例			
	設置	変更	全廃	総数	設置	変更	全廃	総数
1 金属加工機械		-1		264	2	5		186
2 圧縮機および冷凍機				236	5	162	2	796
3 土石用破碎機等				19		6	2	18
4 織機				0				0
5 コンクリートブロックマシン等				4				1
6 木材加工機械		1		7	1			1
7 印刷機械				1				7
8 ゴム練用ロール機等				23				18
9 合成樹脂用射出成形機		-21		96		4		46
10 鋳型製造機				0				0
11 穀物用製粉機	—	—	—	—				0
12 ディーゼル・ガソリンエンジン	—	—	—	—	9	3		78
13 送風機および排風機	—	—	—	—	7	39	2	462
施 設 の 合 計	—	—	—	650	—	—	—	1,613
工 場 等 の 実 数	0	5	0	78	12	8	1	156

特定建設作業の届出

◇騒音に係る特定建設作業（平成27年度）

施 設 の 種 類	法 律	県 条 例
1 くい打機等を使用する作業	10	4
2 びょう打機を使用する作業	1	1
3 さく岩機を使用する作業	30	32
4 空気圧縮機を使用する作業	28	39
5 コンクリートプラント等を設けて行う作業	1	0
6 バックホウを使用する作業	61	354
7 トラクターショベルを使用する作業	2	
8 ブルドーザーを使用する作業	6	
9 建造物を動力・火薬等で解体・破壊する作業	—	1
10 コンクリートミキサー等を使用する作業	—	197
11 コンクリートカッターを使用する作業	—	105
12 ディーゼルエンジン原動機を用いる作業	—	0
13 ロードローラー等を使用する作業	—	227
合 計	139	960

◇振動に係る特定建設作業（平成27年度）

施 設 の 種 類	法 律	県条例
1 くい打機等を使用する作業	7	7
2 鋼球を使用して破壊する作業	0	0
3 舗装版破碎機を使用する作業	3	7
4 ブレーカーを使用する作業	24	64
合 計	34	78

《悪臭関係工場等の届出》

悪臭を発生させる工場等は、県民の生活環境の保全等に関する条例により、毎年悪臭物質の排出状況などについて届出をすることになっています。

《悪臭防止法に基づく規制》

市では、悪臭防止法による規制を平成21年3月1日から分析機器により測定する「物質濃度規制」を人間の嗅覚を用いて測定する「臭気指数規制」に変更しました。また、これに併せて、規制地域を旧新城地域から市内全域としました。

（臭気指数規制とは）

臭気指数規制は、近年の悪臭苦情に対応した規制として平成7年に導入され、人間の嗅覚を用いて悪臭の程度を臭気指数として数値化したものです。具体的には、試料を臭気が感じられなくなるまで希釈したときの希釈倍数（臭気濃度）の対数値に10を乗じた値です。

（規制地域の区分）

土地の利用状況や悪臭に対する順応性を考慮して、規制地域を3つに区分します。

地域区分	内 容	区 分
第1種地域	専ら住居の用に供されている地域のような悪臭に対する順応の見られない地域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域、第2種住居地域 準住居地域
第2種地域	第1種地域と第3種地域の間位置する地域	近隣商業地域、商業地域 準工業地域
第3種地域	主に工業の用に供されている地域 その他悪臭に対する順応の見られる地域	工業地域、工業専用地域 市街化調整区域 都市計画区域外の地域

（規制基準）

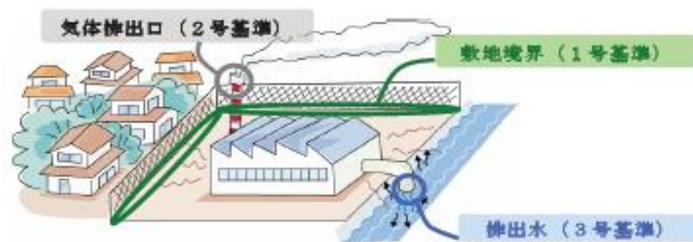
規制基準は、規制地域の区分及び採取地点である敷地境界線（1号基準）、気体排出口（2号基準）、排水（3号基準）の3点でそれぞれに各基準が定められています。なお、気体排出口及び排水の規制基準は敷地境界の基準をもとに定めています。

地域区分	臭気強度	第1号規制基準 敷地境界線上	第2号規制基準	第3号規制基準
第1種地域	2.5	12	※	28
第2種地域	3.0	15	※	31
第3種地域	3.5	18	※	34

※悪臭防止法施行規則第6条の2に定める方法により算出

◇平成27年度の届出状況

施 設 の 種 類	届出件数	
畜産農業	豚房施設	6
	牛房施設	23
	鶏飼育	10
	うずら飼育	2
	小 計	41
ゴム製品製造業	2	
し尿処理施設	1	
ごみ処理場	5	
合 計	49	



臭気濃度（希釈倍率）と臭気指数の関数

臭気濃度	臭気指数	臭気の状態	※臭気濃度とは、希釈倍率のことをいい、臭気指数は次の数式で算出します。 臭気指数=10×Log(臭気濃度)
10	10	ほとんどの人が気にならないにおい	
16	12	気をつければ感じるにおい	
32	15		
64	18	楽に感知できるにおい	

《環境保全協定の締結》

新城市は、市内で操業する企業と「環境保全協定」の締結を進めています。環境保全協定は、環境汚染の未然防止及び環境保全に関する活動の推進に取り組むことを目的としています。平成24年12月には従来の環境保全協定を見直し、太陽光、水力、バイオマスなどの再生可能エネルギーに取り組む事業所を対象に含め（太陽光の場合は、高圧受電が必要になる50キロワット以上の事業用電気工作物の事業所）、また、「周辺住民とのコミュニケーションについて」を協定書本文へ盛り込みました。

◇ 環境保全協定締結事業所（平成27年度末現在）

環境保全協定締結事業所名	地区	業種
株式会社大紀アルミニウム工業所 新城工場	新城	非鉄金属再生業
横浜ゴム株式会社 新城工場	新城	ゴム製品製造業
バルカーセイキ株式会社	新城	非鉄金属・金属製品製造業
株式会社トンボ鉛筆 新城工場	新城	事務用品製造業
コマツハウス株式会社	新城	鋼鉄製構造物製造業
日本特殊パイプ株式会社	新城	金属製品製造業
株式会社育良精機製作所 愛知新城工場	新城	電気部品加工業
光田屋株式会社	新城	洗濯業
中部鍛工株式会社	新城	鍛造製品製造業
サミット昭和アルミ株式会社 新城工場	新城	非鉄金属再生業
共和レザー株式会社 新城工場	新城	車輻用レザー製造業
セッツカートン株式会社	新城	ダンボール紙製造業
夏目金網工業株式会社	新城	鋼鉄製構造物製造業
株式会社相原製作所	新城	金属製品製造業
藤光工業株式会社	新城	木材・木製品製造業
新東工業株式会社 新城製作所	新城	一般産業用機械装置製造業
スミリン農産工業株式会社 新城工場	新城	有機培土・肥料製造業
株式会社エヌシーシー・ファクトリー	新城	自動二輪車車関連部品製造業
株式会社イノアックコーポレーション 八名事業所	新城	自動車関連部品製造業
中部丸筒株式会社 新城工場	新城	丸・角紙管製造業
大森木材株式会社 新城工場	新城	建築用木製組立材料製造業

環境保全協定締結事業所名	地区	業 種
三菱電機株式会社名古屋製作所 新城工場	新城	電動機製造
宇都宮化成工業株式会社 新城工場	新城	農業薬品製造
イズテック株式会社 新城工場	新城	荷役運搬機械器具製造業
株式会社大仙 新城工場	新城	金属製品製造業
オーエスジー株式会社 新城工場	新城	金属製品製造業
オーエスジー株式会社 八名工場	新城	金属製品製造業
株式会社イノアックコーポレーション 新城事業所	新城	自動車関連部品製造業
BASF INOAC ポリウレタン株式会社 新城工場	新城	化学工業実験
株式会社シンシロケーブル	新城	電線ケーブル製造業
横浜ゴム株式会社 新城南工場	新城	ゴム製品製造業
三河材流通加工事業協同組合	新城	木材流通、加工
株式会社新晃製作所 新城AD工場	新城	工業用パッキン製造
宇都宮工業株式会社 新城工場	新城	住宅部品製造業
知多産業運輸株式会社	新城	倉庫保管業
株式会社アイセック	新城	家庭科教材製造販売業
株式会社動研	新城	自動車部品等製造業
株式会社ハウセン	新城	産業用機械設計・製作業
山崎産業株式会社	新城	回転機械のメンテナンスとクレーンの製造
ユアサ工機株式会社	新城	金属加工
株式会社マテリアル新城 作手工場	作手	非鉄金属再生業
株式会社高木製作所 作手工場	作手	自動車関連部品製造業
大高精工株式会社	新城	金属製品製造業
株式会社マテリアル新城 本社	新城	二次合金製造業
碧海電気株式会社 新城太陽光発電所	新城	太陽光発電事業
中央設備エンジニアリング 新城メガソーラープロジェクト	新城	太陽光発電事業
岡田発電所	新城	太陽光発電事業
株式会社千葉 新城太陽光発電所	新城	太陽光発電事業
株式会社豊成 新城工場	新城	電動機製造
南発電所	新城	太陽光発電事業
朝日土地建物有限会社	新城	太陽光発電事業
大成株式会社	新城	太陽光発電事業
株式会社タツミハウジング	新城	太陽光発電事業
アサヒ精機株式会社	作手	自動車関連部品製造業
独立行政法人水資源機構 豊川用水総合事業部	鳳来	小水力発電事業
株式会社ボディワーク	新城	太陽光発電事業

《自動車騒音常時監視の状況》

市では、市内の主要道路の自動車騒音に係る環境基準の達成状況を把握するため自動車騒音状況の常時監視を行っています。自動車騒音常時監視は、市内の幹線道路などを対象にその道路に面する地域で、自動車の運行に伴う騒音の影響が概ね一定とみなせる区間や道路構造などにより評価する区間を分割し、その区間ごとに、対象となる地域の環境基準適合状況を面的に評価します。

◇平成 27 年度自動車騒音常時監視結果

調査期間：平成 27 年 11 月 24 日から平成 27 年 11 月 25 日

調査区間：県道能登瀬新城線、豊川新城線、新城引佐線

調査方法：「環境基本法第 16 条第 1 項の規定に基づく騒音に係る環境基準について」
(平成 10 年環境庁告示 64 号) の定めるところによります。

路線名	評価区間の 始点の住所	評価区間の 終点の住所	評価区間 の延長	住居 戸数	昼間・夜間とも 環境基準値以下	
			(km)	(戸)	(戸)	(%)
能登瀬新城線	新城市川路	新城市平井	2.1	246	246	100
豊川新城線	新城市川田	新城市川田	1.2	143	143	100
新城引佐線	新城市矢部	新城市平井	0.6	123	123	100

※ 面的評価の対象は、評価区間の評価範囲（道路端から 50m の範囲）内における保全すべき住居等である。

(自動車騒音に係る基準)

環境基本法第 16 条第 1 項に基づくもので、騒音に係る環境上の条件について人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準。

地域類型			環境基準 (L_{Aeq})		幹線交通を担う道路 に近接する空間
A	第 1 種低層住居専用地域	左記のうち、2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	昼間	60dB 以下	昼間 70dB 以下
	第 2 種低層住居専用地域		夜間	55dB 以下	
B	第 1 種中高層住居専用地域		昼間	65dB 以下	夜間 65dB 以下
	第 2 種中高層住居専用地域		夜間	60dB 以下	
C	第 1 種住居地域	左記のうち、2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	昼間	65dB 以下	(全地域共通) ※備考参照
	第 2 種住居地域		夜間	60dB 以下	
準住居地域	昼間		65dB 以下		
都市計画区域で用途地域の定められていない地域	夜間		60dB 以下		

※備考

個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては 45dB 以下、夜間にあっては 40dB 以下)によることができる。

(注) 1 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいう。

- (1) 高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道は 4 車線以上の区間)
- (2) 一般自動車道であって都市計画法施行規則第 7 条第 1 項第 1 号に定める自動車専用道路

2 「幹線交通を担う道路に近接する空間(区域)」とは、次の車線数の区分に応じた道路端からの距離により特定された範囲をいう。

- (1) 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15m

(2) 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20m

3 時間の区分については、昼間は6時から22時、夜間は22時から翌朝6時

《新城市クリーンセンターおよびその周辺のダイオキシン類調査》

市では、クリーンセンターからの排気ガスと焼却灰を埋立て処理する有海埋立処分場、クリーンセンター周辺地区の水質及び土壌において、ダイオキシン類調査を実施しています。

「調査地点」



「調査状況」

単位 (TEQ=毒性等量)

土壌 : pg - TEQ/g 大気 : pg - TEQ/m³ 水質 : pg - TEQ/l 底質 : pg - TEQ/g

調査項目 ・地点	環境 基準	測 定 値										
		移動前	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	
土 壤	1,000	No.1	3.1			6.1					9.5	
		No.2	2.3				0.34					2.3
		No.3	2.5			11.0					4.2	
		No.4	6.0	3.3					8.1			
		No.5	5.4	2.2					2.1			
		No.6	0.65				0.32					2.6
		No.7	4.7	2.3					5.5			
		No.8	13.0					8.5				
		No.9	2.6			0.72					0.8	
		No.10	18.0					12.0				
		No.11	1.8				1.6					2.4
		No.12	4.2		5.4					5.3		
		No.13	3.5		5.1					7.5		
大 気	0.6	0.034	0.16					0.014				
水 質	1.0	0.027						0.067				
底 質	150	樋田川	0.14			0.83				1.4		
		豊 川	0.032			0.083				0.28		

調査項目・地点		環境基準	測定値											
			H22	H23	H24	H25	H26	H27						
土 壤	No.1	1,000				7.1								
	No.2						3.5							
	No.3					5.7								
	No.4			3.5										
	No.5			2.2										
	No.6						2.0							
	No.7			3.4										
	No.8			19.0						19.0				
	No.9					2.1								
	No.10			16.0						13.0				
	No.11							1.7						
	No.12					4.1								
	No.13					3.1								
大気		0.6		0.0062										
水質		1.0			0.035									
底質	樋田川	150				0.27								
	豊川					0.088								

◇クリーンセンターのダイオキシン類検査結果

TEQ=毒性等量

区分	排ガス (ng - TEQ / m ³ N)		ばいじん※1 (ng - TEQ / g)		焼却灰※2 (ng - TEQ / g)	
	1号炉	2号炉	1号炉	2号炉	1号炉	2号炉
基準値	5.0	5.0	3.0	3.0	3.0	3.0
H13	0.018	0.020	0.15	0.16	0.014	0.00019
H14	0.00012	0.000021	0.33	0.80	0.00022	0.00064
H15	0.00054	0.0000043	0.086	0.23	0.00012	0.00044
H16	0.051	0.0	0.16	0.23	0.0002	0.0
H17	0.000014	0.000016	0.52	0.16	0.0015	0.00090
H18	0.0000063	0.0056	0.12	0.12	0.00043	0.0
H19	0.0013	0.00033	0.89	0.06	0.0	0.0
H20	0.00081	0.0032	0.080	0.052	0.0	0.0
H21	0.022	0.0059	0.060	0.48	0.00000096	0.000014
H22	0.00013	0.0024	0.19	0.17	0.00024	0.000038
H23	0.00000030	0.0015	0.000036	0.050	0.067	0.00000022
H24	0.0030	0.00017	0.092	0.069	0.0	0.0
H25	0.00054	0.0000021	0.068	0.029	0.00051	0.0
H26	0.018	0.0012	0.22	0.99	0.00094	0.000079
H27	0.000061	0.0000011	0.065	0.0081	0.0017	0.00059

※1：バグフィルターで捕集された灰（一般的には「飛灰（ひばい）」と呼ぶ）

※2：ストーカーに残った灰（一般的には「燃え殻（もえがら）」と呼ぶ）

◇有海埋立処分場ダイオキシン類測定結果

基準値 放流水：10pg - TEQ / l以下

地下水：1pg - TEQ / l以下

※単位：pg - TEQ / l (TEQ=毒性等量)

区分	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
放流水	0.00073	0.00012	0.000075	0.000040	0.00015	0.00098	0.000040	0.018
地下水1	0.00029	0.051	0.051	0.057	0.065	0.022	0.093	0.038
地下水2	0.56	1.0	0.062	0.29	0.069	0.026	0.12	0.045

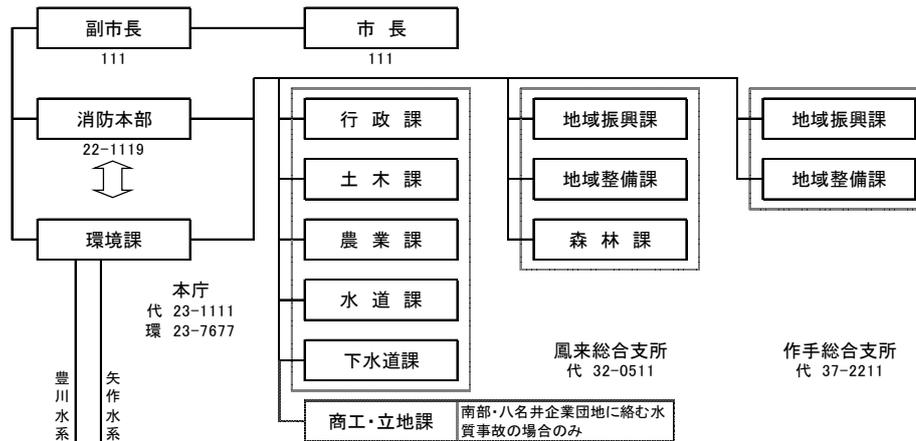
区分	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
放流水	0.00014	0.000009	0.0061	0.000050	0	0	0.000048
地下水1	0.014	0.062	0.061	0.044	0.032	0.042	0.028
地下水2	0.018	0.33	0.20	0.083	0.033	0.043	0.038

【意識の高揚】

《河川水質汚濁緊急対策》

市内の河川等における水質汚濁事故発生に伴い、市民及び豊川下流域の人の健康及び生活環境の保全並びに自然・生態系への影響等に重大な支障をきたさないよう適切な措置を効果的に進めるため、関係各課相互の連絡調整を図ることを目的とした「新城市河川等水質汚濁緊急対策要綱」並びに「新城市水質汚濁対策連絡会」を設置しています。

「新城市河川等水質汚濁緊急時連絡網」（平成27年4月1日現在-毎年更新）



国土交通省豊橋河川事務所 管理課	0532-48-8105	国土交通省豊橋河川事務所 管理課	0532-48-8105
愛知県環境部水地盤環境課	052-954-6221	愛知県環境部水地盤環境課	052-954-6221
愛知県新城保健所	22-2203	愛知県新城保健所	22-2203
愛知県新城警察署	22-0110	愛知県新城警察署	22-0110
愛知県東三河総局新城設案振興事務所	23-2111	愛知県東三河総局新城設案振興事務所	23-2111
愛知県新城設案建設事務所	23-5111	愛知県新城設案建設事務所	23-5111
豊川用水水総合事業部 管理課	0532-54-6501	羽布ダム事務所	0565-90-3501
豊川用水水総合事業部 新城支所	26-0076	三河湖漁業協同組合	0565-90-3473
豊川用水水源管理所 宇連ダム	33-0021	豊田市環境部環境保全課	0565-34-6628
豊川用水大野管理所 大野、寒狭川頭首工	32-1079	巴川漁業協同組合	0565-62-0015
寒狭川中部漁業協同組合	36-0368	西三河水道事務所	0565-45-1500
寒狭川下漁業協同組合	25-0614	矢作川沿岸水質保全対策協議会	0566-76-6241
宇連川漁業協同組合	32-0622	矢作川沿岸土地改良区連合	0563-56-2340
三輪川下漁業協同組合	32-0603		
豊川上漁業協同組合	22-2116		
豊橋市環境部環境保全課	0532-51-2390		
豊橋市消防本部	0532-52-0119		
豊川市経済環境部環境課	0533-89-2141		

矢作川水系

豊川水系

3 生活空間

●まちづくり交通政策

【公共交通機関の利用促進】

《新城市地域公共交通総合連携計画》

市では、総合計画で目指すまちの将来像「市民がつなぐ 山の湊 創造都市」を支える公共交通づくりのため、既存路線の維持というこれまでの考え方を改め、市民にとって満足度の高い、新たな公共交通システムの構築に向けて本気で取り組むことを念頭に、「新城市地域公共交通総合連携計画」を策定し、平成20年度から22年度の3ヵ年をかけて地域公共交通活性化・再生総合事業により実証運行の実施や運賃・ルートの見直し等を行い、利用者目線に立った路線の構築を図ってきました。平成23年度からは実証運行の3路線の運行を継続し、移動手段の確保を図っています。

『連携計画の目標』

市は、これまでの既存バス路線の維持を基本とした方針を改め、より住民にとって利便性が高く、かつ効率的な公共交通を作り上げるため、6つの推進ポイントを着実に実行することで、住民に親しまれ、住民が支え、住民にとって便利な公共交通網を構築します。

新公共交通システム推進の6つのポイント

- | | |
|---------------|-------------|
| 1 運行形態・路線網の検討 | 4 バス関連施設の整備 |
| 2 ニーズの把握と反映 | 5 地域・利用者の参画 |
| 3 利用しやすい料金体系 | 6 積極的な情報提供 |

『連携計画の計画期間』

計画期間は10年間（平成20年度から平成29年度）とし、計画の実現を目指します。

『協議会の設置』

法定協議会として位置づけた「新城市地域公共交通会議」を設置しています。

《新城市地域公共交通会議・協議内容》

- 1 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様および運賃・料金等に関する事項
- 2 新城市が運営する有償運送の必要性および旅客から収受する対価に関する事項
- 3 新城市の公共交通政策の推進に関する事項
- 4 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

《共通回数券対象路線の拡充》

新城市地域公共交通会議で協議した結果、中宇利線と吉川市川線の運賃を平成22年4月1日から200円に統一し、また10月1日からは作手線の運賃をそれまでの距離制からゾーン制とし、Sバス共通回数券の利用を可能としました。この回数券は200円のチケットが6枚綴りで1,000円（100円6枚綴りは500円）と、1回乗車分お得です。車内販売や商工会との連携により買物カードでの引き換えを始めたこと等で、回数券の売り上げは伸びています。

《ラッピングバス》

平成21年度には鳳来地区の塩瀬線車両に、平成22年度には新城地区の北部線車両に、バス通学児童が書いた絵をラッピングしました。

その後、車両更新に合わせ、作手地区の守義線、つくであしがる線に明るい雰囲気のリッピングを施した車両を、新城地区の北部線、西部線に市内の観光名所やイベントがラッピングされた車両を導入しました。

現在4台のリッピングバスが市内を走っており、どのバスも地元のみなさんに親しまれ、小中学生の通学や高齢者の通院・買い物の足として活躍しています。



つくであしがる線ラッピングバス

《夏休み小学生50円バス》

夏休み期間中に小学生と保護者の方にバスをより多くご利用いただくため、東三河8市町村内を運行するバス（一部を除きます）のこども運賃を1乗車50円（通常の運賃が50円未満の場合はその運賃。）とする取組を行いました。

この事業は平成24年度から実施しており、路線バス事業者と東三河8市町村が連携して実施したもので、平成27年度も多くの小学生が利用しました。

●防犯対策

【犯罪を未然に防ぐ環境整備】、【防犯組織・体制づくり】

“安全・安心して快適に暮らすことのできるまちづくり”を行うためには、私たちのまちづくりに対する“自覚と行動”が必要です。また、市民や各事業所、市等がそれぞれ協働して、積極的に取組を行うことが不可欠です。

このため、市ではその実現に向け、しんしろ安全・安心で快適なまちづくり条例に基づいて、市民・事業所・市等の行動主体ごとの取組事項・取組方向を示した、「しんしろ安全・安心で快適なまちづくり行動計画」を作成しました。この行動計画に沿って“市民総ぐるみのまちづくり運動”を展開していきます。

《取組項目》

（安全・安心なまちづくり）

- 1 犯罪の防止に関する事
 - 2 地域防犯力の向上
 - 3 犯罪が起きない生活環境づくり
 - 4 子どもの安全確保
 - 5 その他安全・安心なまちづくりに関すること
- #### （快適なまちづくり）
- 1 ごみのポイ捨て等の防止に関する事
 - 2 ペット（動物）の適正な管理に関する事
 - 3 喫煙者のモラルに関する事
 - 4 空地および空家の適正な管理に関する事
 - 5 落書き等の防止に関する事



防犯キャンペーンの様子

6 その他快適なまちづくりに関すること

《放置自転車への対応》

最近市内の駅周辺などには自転車が乱雑に駐輪され、中には長期間放置されているものもあります。放置自転車は安全な通行の妨げになるばかりでなく、防災や都市景観などの面からも社会問題となっています。



◇放置自転車の状況

平成27年度中撤去台数 79台

駅名	野田城	新城	茶臼山	東新町	三河東郷	大海	長篠城	本長篠	三河大野	その他
撤去台数	13	17	8	14	1	1	1	3	1	21
内盗難車	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0

《地域安全灯設置費補助制度》

地域住民の交通安全対策、防犯対策を積極的に推進し、地域の安全を確立することを目的として、地域安全灯（LEDを光源とするものに限る）を設置する行政区に対し補助金を交付しています。

（平成27年度の実施状況）

○補助金交付額 19,411,000円 1,135灯（101行政区）

※上記の1,135灯（101行政区）のうち1,118灯（90行政区）については、地域自治区予算事業を活用して別に9,494,000円分を上乗せして補助を実施しています。



補助実績（過去5年間）

年度	灯数
平成23年度	88
平成24年度	102
平成25年度	101
平成26年度	576
平成27年度	1,135

環境ビジョン 3

交流と教育・文化のまち

わたしたちの地球環境問題への関心の度合いは、世界から見ても非常に高いレベルであることがわかっています。しかし、一人ひとりの環境負荷の少ないライフスタイルへの転換や持続可能な地域社会づくりについてはあまり進んでいないのが現状です。

これは、これまでの環境教育・学習機会が、ライフスタイルや地域の課題を総合的な視点で捉えた具体的な取り組みへと結びついていなかったからといえます。

本市には、先人から受け継がれてきた豊かな自然環境や歴史的・文化的遺産、伝統芸能といった地域文化を形成する数多くの地域資源が存在しています。

持続可能な地域社会の実現のためには、地域に住む一人ひとりがこうした地域の恵みを保全し、活かしながら、学校や地域が連携して環境教育・学習を進めることが大切です。

また、学校や地域をはじめ、自治体や海外との積極的な交流は、地域の特色をより一層高められるきっかけとなります。

わたしたちは、自然、歴史・文化資源を活かした魅力的な「新城らしさ」あふれる『交流と教育・文化のまち』を創造し、将来世代に引き継いでいきます。

1 環境教育

●拠点づくり

【環境教育拠点の整備】

地球温暖化や廃棄物などに見られる環境問題は、人のライフスタイルと密接に関わっています。こうした問題の解決のためには、現在の大量生産 → 大量消費 → 大量廃棄を基調にした高負荷なライフスタイルを、極力環境への負荷の少ないものへ速やかに変革していく必要があります。

それには、一人ひとりが、それぞれの日常行動が環境にどのような影響を与えているか、また、そのことが自分たちの生活や将来の世代にどのような影響を及ぼすかなど、人と人を取り巻く環境との相互作用について理解し、行動に結びつけていけるような環境教育の拠点の整備が重要な要素となります。

本市では、鳳来寺山参道の門前にある「鳳来寺山自然科学博物館」が環境教育の拠点として挙げられます。「足下の気づき」から 地域を知る → 何をすべきか考える → 実際に行動するというコンセプトの下でさまざまな講座、展示が行われています。



《鳳来寺山自然科学博物館の主な取り組み》

鳳来寺山を中心とした奥三河の自然に関する展示と、足元の自然をテーマにした特別展や、野外学習会、子ども向け自然講座、現地見学ツアーなどの活動を活発に行っています。

また、博物館友の会があり、市内はもとより県内外に多くの会員がいて博物館を活用しています。会員の有志によるボランティアグループ「博物館協力隊」（子どもから大人まで27名が登録）が結成され、博物館主催で開催する野外学習などの補助や環境整備活動、資料整理などを行うとともに、友の会主催の自然観察会などの講師などもつとめています。

郷土の自然について調査、展示、教育普及、資料収集するといった、さまざまな博物館活動を市民ボランティアとともに力をあわせて推進しています。



「新城市の昆虫・動物展」

◇特別展

実施日	テーマ
4月19日(日)～8月31日(月)	新城市の自然誌-後世に残したい地質遺産-
9月27日(日)～10月31日(土)	きのこ展
11月15日(日)～2月29日(月)	足もとの自然の魅力再発見

◇野外学習会

実施日	テーマ	参加数	開催場所
4月29日(水)	雨生山の植物を観察しよう	41	新城市雨生山
6月7日(日)	四谷千枚田で生き物を観察しよう	40	新城市四谷
7月26日(日)	奥三河の鉱物採集と地質見学Ⅰ	35	東栄町
8月2日(日)	水辺や水中の生き物を調べよう	22	博物館
10月11日(日)	きのこを調べよう	23	新城市作手
11月3日(火)	茶臼山の植物を観察しよう	18	豊根村茶臼山
11月15日(日)	奥三河の鉱物採集と地質見学Ⅱ	34	設楽町津具
1月10日(日)	桜淵の野鳥を観察しよう	29	新城市
2月7日(日)	豊川中流域の地質と地形	22	新城市

◇子ども&子どもにかえりたい大人の自然講座

実施日	テーマ	参加数	開催場所
7月25日(土)	昆虫のからだのふしぎ	19	博物館
8月9日(日)	自然を測ろう	6	博物館
8月23日(日)	砂絵を描こう	12	博物館

◇ジオツアー

実施日	テ ー マ	参加数	開催場所
5月24日(日)	東栄町の地層と化石見学	27	東栄町
6月28日(日)	新城市の中央構造線の露頭見学	32	新城市
8月16日(日)	作手高原の地質と地形及び湿原観察	28	新城市作手
12月5日(土)	奥三河の大地をめぐるジオツアー	34	豊橋市～東栄町

◇シンポジウム

実施日	テ ー マ	参加数	開催場所
11月29日(日)	東三河にジオパークを！シンポジウム	48	蒲郡市生命の海科学館

【公民館活動の整備・充実】

市では、農地の保全、開水路・農道等施設の適正な管理保全による長寿命化とともに農村環境を保全する効果の高い取り組みを行う活動組織を支援しています。

現在、市内29地区で農地保全のための活動が行われ、そのうち17地区においては生態系保全のための実践活動も行われています。

◇活動状況

No.	地区名	活動組織名	主な活動
1	上平井	上平井地域環境保全隊	生物の生息状況の把握
2	片 山	片山地域環境保全隊	生物の生息状況の把握
3	牛 倉	牛倉地域環境保全隊	生物の生息状況の把握
4	浅 谷	浅谷地域の環境を守る会	生物の生息状況の把握
5	石 田	石田の地域環境を守る会	生物の生息状況の把握、希少種の監視
6	杉 山	杉山の環境を守る会	生物の生息状況の把握、外来種の駆除
7	八名井	八名井農地・水・環境保全会	生物の生息状況の把握
8	豊 島	豊島環境保全会	生物の生息状況の把握
9	稲 木	農地水環境稲木	生物の生息状況の把握
10	出 沢	出沢里山を守る会	生物の生息状況の把握、希少種の監視
11	野田・中市場	野田・中市場の「農地・水・環境」を守る会	外来種の駆除
12	竹広	竹広農地保全隊	生物の生息状況の把握、希少種の監視
13	只 持	只持環境保全隊	生物の生息状況の把握
14	布 里	布里農地・水環境保全隊	生物の生息状況の把握
15	作手黒瀬	黒瀬美土里会	生物多様性に配慮した施設の適正管理
16	作手菅沼	菅沼を良くしまい会	生物の生息状況の把握
17	作手清岳	市場の環境を守る会	生物の生息状況の把握

●環境教育・学習

市では、身近な自然の様子から地球温暖化といったグローバルな環境問題にいたるまで、ニーズに応えた環境学習を実施しています。

《親と子の走る環境教室》

親と子の「走る環境教室」は、夏休み中の市内の小学生とその保護者を対象に参加者を募集し、マイクロバスなどを使って、市内外のリサイクル工場や環境関連施設の見学や勉強会を通じ、環境問題に対して理解を深め、その対策について親子で考えるものです。

平成27年度は、「愛・地球博記念公園 モリコロパーク」で、自然体験や工作教室などを通じて、楽しみながら環境について学びました。



◆8月23日（日）

参加者数 児童7名 保護者10名

◆8月26日（日）

参加者数 児童5名 保護者7名

◇親と子の走る環境教室の開催状況

年度	見 学 先
H13	県下水道科学館（平和町）自然共生研究センター（岐阜県川島町）
H14	王子製紙株式会社春日井工場（春日井市）愛知県環境調査センター（名古屋市）
H15	トヨタ「里山学習館エコの森ハウス」（豊田市）
H16	愛知県下水道科学館（平和町）愛知県環境調査センター（名古屋市）
H17	川売・梅の里、四谷・千枚田（旧鳳来町）段戸・きららの森（設楽町）
H18	でんきの科学館、エコパルなごや（名古屋市）
H19	コカ・コーラ東海北工場、東邦ガス(株)ガスエネルギー館（東海市）
H20	中部電力川越火力発電所・川越電力館テラ 46（三重県川越町）
H21	あいち臨空新エネルギー実証研究エリア（常滑市）新舞子マリンパーク風力発電所（知多市）
H22	浜岡原子力館（静岡県御前崎市、浜松科学館（静岡県浜松市）
H23	でんきの科学館（名古屋市）
H24	デンパーク（安城市）、ミツカン博物館「酔の里」（半田市）、コカ・コーラ東海工場（東海市）
H25	NEC アクセステクニカ（掛川市）、本多技研(株)浜松製作所（浜松市）
H26	愛知ヤクルト工場（日進市）、とよたエコフルタウン（豊田市）
H27	愛・地球博記念公園 モリコロパーク

《市民環境講座》

市では、環境問題に取り組んでいる、若しくはこれから取り組もうとされているみなさんを対象に「環境活動に関する学習機会」を提供するために、平成16年度から毎年「市民環境講座」を開催しています。平成27年度は、



- ◆11月7日（土） 講師：小山 舜二 氏
「鞍掛山麓 四谷の千枚田
～棚田と里山が育む生物多様性～」
新城文化会館 301講習室
参加者21人

- ◆1月25日（日）
講師：NPO法人 穂の国森づくりの会
森田 実 氏
「小水力発電に関する現地見学会」
大島ダム小水力発電施設
参加者10人



- ◆2月27日（土）
講師：NPO法人気候ネットワーク
豊田 陽介 氏
「かしこい電気の選びかた」
新城文化会館 301講習室
参加者18人

《水生生物調査》

市では、市内小中学校の生徒や行政区と河川における水生生物調査活動を行っています。

ほぼ毎年、同じ地点の水生生物の調査をしますが、水質の状況を把握するとともに、地域の自然とふれあうことのできる良い機会となっています。また、地元の水生生物調査を実施することにより、地元の川を自分たちで守ろうという意識の高揚にもつながります。



◇水生生物調査実施の状況（平成27年度）

学校・団体名	河川名	実施日	参加人数
千郷小①	野田川	6月24日	37
千郷小②	野田川	6月25日	36
千郷小③	野田川	6月26日	37
作手小 南校舎	古宮川	6月29日	9
鳳来東小	宇連川	6月29日	14
舟着小	大入川	6月30日	9
庭野小	原川	7月2日	7
作手小 南校舎①	菅沼川	7月13日	6
東郷東小	五反田川	7月13日	28
黄柳川小	黄柳川	7月14日	32
鳳来寺小	海老川	7月14日	6
作手小 南校舎②	菅沼川	7月15日	9
吉川子ども会	大峯川	7月18日	27
豊島環境保全会	杉川	7月26日	30
八名中学校	黒田川	7月28日	19
菅沼水生生物調査会	菅沼川	8月2日	8
石田区水生生物調査会	石田の清水	8月1日	60
実施17回（8小学校・1中学校・4団体）			計374名

《地球温暖化に関する学習会》

持続可能な社会を構築していくためには、住民の方々の環境に配慮した行動も大切です。

市では、緊急な課題である気候変動などの地球温暖化問題に対し、状況を理解し、自ら考え、行動していただくため、要望により学習会を実施しています。

1 授業90分を基本に、受講される方の習熟度によって講座内容を変更しています。



《ごみに関する環境学習》

市では、ごみの出し方や分け方をはじめ、処理の方法などについて実際に現場を見学して理解してもらうことを目的に、市内小学校の4年生を中心にごみに関する学習を実施しています。

◇ごみに関する学習会実施状況（平成27年度）

見学日	学校等名	見学施設			見学者数
		クリーンセンター	資源集積センター	鳥原埋立処分場	
5月11日(月)	東郷東小学校	○	○		30人
5月12日(火)	鳳来東小学校	○	○		50人
5月18日(月)	東郷西小学校	○	○	○	50人
5月19日(火)	鳳来中部小学校	○		○	35人
5月22日(金)	庭野小学校	○		○	9人
5月25日(月)	作手小学校	○	○	○	18人
5月27日(水) 5月29日(木)	千郷小学校	○			112人
6月2日(火)	八名小学校	○	○	○	39人
6月3日(水)	東陽小学校	○	○	○	23人
6月17日(水)	高齢者大学	○	○	○	42人
6月24日(水)	新城小学校	○		○	60人
12月1日(火)	舟着小学校	○		○	11人
実施13回（11小学校・1団体）					計479名



クリーンセンターの見学の様子



鳥原埋立処分場の見学の様子

《上下水道に関する環境学習》

市では、子どもたちに上下水道に関する基礎知識を学ぶことにより、水環境に対する興味と関心をもってもらうことを目的に、市内小学校4年生を対象に上下水道教室を実施しています。

上下水道講座（パワーポイントによる上下水道の基礎知識の学習および簡易急速ろ過実験）を実施しています。



◇上下水道に関する環境学習実施状況（平成27年度）

学校名	内容	実施場所	実施日	参加人数
新城小学校	講座	新城小学校	6月1日	58
舟着小学校	講座	舟着小学校	6月14日	15
作手小学校北校舎	講座	作手小学校北校舎	6月20日	8
作手小学校南校舎	講座	作手小学校南校舎	6月21日	7
八名小学校	講座	八名小学校	6月22日	35
東郷東小学校	講座	東郷東小学校	6月23日	40
東郷西小学校	講座	桜淵監視センター	6月24日	24
鳳来東小学校	講座	鳳来東小学校	6月27日	7
鳳来中部小学校	講座	鳳来中部小学校	6月28日	24
東陽小学校	講座	東陽小学校	6月29日	13
東郷西小学校	講座	桜淵監視センター	6月30日	24
千郷小学校	講座	千郷小学校	7月1日	107
実施12回（11小学校・15クラス）				計362名

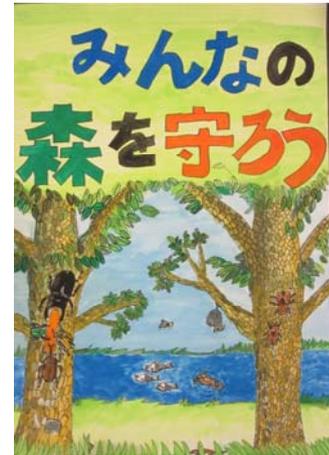
《環境ポスターコンクール》

市では、ごみの減量化・資源リサイクル・環境美化の意識を高揚し、環境問題に関心を持っていただくため、社会科の授業で「ごみ」について勉強している小学4年生を対象に、環境ポスターの募集を行っています。平成27年度は179点の作品が寄せられました。

◆金賞2名、銀賞3名、銅賞5名、入選10名



平成27年度金賞作品

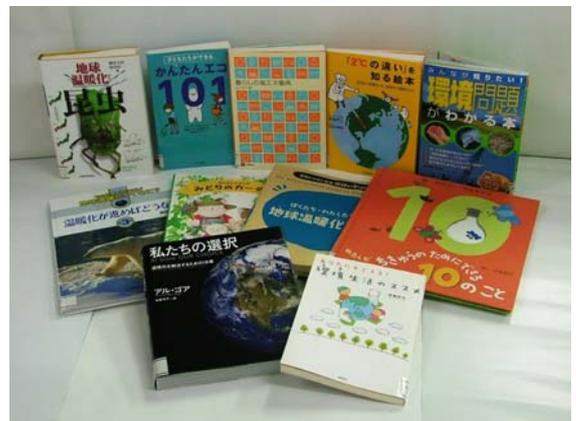


《しんしろエコ・ライブラリー》

市では、環境図書などを通して、さまざまな情報を皆さんに提供し、共に考え、その対策を進めていくための契機になればと、市内在住の方を対象に無料で貸し出しを行っています。

この事業は、市内のスーパーなどが取り組んでいる「レジ袋有料化」による収益金を「環境関連の資金として使用して欲しい」と1事業所から市に寄付をいただいたことから始まりました。

なお、エコライブラリーの図書は26年9月より新城図書館に移動しています。



2 歴史・文化

●歴史的・文化的環境の保全整備

【史跡、名勝、天然記念物や建造物の保持】

《環境整備の実施》

国指定史跡長篠城跡をはじめとした城跡や古墳等の史跡、県指定天然記念物長の山湿原や清岳向山湿原などの適正な環境維持を行うため、地元市民等の協力により草刈り等の環境整備を行いました。



長ノ山湿原



宇利城跡

◇指定文化財の状況

平成27年度末現在

	種別	名称	所在地	指定年月日
国指定文化財	建造物	東照宮	門谷	S28. 11. 14
		鳳来寺仁王門	門谷	S28. 11. 14
		望月家住宅	黒田	S49. 2. 5
	絵画	絹本著色三千仏名宝塔図	中宇利	H 6. 6. 28
	彫刻	木造薬師如来坐像	庭野	S 6. 12. 14
		木造阿弥陀如来坐像 附 木造観音菩薩坐像	巢山	S52. 6. 11
	無形民俗	三河の田楽	門谷・七郷一色	S53. 5. 22
	史跡	長篠城跡	長篠	S 4. 12. 17
	名勝	鳳来寺山	門谷	S 6. 7. 31
		阿寺の七滝	下吉田	S 9. 1. 22
	天然記念物	乳岩及び乳岩峡	川合	S 9. 1. 22
		馬背岩	豊岡	S 9. 5. 1
		黄柳野つげ自生地	黄柳野	S19. 3. 7
甘泉寺のコウヤマキ		作手鴨ヶ谷	S47. 5. 26	
国登録文化財	建造物	旧黄柳橋	乗本	H10. 9. 2
		瀧川家住宅主屋	出沢	H17. 2. 28
		瀧川家住宅長屋門	出沢	H17. 2. 28
		瀧川家住宅祠	出沢	H17. 2. 28
		旧大野銀行（大野宿鳳来館）本館	大野	H21. 1. 8

	種 別	名 称	所在地	指定年月日
国登録文化財	建造物	旧大野銀行（大野宿鳳来館）土蔵	大野	H21. 1. 8
		龍泉寺本堂	出沢	H25. 12. 24
		龍泉寺開山堂及び位牌堂	出沢	H25. 12. 24
		龍泉寺観音堂及び御茶堂	出沢	H25. 12. 24
		龍泉寺庫裏	出沢	H25. 12. 24
		龍泉寺鐘楼	出沢	H25. 12. 24
		八平神社本殿	出沢	H25. 12. 24
		八平神社玉垣	出沢	H25. 12. 24
		瀧神社本殿	大海	H25. 12. 24
県指定文化財	絵画	甘泉寺の涅槃図	作手鴨ヶ谷	S47. 6. 7
	彫刻	木造十一面観音立像	杉山	S32. 1. 12
		木造不動明王立像	巢山	S53. 3. 15
		木造熊野三所懸仏	巢山	S54. 3. 22
	無形民俗	信玄原の火おんどり	竹広	S40. 5. 21
		乗本万灯	乗本	S51. 7. 14
		南設楽のほうか	大海・布里・一色 塩瀬・源氏・名号	S58. 9. 14
	史跡	設楽のしかうち行事	能登瀬	S58. 3. 7
		宇利城跡	中宇利	S32. 9. 6
		旗頭山尾根古墳群	八名井	S53. 5. 29
	名勝	断上山古墳9・10号墳	大宮	S53.10.16
		満光寺庭園	下吉田	S49. 7. 3
		天然記念物	須山のイヌツゲ	作手清岳
	ムカデラン自生地		川合	S30. 5. 6
	ねずの樹		門谷	S30. 7. 1
	長ノ山湿原		作手岩波	S48.11.26
		中宇利丸山の蛇紋岩植生	中宇利	S55. 2. 12
市指定文化財	建造物	8	能舞台、満光寺の山門、薬師堂他	
	絵画	3	太田白雪画像、鳥居勝商磔殺の図他	
	彫刻	31	木造十一面観音立像、木造大日如来坐像、木造子安観音立像、石造庚申碑、木造神馬、石造閻魔大王他	
	工芸品	6	能装束・能面、鰐口、唐の頭、喚鐘、鉄砲、梵鐘	
	典籍	8	太田白雪自筆著書、太田白雪「きれぎれ」他	
	古文書	38	今川義元証文、今川氏真証文、菅沼家家譜、慶長9年検地帳、御觸書留帳（町役場日記）等	
	考古資料	7	大ノ木遺跡他遺跡、茶臼山古墳他古墳出土品等	
	歴史資料	1	吉田川井堰引船図 附 井堰御普請関係文書	
	無形	3	祭礼能、立物花火、鳳来寺硯製作	
	有形民俗	7	石座石、服部神社伝来赤引糸関係遺物他	
	無形民俗	13	新城歌舞伎、鍋づる万灯、名越神楽、天王祭他	
	史跡	63	黒瀬遺跡、摩訶戸古墳群、新城城跡、信玄塚、富賀寺中世墓地、芭蕉句碑、蟻塚、今水寺跡他	
	名勝	4	鳴沢の滝、桜淵、鮎滝、富賀寺庭園	
天然記念物	24	白鳥神社の大スギ、ヒメハルゼミ、中央構造線長篠露頭、見代のオハツキイチョウ他		



国指定文化財 望月家住宅【建造物】



国指定文化財 木造薬師如来坐像【彫刻】



県指定文化財 信玄原の火おんどり【無形民俗】



県指定文化財 設楽のしかうち行事【無形民俗】



市指定文化財
ミカワバイケイソウ自生地【天然記念物】



市指定文化財 富賀寺庭園【名勝】

【歴史・文化の活用】

《歴史・文化関連施設》

「鳳来寺山自然科学博物館」

鳳来寺山自然科学博物館は、国指定の名勝天然記念物・鳳来寺山を中心に、自然の宝庫である東三河を研究するため昭和24年9月に結成された「東三河の地質と鉱物の会」が田口鉄道鳳来寺駅の公舎を改造して開館した、田口鉄道自然科学博物館が前身になります。

そして、昭和38年4月26日、元鳳来寺村長で林業家の丸山喜兵衛氏の寄付により、日本初の二重展示方式を取り入れるなど全国的にも画期的な町立の自然科学博物館が建設されました。

各自然分野の専門家である学術委員による野外学習会などの教育普及活動は、開館時からたゆまず開催しています。また、展示においては、鳳来寺山をはじめとした当地域の地学、動植物などを幅広く展示しています。

また、県内最大規模の植物標本を収蔵するなど、自然資料の収集保存活動も行っています。



鳳来寺山自然科学博物館

「設楽原歴史資料館・長篠城址史跡保存館」

日本三大決戦の一つとされる長篠・設楽原の戦いは、織田・徳川連合軍が初めて新兵器鉄砲(火縄銃)を大量に使用し、その威力をまざまざと見せつけ、後の戦術に一大変革をもたらした日本史に残る著名な戦いです。設楽原歴史資料館、長篠城址史跡保存館には、戦国の分岐点を演じた「鉄砲の戦いー設楽原の決戦」にまつわる人、経緯、火縄銃の果たした役割・その歴史を展示しており、織田・徳川連合軍が陣地の前にめぐらした武田騎馬軍の進撃を防ぐための馬防柵も再現しています。

また、設楽原歴史資料館には、日本開国の基となった幕末の日米修好通商条約調印の立役者・岩瀬忠震についての資料も展示しています。



設楽原歴史資料館



長篠城址史跡保存館

「作手歴史民俗資料館」

作手高原には、「全国重要湿地 500」にも選定されている広大な湿地帯があり、人々は原始・古代から現代に至るまで、その湿地をたくみに利用してきました。

作手歴史民俗資料館には、こうした風土の中で育まれた人々の歴史、民俗や湿地についての資料が集められています。



作手歴史民俗資料館

《新城まちなか博物館》

新城まちなか博物館は、新城の風土の中で生まれた新しいタイプの博物館活動で、仕事場や生活の場がそのままミュージアムであるということです。

「まち」の活動や暮らしの工夫がそのまま博物館であり、生涯学習のキャンパスとなります。順次まちなか博物館の指定を進め、現在は15館になりました。

◇新城まちなか博物館指定一覧（平成 27 年度末現在）

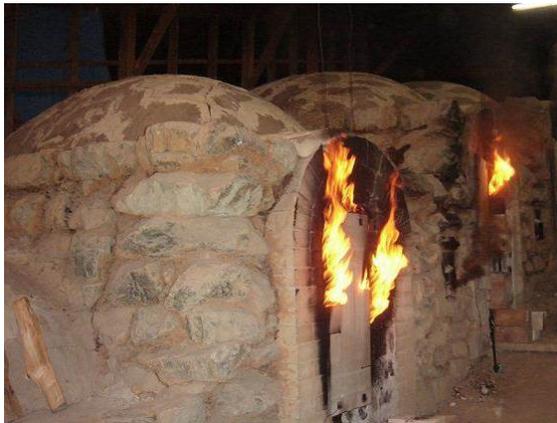
No.	博物館名	内 容
1	中西農村民具室	明治時代からの農村民具の展示
2	大原商家民具室	明治時代からの商家民具の展示
3	はたおり工房	<small>たかばた</small> 高機（手織り機的一种）による <small>はたお</small> 機織り
4	馬場彫金工房	鋼板のレリーフ・器の展示
5	藍弘苑	本藍による絞り染め
6	出沢やままゆ養蚕所	やままゆ施設見学・養蚕体験
7	竹細工工房	虫かご・歴史的建造物の制作
8	寒峰窯（陶芸芸）	陶芸の見学・体験
9	イーハートーブ吉川（染色工房）	染め絵制作
10	竹工房・雅夢	竹細工
11	明神窯（竹炭）	釜入れ・釜出し・材料集め体験
12	エコファーム河部自然農園	果樹栽培と柿酢作り
13	(有)伸昌 [しんしょう]	銅版を使った折鶴作り
14	医王寺民俗資料館	農具、家庭用品、鋳物、岩石等の展示
15	皆集庵	登り窯の見学、陶芸体験



藍弘苑



はたおり工房



皆集庵



竹工房・雅夢

《姉妹町交流事業》

姉妹提携先である知多郡東浦町との交流を図るため、毎年、新城市民を対象として「東浦町『於大^{おだい}まつり』の見学」と、東浦町民をお迎えする「新城市『長篠合戦のぼりまつり』、『鳳来寺山もみじまつり』の見学」事業を行っています。

東浦町との姉妹提携については、松平広忠公とその奥方『於大^{おだい}かた』が、良い世継ぎがほしいと鳳来寺の本尊・峯薬師如来に祈願され、そのご利益により徳川家康公を授かったと言われており、その縁で、旧鳳来町と東浦町は「都市近郊の町と山の町



が産業・文化・伝統を通じて両町民が人間的ふれあいを高め、豊かで活力あるまちづくりを目指す」として、昭和 61 年 6 月 1 日に姉妹提携を行いました。その後、この姉妹提携は新城市に継承され、平成 19 年 4 月 1 日に「人と人のふれあいを通じて親善を深める」として継続されています。

3 交流

●環境交流

【自治体、NPO・NGO等との交流】

近隣自治体や同様の問題を抱えている自治体、NPO・NGO等との交流を深めることは、情報の共有化による取り組みの連携を図ることができるなどのメリットがあります。

《しんしろエコフェスタ》

環境に関する様々な課題について、市民の皆さんに身近に感じていただき、気づくことから環境に配慮したより良い行動につなげていただくことを目的に、環境に関するイベントの「しんしろエコフェスタ」を開催しました。

27年度のテーマは『エコってなんだ?』。市民の皆さんに環境に関する様々な課題について、身近に感じていただき、環境に配慮したより良い行動につなげていただくことを目的に開催しました。また、不用品オークション、



パソコン無料回収、市内で環境活動に取り組んでいる団体の紹介コーナーや、地球温暖化防止の必要性について実感できるあいちエコチャレンジ21コーナーなどを設けました。約570人の方にご来場いただき大盛況のうちにイベントを終わらせることができました。

《日本の環境首都コンテスト、同全国フォーラム、同東海地域交流会》

市では、市民（NGO）の視点からの環境自治体づくり支援およびNGOと自治体さらには自治体間の環境問題に関する情報の相互交換の促進を目的とした「日本の環境首都コンテスト」に参加していました。コンテストは、持続可能な地域社会の実現のためにNGOが重視する取り組みの有無について質問・審査されます。

新城市はこのコンテストを「市民の環境施策の提案書」として捉え、第1回目からこのコンテストに参加しています。

◇日本の環境首都コンテスト成績（H22年度で終了）

参加年度	総合順位	人口規模別順位	参加年度	総合順位	人口規模別順位
H13年度	27位	3位	H18年度	3位	1位
H14年度	24位	2位	H19年度	5位	1位
H15年度	8位	2位	H20年度	5位	1位
H16年度	2位	2位	H21年度	5位	1位
H17年度	2位	1位	H22年度	6位	1位

※平成17年度から合併後の新城市として参加。人口規模5万人以下から5万人～10万人に区分変更。

さらに、コンテストが自治体の環境施策向上に活用されるよう、自治体とネットワーク合同の研究会や職員研修、地域ブロックごとに交流会が開催され、本市も参加しています。

◇交流会開催状況

区 分	実施日	開催場所
中部環境5市サミット	7月7日	長野県下伊那郡根羽村(安城市主催)
全国フォーラム	10月26日～27日	鳥取県東伯郡北栄町

《市民の森づくり活動の促進》

森づくりに対する市民や流域の人々の理解を深める教育活動を、森と人が育つ「共育活動」として位置づけ、市民参加の森づくりを推進するための森林体験活動や教育・学習活動を積極的に推進します。

体験活動、教育・学習活動は、森林を知り、森林に近づき、森林の中に入るといふ初級段階から、森林管理に関する一般的な学習と下草刈りや枝打ち、間伐等の中級者向けの作業の段階、そして森林の多様な公益的機能を生かす健全な森林管理をめざす上級者向けの段階まで、段階的な人材育成の仕組みを充実させていきます。

こうした体験活動、教育・学習活動は、新都市に活動拠点を持つ森林NPOや森林ボランティアと協働で推進していきます。

平成27年度においては、初心者・中級者・上級者の講習会や学校、地域への出前講座を計17回開催し、子供から大人まで、市内外から177名の方が参加されました。



環境負荷の少ない自立循環のまち

大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済活動は、「便利さ」をもたらす一方で、健全な物質循環を阻害しています。このまま今の社会経済活動を続けた場合、社会経済の発展どころか生命の存続にまで影響を及ぼすおそれがあります。

こうした事態に陥らないためにも、健全な生態系バランスを維持回復し、環境面と経済活動、社会的公正が統合的に向上する持続可能な社会構造への変革を進める必要があります。

そのために、一人ひとりのライフスタイルを環境負荷の少ないものへと転換し、また、地域資源を循環的に活用し発展していく環境配慮型事業活動の確立が求められます。

わたしたちは、地域の豊かな自然との共生を確保し、地球にやさしい『環境負荷の少ない自立循環のまち』を創造し、将来世代に引き継いでいきます。

1 循環型社会の構築

●地域資源の活用

【環境配慮型事業の推進】

市では、「新城市環境と安全に配慮した農業推進方針」を平成20年10月に制定しました。本市の農業を環境と安全に配慮したものとしていくため、家畜糞尿などのたい肥の施肥や稲わらのすきこみなどにより土壌に有機物を供給することを基本として、化学肥料、農薬の依存を減らし生産性や品質の向上を図りながら、環境負荷を低減した持続可能な農業を目指すことを目標としています。

- 「たい肥循環」：牛糞をたい肥化したものを水田にまき、そこで刈り取られた飼料を牛の餌とするもので、市内での耕畜連携した取り組みとして積極的に展開しています。



●健全な水循環

【健全な水環境の構築・強化】

国で示された「水道ビジョン」を受けて、市では新たな視点に立った「新城市水道ビジョン」を平成20年5月に策定しました。このビジョンでは、平成28年度までを計画期間として、水道事業が抱えている課題に対する基本的な方針や将来像の実現に向けた各種施策などを定めています。「安全な水を安定的に供給する」という目標を目指し、現状把握や課題整理をしたうえで施策の設定を行っています。

「目標期間内における達成すべき4つの施策」

- 1 運営基盤の強化・顧客サービスの向上
外部委託の導入、官民連携などの様々な形態による連携方策などを検討し、本市にとって最適かつ経済的で持続可能な水道事業の運営形態の確立を目指します。
- 2 安心・快適な給水の確保
水源水質の監視システムなどを導入した水質監視の強化、配水管の定期的な洗浄や更新の実施に努めます。
- 3 災害対策などの充実
老朽化施設の修繕・更新を行い、特に石綿管については計画的に解消を図るよう計画します。耐震性貯水槽の建設および耐震型配水池の増設など災害対策備蓄水拠点の整備を検討します。
- 4 環境・エネルギー対策
水道事業では自然環境の保全への取組みが水源水質の維持や水量の確保につながることから、事業全体を通じて環境負荷の低減化に取り組むなど環境、エネルギー対策に努めます。



また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により、「新城市排水処理基本計画」を平成23年3月に策定しました。この計画では、平成37年度を目標年次とし、生活排水処理の重要性を認識し、生活排水処理の整備推進に努めるとともに、公共用水域の水質環境基準の達成と身近な生活環境の保全及び公衆衛生の向上を理念・目標としています。

「生活排水処理の基本方針」

生活排水処理対策として、生活排水処理施設整備を推進するとともに、市民に対して生活排水処理の重要性について積極的な啓発を行うことが重要である。

生活排水処理施設整備の基本方針は次のとおりとする。

(1) 公共下水道及び農業集落排水設備の推進

公共下水道及び農業集落排水施設の計画区域においては、早期に管路整備を実施し、汚水処理の推進を図る。

(2) 水洗化率の向上

水洗化率100%を目標とし、地域住民に対して公共下水道及び農業集落排水施設への接続または、合併処理浄化槽処理を呼びかけていく。

(3) し尿及び浄化槽汚泥処理に係る基本方針

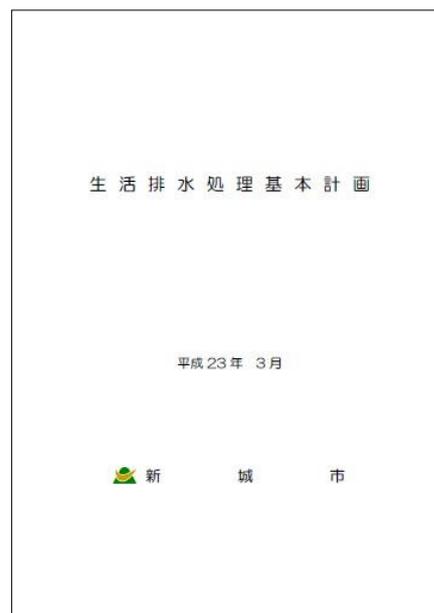
し尿及び浄化槽汚泥等は、新城市清掃センターで処理している。

新城市清掃センターは、昭和49年に計画処理能力54kℓ/日の低希釈二段活性汚泥方式（標準脱窒素処理方式）にて処理を開始し、処理水は豊川に放流している。施設から発生する脱水汚泥は、新城市クリーンセンターにて焼却処分している。

今後は、施設整備の経年的老朽化及び浄化槽汚泥の増加に対応すべく、公共下水道事業と協調し、整合性を図った施設整備の方向について検討していく必要がある。

(4) 発生源対策

水質汚濁発生源対策については、広報及び教育活動等で積極的な啓発を図る。



【広域連携の強化・推進】

上流から下流まで、豊かで質の良い水の恩恵を確保するために、豊川流域圏全体を見据えた取り組みを行っています。

「新城市水道ビジョン」で掲げた施策の一つ「環境・エネルギー対策」では、「水源基金による人材育成」として、有収水量1 m³あたり1円を拠出し、(財)豊川水源基金の水源林保全流域協働事業による水源涵養等の事業を拡充していくこととしています。これまでも、この拠出金を財源として水源林の整備や水源林整備のNPO法人が設立されています。

【河川・池沼等の水質保全】

市では、豊川水系29河川、矢作川水系1河川において、年2回、定期的に河川水質調査を実施しています。

- 「調査箇所」
- ・新城地区 豊川水系で13か所
 - ・鳳来地区 豊川水系で15か所
 - ・作手地区 豊川水系で2か所、矢作川水系で1か所

「河川水質調査地点」



1	錦砂川	9	杉川	17	巴川（豊川）	25	槇原川
2	五反田川	10	深沢川	18	海老川	26	大津谷川
3	大宮川	11	大入川	19	音為川	27	宇連川
4	半場川	12	原川	20	大井川下流	28	大島川下流
5	沖野川	13	宇利川	21	新戸川	29	小滝川
6	田町川	14	大井川	22	黄柳川	30	巴川（矢作川）
7	幽玄川	15	分野川	23	真立川	31	岩波川
8	野田川	16	谷川	24	阿寺川		

◇平成27年度河川水質調査結果・夏期

No.	河川名	地区	調査日	水温	pH	DO	BOD	SS	大腸菌群数	全亜鉛
1	錦砂川	新城	H27. 9. 3	20. 2	7. 8	8. 6	<0. 5	8	17, 000	0. 003
2	五反田川	〃	H27. 8. 26	22. 7	7. 9	8. 8	1. 0	4	17, 000	0. 003
3	大宮川	〃	〃	21. 6	8. 0	8. 7	0. 8	6. 0	33, 000	0. 004
4	半場川	〃	〃	22. 3	7. 9	8. 6	0. 7	3	13, 000	0. 004
5	沖野川	〃	〃	23. 5	7. 7	8. 1	0. 9	2. 0	33, 000	0. 003
6	田町川	〃	〃	20. 7	7. 9	8. 9	0. 8	2. 0	33, 000	0. 004
7	幽玄川	〃	〃	23. 5	7. 7	8. 2	1. 0	2. 0	4, 900	0. 005
8	野田川	〃	〃	23. 5	7. 6	8. 3	1. 2	5. 0	79, 000	0. 006
9	杉川	〃	〃	23. 8	7. 3	8. 0	1. 1	5	240, 000	0. 004
10	深沢川	〃	〃	22. 1	7. 9	8. 9	0. 8	2	33, 000	0. 003
11	大入川	〃	〃	22. 0	8. 0	8. 5	0. 6	1	79, 900	0. 003
12	原川	〃	〃	22. 1	7. 5	7. 9	0. 9	4	13, 000	0. 002
13	宇利川	〃	H27. 8. 26	23. 0	7. 7	8. 3	1. 7	5	33, 000	0. 004
14	大井川	鳳来	H27. 9. 3	19. 5	7. 7	9. 1	<0. 5	1	7, 900	0. 002
15	分野川	〃	〃	19. 9	7. 8	8. 8	<0. 5	11	11, 000	0. 001
16	谷川	〃	〃	20. 0	7. 5	8. 6	<0. 5	< 1	7, 000	0. 001
17	巴川 (豊川)	〃	〃	19. 6	7. 6	9. 3	<0. 5	2	7, 000	0. 001
18	海老川	〃	〃	19. 6	7. 7	9. 2	<0. 5	<1	11, 000	0. 002
19	音為川	〃	〃	19. 2	7. 6	9. 2	<0. 5	< 1	4, 900	0. 001
20	大井川下流	〃	〃	19. 7	7. 7	9. 4	<0. 5	6	7, 000	0. 004
21	新戸川	〃	〃	19. 7	7. 7	9. 0	<0. 5	4	17, 000	0. 005
22	黄柳川	〃	〃	19. 6	7. 6	9. 4	<0. 5	1	17, 000	0. 002
23	真立川	〃	H27. 8. 26	21. 9	7. 8	8. 8	1. 0	< 1	4, 600	0. 002
24	阿寺川	〃	H27. 8. 26	22. 0	7. 9	8. 7	1. 7	<1	2, 400	0. 001
25	楨原川	〃	H27. 8. 26	22. 5	7. 7	8. 9	0. 9	<1	1, 100	0. 001
26	大津谷川	〃	〃	22. 0	7. 4	8. 9	0. 6	<1	3300	0. 001
27	宇連川	〃	〃	22. 0	8. 1	9. 4	0. 7	<1	2, 400	0. 002
28	大島川下流	〃	〃	21. 3	8. 0	9. 1	1. 0	<1	1, 700	0. 002
29	小滝川	作手	H27. 9. 3	18. 5	7. 7	9. 1	<0. 5	3	4, 900	0. 001
30	巴川 (矢作川)	〃	〃	19. 6	7. 5	9. 0	<0. 5	2	17, 000	0. 003
31	岩波川	〃	〃	18. 3	7. 4	9. 0	<0. 5	3	3, 300	0. 002

◇平成27年度河川水質調査結果・冬期

No.	河川名	地区	調査日	水温	pH	DO	BOD	SS	大腸菌群数	全亜鉛
1	錦砂川	新城	H28. 2. 18	9. 2	7. 9	12. 0	0. 6	<1	4, 900	0. 002
2	五反田川	〃	H28. 2. 17	9. 5	8. 0	11. 0	1. 2	2	24, 000	0. 002
3	大宮川	〃	〃	7. 7	8. 1	12. 0	1. 0	3. 0	7, 900	0. 005
4	半場川	〃	〃	8. 4	8. 0	12. 0	1. 2	<1	7, 900	0. 008
5	沖野川	〃	〃	7. 0	7. 9	11. 0	1. 0	<1	46, 00	0. 004
6	田町川	〃	〃	7. 6	7. 8	12. 0	0. 8	<1	4900	0. 003
7	幽玄川	〃	〃	6. 5	7. 8	12. 0	2. 9	<1	17, 000	0. 007
8	野田川	〃	〃	7. 6	7. 9	12. 0	1. 1	2. 0	2, 800	0. 004
9	杉川	〃	〃	5. 6	8. 0	13. 0	0. 8	<1	1, 300	0. 003

No.	河川名	地区	調査日	水温	pH	DO	BOD	SS	大腸菌群数	全亜鉛
10	深沢川	〃	〃	6.0	7.8	13.0	<0.5	<1	490	0.003
11	大入川	〃	〃	5.7	7.8	13.0	<0.5	<1	700	0.004
12	原川	〃	〃	5.9	7.8	12.0	0.8	<1	4600	0.003
13	宇利川	〃	〃	6.2	7.9	13.0	0.8	2.0	3,300	0.005
14	大井川	鳳来	H28.2.18	7.2	7.8	12.0	0.5	<1	1,100	0.003
15	分野川	〃	〃	7.2	7.1	12.0	<0.5	<1	1,700	0.002
16	谷川	〃	〃	6.7	7.3	13.0	<0.5	<1	330	0.003
17	巴川(豊川)	〃	〃	5.5	7.3	13.0	1.0	<1	78	0.002
18	海老川	〃	〃	6.4	7.5	13.0	0.6	<1	490	0.001
19	音為川	〃	〃	5.8	7.4	13.0	<0.5	<1	330	0.002
20	大井川下流	〃	〃	6.5	7.9	13.0	0.9	<1	2,200	0.002
21	新戸川	〃	〃	6.3	7.6	12.0	0.6	<1	460	0.033
22	黄柳川	〃	〃	5.5	8.0	13.0	0.7	<1	1,700	0.003
23	真立川	〃	H28.2.17	8.2	7.9	12.0	<0.5	<1	490	0.001
24	阿寺川	〃	〃	6.3	7.9	13.0	<0.5	<1	330	0.002
25	槇原川	〃	〃	7.9	7.7	12.0	0.5	<1	110	0.001
26	大津谷川	〃	〃	8.0	7.6	11.0	<0.5	<1	330	0.002
27	宇連川	〃	〃	9.0	7.6	11.0	<0.5	<1	130	0.002
28	大島川下流	〃	〃	8.5	7.7	12.0	0.9	2.0	1300	0.003
29	小滝川	作手	H28.2.18	5.7	7.9	12.0	<0.5	<1	40	0.003
30	巴川 (矢作川)	〃	〃	5.1	7.6	13.0	0.5	<1	790	0.003
31	岩波川	〃	〃	6.3	7.6	12.0	1.3	<1	330	0.003

●ごみ減量（3Rの推進）

【もったいない啓発活動】

《しんしろエコショップ認定制度》

市では、3R（「Reduce」：リデュース、「Reuse」：リユース、「Recycle」：リサイクル）の取り組みを自主的に実施する販売店などに対し、市が市民とともに審査認定する「しんしろエコショップ認定制度」を実施しています。この制度は、事業所の取り組みを市民が評価・利用することにより、市民・事業所・行政が協働で市全体のごみの減量並びに限りある資源の保護などに努めることに対する意識の高揚を図ることを目的としています。

認定を受けた販売店などは「しんしろエコショップ認定シール」の交付と販売店などの取り組みを市のホームページや広報で紹介しています。

認定審査は、公募市民による「しんしろエコショップ認定審査員」5名の方（平成25年度末時点）が、認定販売店の現地審査や認定会議により行っています。

こうした取り組みをとおして、積極的に情報提供を行い地域の活動も支援することとしています。

「しんしろエコショップ認定の評価」

- ・ RRR（トリプルアール） ... 3Rの取り組み全てを実施している販売店。
- ・ RR（ダブルアール） ... 3Rのうち2種類の取り組みを実施している販売店。
- ・ R（シングルアール） ... 3Rのうち1種類の取り組みを実施している販売店。

◇しんしろエコショップ認定販売店（平成27年度末現在）

No.	販売店名	行政区	業種	認定種類	認定日
3	岡田屋電機商会	新城中町	家電販売	R	H18.2.9
4	マルブン	栄町	衣料品販売	RR	〃
5	ピアゴ新城店	的場	小売百貨	RRR	〃
7	寝具の夏目	富沢	寝具販売	RRR	〃
8	渡辺カメラ	新城中町	カメラ・現像	RR	H18.3.17
10	沢田畳店	平井	畳製造販売	RRR	H18.3.17
11	(株)つくで手づくり村	市場	農産物販売など	RRR	H19.2.19
12	平田畳店	本郷	畳製造販売	RRR	〃
13	リオスオジマヤ電気	内金下	家電販売	RR	〃
15	電化プラザマツシタ長篠店	内金上	家電販売	RR	〃
16	岡本屋酒店	本郷	酒類販売	RRR	〃
18	みどり写真館	大野	カメラ・現像	RRR	H19.6.20
19	かくたけ酒店	大野	酒類販売	RR	〃
20	高木ミシン電機ストア	大野	家電販売	RR	〃
21	auショップ新城	片山	携帯電話販売	RR	〃
22	鈴木達也行政書士事務所	栄町	行政書士事務所	RRR	H20.9.5
23	(株)バロー新城店	野田	食料品など販売	RRR	〃

※欠番は、廃業等により登録を抹消した販売店の登録番号



公募市民審査員による認定審査の様子

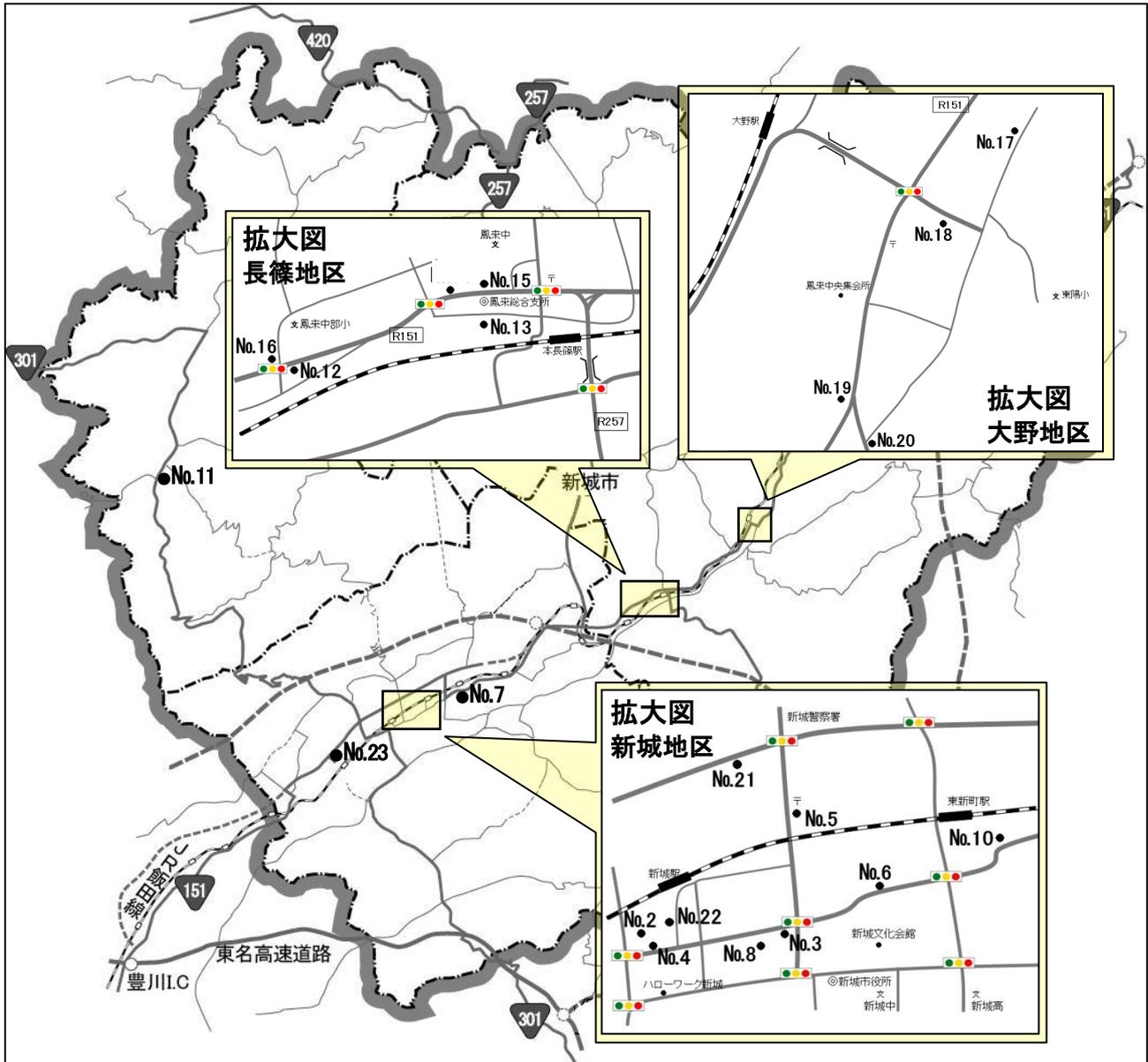


販売店などの様子
(バロー新城店)

販売店などの様子
(鈴木達也行政書士事務所)



◇しんしろエコショップ認定販売店の位置



◇しんしろエコショップ認定販売店の取り組み内容等

No.	販売店名	取り組み内容など
3	岡田屋電機商会	使用済電池のリサイクル (リサイクル)
4	マルブン	販売した商品の修理 (リユース)、切れ端を利用した名札生地 of 配布 (リサイクル)
5	ピアゴ新城店	マイバッグ持参運動など (リデュース)、納品箱の再使用 (リユース) 容器包装のリサイクルなど (リサイクル)
7	寝具の夏目	再生可能な布団の製造販売 (リデュース)、古綿再生の取り組みなど (リユース)、古綿を畑肥料として還元 (リサイクル)
8	渡辺カメラ	フィルムケースなどの再使用 (リユース)、フィルムパトローネの分別 (リサイクル)
10	沢田畳店	ごみを出さない店の方針 (リデュース)、畳床の再使用 (リユース) 畳材料の再利用 (リサイクル)
11	株式会社つくで手づくり村	マイバッグ持参の推進 (リデュース)、通い箱の使用など (リユース) 「おから」の再生利用など (リサイクル)
12	平田畳店	古畳、ござなどをごみにしないお店の意識 (リデュース)、古畳の補修など (リユース)、畳材料の再利用 (リサイクル)

No.	販売店名	取り組み内容など
13	リオスオジマヤ電気	販売した商品の修理（リユース）、使用済電池のリサイクルなど（リサイクル）
15	電化プラザマツシタ長篠店	販売した商品の修理（リユース）、使用済電池のリサイクルなど（リサイクル）
16	岡本屋酒店	お酒の量り売りなど（リデュース）、一升びん・ビールびんの回収（リユース）、チラシに再生紙を使用など（リサイクル）
18	みどり写真館	レジ袋の削減（リデュース）、カメラの修理を推奨（リユース） 使い捨てカメラなどのリサイクル（リサイクル）
19	かくたけ酒店	一升びん・ビールびんの回収（リユース） リユースできないびんのリサイクル（リサイクル）
20	高木ミシン電機ストア	販売した商品の修理（リユース） 電球・蛍光灯のリサイクル回収など（リサイクル）
21	auショップ新城	待合スペースに不用の絵本などを使用（リユース） 使用済携帯電話のリサイクル（リサイクル）
22	鈴木達也行政書士事務所	パソコン画面での表示による紙使用の削減（リデュース）、オフィス用品のリユース品使用（リユース）、廃段ボールの活用（リサイクル）
23	(株)バロー新城店	マイバッグ・マイバスケットの販売など（リデュース）、納品箱の再使用（リユース）、容器包装のリサイクルなど（リサイクル）

※欠番は、廃業等により登録を抹消した販売店の登録番号

【ごみ分別・収集・処理体制の整備】

ごみ減量の取り組みの基本は、①ごみになるものを減らすこと（Reduce）、②再使用すること（Reuse）、③再生利用すること（Recycle）です。

市民や事業者がごみになるものをできるだけ使わない・買わないこと、また、身の回りにあるものを長く大切に使うこと、そして、ごみとして排出されるものは、分別を徹底し、再生利用を進めるとともに適正処理することに取り組んでいます。

市では、可燃ごみを焼却処理するクリーンセンターと焼却灰や埋立ごみを処理する4つの最終処分場を運用し、適正処理や維持管理を行うことで、施設の延命化を図っています。

また、毎月1回各行政区において行われている資源回収では、区の公民館や集会場などを会場とし、家庭で分別したものを種類ごとに回収しています。区長、生活環境委員を中心に区民が区民の分別指導に当たるなど、円滑に資源回収が行えるよう工夫しながら取り組んでいます。回収したものは、資源回収業者などを通じ、再資源化処理しています。

◇平成27年度 一日あたりのごみ排出量

	1人あたり	1世帯あたり
可燃ごみ	528.7 g (514.9 g)	1,474.8 g (1,465.5 g)
不燃ごみ	15.7 g (17.5 g)	43.8 g (49.8 g)
資源ごみ	145.3 g (145.2 g)	405.4 g (413.2 g)
計	689.7 g (677.6 g)	1,924.0 g (1,928.5 g)

人口：48,727人
(外国人を含む)
世帯数：17,468世帯

※（ ）内は、平成26年度の数値

※人口及び世帯数は、平成27年10月1日の数値。

市では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により、「新城市ごみ処理基本計画」を平成22年6月に策定しています。この計画は、平成30年度を目標年度として、市内で排出されるごみ（一般廃棄物）の排出抑制や再生利用、収集処理などに関する基本方針を定めたものです。

【計画の概要】

1 基本方針

計画の基本理念である「市民・事業者・市の協働による循環型ライフスタイルの実現」をめざすため、以下のことに取り組みます。

- (1) 「もったいない」の意識を持ち、ごみの出ないライフスタイルを市全体に広めます。普及します。
(排出抑制)
- (2) 再使用、再生利用により、資源が循環する仕組みづくりに取り組みます。(再使用・再生利用)
- (3) 排出されるごみを適正に処理する体制を確立します。(適正処理)

2 計画の目標値

	平成20年度		平成30年度
ごみの排出抑制 (市民1人1日当たりの排出量)	836g	⇒ 14%減	720g
再生利用率 (1年間に排出されたごみに占める資源の割合)	20.1%	⇒ 6.4%増	26.5%
最終処分場 (1年間に埋め立てるごみの量)	2,063トン	⇒ 22%減	1,607トン

3 目標を達成するための方策

(1) 排出抑制の方策

- ・ごみに関する情報提供と「もったいない」意識の啓発を行います。
- ・ごみ減量を実践する人材を育成します。
- ・再利用(リユース)できる仕組みをつくります。
- ・ごみ減量活動を支援します。
- ・多量排出者による経費負担の方法を検討します。

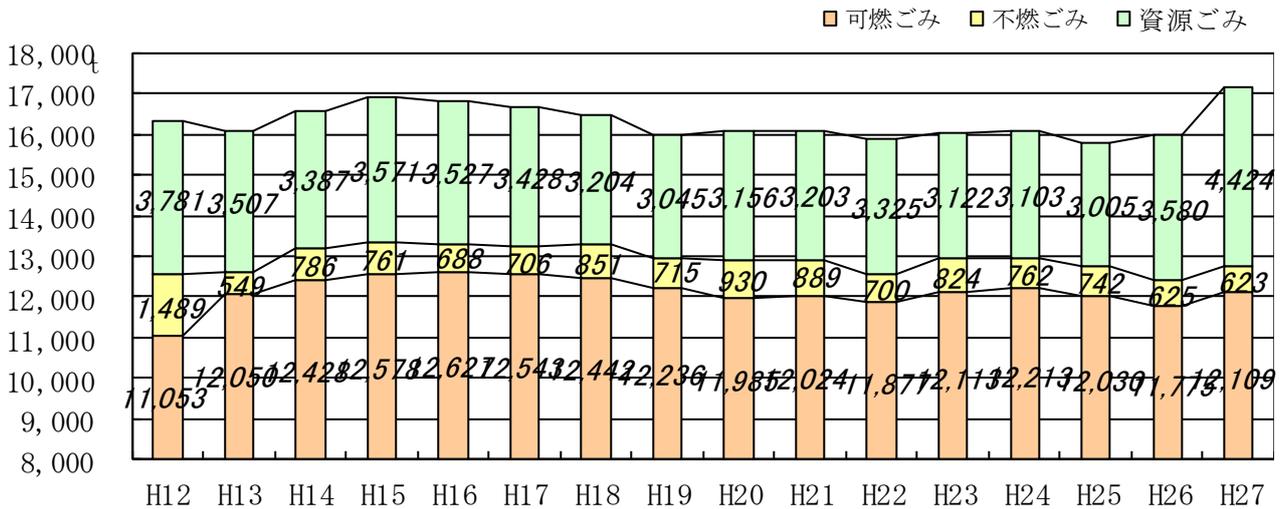
(2) 再生利用の方策

- ・分別排出の徹底を呼び掛けます。
- ・集団回収活動を推進します。
- ・資源物を選別回収します。
- ・分別収集品目の拡充を検討します。

(3) 適正処理の方策

- ・排出されたごみは適正かつ効率的に収集運搬・中間処理・最終処分を行います。
- ・収集処理を行う施設の維持管理に努め延命化を図ります。

ごみ排出量の推移



※平成17年10月1日以前の数値は、旧市町村の実績合計値。(廃棄物処理実態調査等より)
 ※不燃ごみは、埋めるもの、有害なもの、粗大ごみ(家電4品目含む)の合計値。

《生ごみ処理器等設置費補助金交付制度》

市では、家庭から出る生ごみの減量化対策の一環として、コンポスト化容器または電気生ごみ処理機の設置に対し補助金を交付する「生ごみ処理器等設置費補助金交付制度」を行っています。補助限度額はコンポスト2,000円/基、電気式15,000円/基です。

◇生ごみ処理器等設置費補助金交付実績

年度	設置基数		補助金総額	補助金限度額(1基)	
	コンポスト	電気式		コンポスト	電気式
H18	15基	30台	445,900円	2,000円	15,000円
H19	26基	19台	314,800円	2,000円	15,000円
H20	35基	19台	340,400円	2,000円	15,000円
H21	27基	6台	139,800円	2,000円	15,000円
H22	16基	8台	151,400円	2,000円	15,000円
H23	17基	4台	93,400円	2,000円	15,000円
H24	21基	6台	130,800円	2,000円	15,000円
H25	11基	4台	76,600円	2,000円	15,000円
H26	16基	7台	130,300円	2,000円	15,000円
H27	11基	2台	50,500円	2,000円	15,000円

《レジ袋削減プロジェクト》

市では、近隣市町村(豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村)と協働で、ごみの発生抑制につながるレジ袋削減に向けた広域的取り組みを実施しています。

取り組みの内容は、レジ袋の削減に向けた実施可能性調査や、東三河7市町村が自治体域を越えて連携したレジ袋削減の方策(有料化)の検討、マイバッグの啓発活動などを実施するものです。本市においても管内での消費者への啓発活動、レジ袋の使用状況調査、事業所への参加協力の呼びかけなどを行っています。

このプロジェクトの推進にあたって、市内の3つの住民団体（しんしろ環境あいうえお会議、新城市生活学校、生活学校つくで）と13事業所、行政の三者による「レジ袋削減推進協議会」を平成20年11月に設立しました。平成21年4月のスタート時点では、レジ袋の無料配布を中止（有料化）する市内協力店舗は17店舗でしたが、22店舗に増えています。

◇レジ袋有料化実施店舗

店舗名
Aコープ（しんしろ店、作手店、八名店）
カネキ商店
株式会社ジップドラッグ（長篠店、新城店）
新城設楽クリーニング組合（犬塚クリーニング店、旭クリーニング店、 岩田クリーニング店、大和クリーニング店、永谷クリーニング、 東陽クリーニング商会、長谷川クリーニング
株式会社ドラッグスギヤマ（新城店、新城東店）
株式会社バロー新城店
有限会社マルイチ（本店、野田店）
株式会社三河猪家
ヤマ九酒店
ユニー株式会社ピアゴ新城店

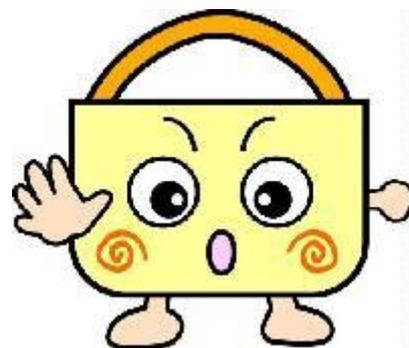
〈レジ袋有料化参加店を募集中〉

市では、レジ袋削減の効果をより高めるため、有料化に取り組んでいただける市内の店舗を募集しています。

「参加の要件」

- レジ袋の無料配布を中止（有料化）すること。
- レジ袋の辞退率80%以上をめざすこと。
- レジ袋を販売し、収益金が出た場合は環境保全活動や社会貢献活動に使用すること。
- レジ袋の削減効果（辞退率・販売枚数など）を報告すること。
（これらの要件を「協定」として交わさせていただきます。）

※詳細は、生活環境課（クリーンセンター）（電話0536-22-0521）までお問い合わせください。

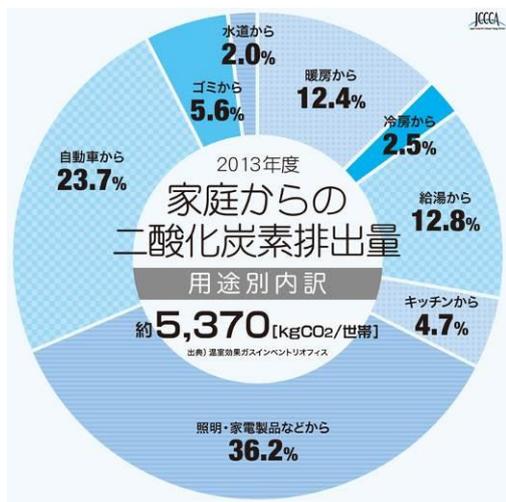


2 地球環境問題

●ライフスタイルの見直し

【省資源・省エネ行動】

日々深刻化している地球温暖化問題などに対し、具体的な行動へとつながる「きっかけ」となるような取り組みとして、家庭で使用している電気やガソリンなどの燃料の「ムダをなくす気持ち」や「省エネ行動」を促進するための事業を実施しています。



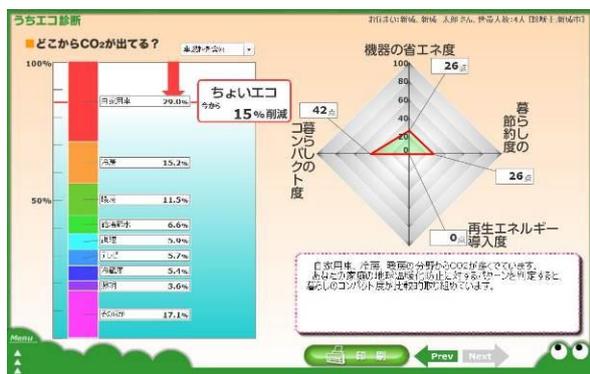
地球温暖化の原因とされる二酸化炭素は、家庭のさまざまなところから出されています。「家庭からの二酸化炭素排出量グラフ-用途別内訳-」からも分かるように、照明・家電製品といった電気を使うところが一番多く、次に自動車、給湯、暖房などのガソリンやガス、灯油を使う部分で順に多くなっています。私たちの家庭生活から排出される二酸化炭素のうちで、照明や家電製品、自動車で60%近くも占めていることとなります。

(出典) 温室効果ガスインベントリオフィス

《うちエコ診断の実施》

市では、家庭での省エネ対策を推進するため「うちエコ診断」を行っています。

家庭の光熱費や年間エネルギー使用量などの情報をもとに、専用のソフトを使い生活状況をグラフ化（見える化）し、無理なくできる省エネ・省CO₂対策を提案するものです。各家庭の家族構成やライフスタイルに合わせ、無理のない範囲で取り組むことが出来る、具体的な対策を提案させていただきます。

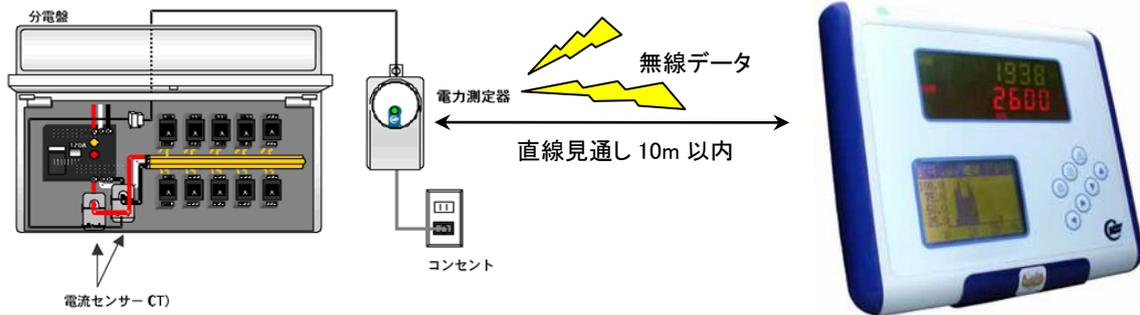


《「省エネナビ」の貸出し》

家庭内の電気使用量を金額などに換算し、省エネ達成度などをリアルタイムに表示する機器「省エネナビ」を貸出し、楽しく省エネを実践していただきました。

◆モニター参加者の声（抜粋）

- ・パソコン使用時間が多ければ電気代がかさむ。安い回線や定額でつなぎ放題という言葉の裏を考えるべきだと痛感した。
- ・ナビを目に入るところに置き、ちょくちょく見るようにした。
- ・省エネナビのランプが青色になるよう、家族で楽しんだ。
- ・明かりをこまめに消したり、炊飯ジャーの保温時間を短くするようにした。
- ・家族全員が意識を持たないと効果がないことがわかった。 など



《「エコワット」の貸出し》



具体的な省エネ行動に結びつけてもらうために、電気料金、使用電力量、二酸化炭素排出量を把握できる機器「エコワット」の貸出しを行いました。

設置は、機器をコンセントに差し込み電化製品をつなぐだけなのでとても簡単に使用でき、必要以上に電気を使っていないかをチェックできます。

「エコワット」利用者は、テレビ・炊飯器・冷蔵庫・電気ポットなどで電力量等を測定しており、利用後のアンケートの中には「家電を買い替えるきっかけになりそうだ。」

と回答している方もいました。

《デマンド監視システムの設置》

エネルギー使用量の実態把握を行うためには、その状況を目に見えるデータにすることが重要です。そうしたことから、24時間連続して最大需要電力（デマンド値）を計測し、設定した目標値を超過しそうになると警報を発信するデマンド監視システムを、市内中学校全校、クリーンセンター、しんしろ斎苑、清掃センターに設置しています。このシステムの警報を受けて、電力の負荷を調整、停止することにより、設備の効率的な使用をすることができ、省エネ意識の向上にもつながります。

《住宅用エネファーム、家庭用EV・PHV、木造住宅の耐震改修時省エネ改修補助金》

家庭での地球温暖化防止と省エネルギーに対する意識の高揚を図ることを目的に、様々な補助金を交付しています。

【住宅用燃料電池コージェネレーションシステム（エネファーム）設置費補助金交付実績】

年度	申込件数	補助金額
H26	3件	150,000円
H27	3件	150,000円

【家庭用次世代自動車（EV・PHV）購入補助金交付実績】

年度	申込件数	補助金額
H26	5件	350,000円
H27	7件	490,000円

【木造住宅耐震改修時省エネ改修費補助金交付実績】

年度	申込件数	補助金額
H26	4件	800,000円
H27	1件	200,000円

【自然エネルギー利用の促進】

市では、市民のクリーンエネルギー利用を積極的に支援することにより環境保全に対する意識の高揚を図るため、平成16年度より住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付事業を、平成23年度より住宅用太陽熱高度利用システム設置補助金交付事業を行っています。

家庭での温暖化対策や自然エネルギー利用促進のためにもこの事業を継続しています。

【住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付実績】

年度	補助件数	総合計出力	補助金額
H16	5件	21.32kw	1,920,000円
H17	5件	23.84kw	2,000,000円
H18	18件	61.36kw	2,852,000円
H19	19件	66.70kw	1,642,000円
H20	23件	102.94kw	2,151,000円
H21	69件	260.61kw	5,900,000円
H22	68件	269.07kw	4,785,000円
H23	63件	287.72kw	4,694,000円
H24	117件	546.45kw	7,094,000円
H25	114件	540.68kw	6,870,000円
H26	74件	335.62kw	3,863,000円
H27	68件	333.84kw	3,068,000円



【住宅用太陽熱高度利用システム設置費補助金交付実績】

年度	申込件数	集熱器面積	補助金額
H23	11件	48.13m ²	460,000円
H24	13件	70.82m ²	540,000円
H25	19件	82.38m ²	780,000円
H26	18件	72.52m ²	721,000円
H27	8件	32.00m ²	320,000円

《教育施設への自然エネルギー等の利用》

東郷西小学校、新城中学校屋内運動場、八名こども園、長篠こども園に太陽光発電設備を設置しています。校内使用電力の補助や非常時の電力としてだけでなく、環境への負荷低減等環境問題への考え方や発電表示パネルなどを使った環境教育への教材として利用しています。



八名こども園の屋根に設置されている太陽光パネル



園児にもわかりやすい発電表示板

《市営住宅への自然エネルギー等の利用》

作手地区にある市営住宅（開成住宅）には、地産地消となる三河材の使用のほか、太陽光発電システムが設置されています。作手地区の人口減少対策として合併前から計画されていたものですが、新市における施策として、環境との共生、循環型社会の構築をめざした環境へ配慮した住宅が建設されています。

〈開成住宅の主な特徴〉

- ①柱などに地元の三河材を使用
- ②太陽光発電システムを設置（1.84kW×5戸）
- ③安全・安心なオール電化型住宅

太陽光発電システムの設置にあわせ、オール電化型住宅としたことで、火傷や火災の発生を抑えることにもつながっています。



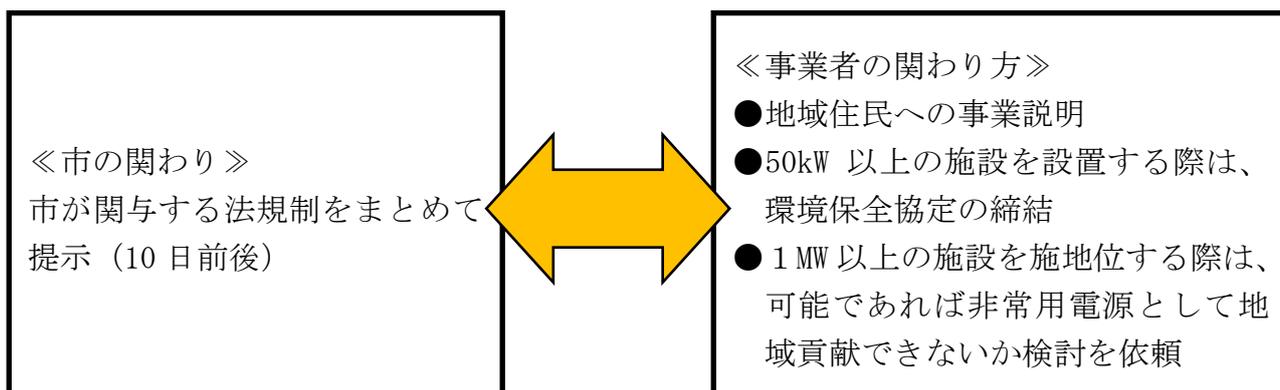
《新城市省エネルギー及び再生可能エネルギー推進条例の制定》

新城市では、かつて民間事業者によるウインドファーム事業が持ち上がった際、地域のイニシアティブ（自治体の権限や住民意思の反映など）が働かず、その対応に苦慮しました。その後、同じ問題意識を持つ全国22自治体、13NGOとともに「地域の主体性を大切にしたい、再生可能エネルギーの飛躍的拡大を～日本社会への提案～」という社会提案を行

いました。そして、平成24年7月から固定価格買取制度が施行されたことにより、再び再生可能エネルギー事業に追い風が吹きはじめることを想定し、市の事業に対する考え方、基本姿勢を早期に明確にする必要があると考え、平成24年12月20日に「新城市省エネルギー及び再生可能エネルギー推進条例」を制定しました。

条例制定後、市内に再生可能エネルギー事業を展開しようとする事業者に対し、市が関与する法規制等の状況を地域エネルギー推進課が窓口となって取りまとめる代わりに、建設予定地域の住民へ事業説明を必ず行うように約束させるなど、お互いメリットのあるような運用をしています。

条例制定による市と事業者の関わり方



その後、平成26年10月1日には、市が主体的、若しくは関与しながら導入を促進する再生可能エネルギー事業に関する基本方針を定めました。この方針は、地域が主体的に行い、地域への貢献が図られるなどの公共性を有する再生可能エネルギー事業への積極的な支援を定めた方針です。また、平成27年10月23日には、太陽光発電設備の設置事業に関し、周辺地域における自然環境及び生活環境の保全と災害防止のために必要な基準を定める「新城市太陽光発電設備の設置に関する指導要綱」を制定しました。

《再生可能エネルギー塾の開催》

地域が地域のために、みんなでつくる再生可能エネルギー事業が行われるように、人材育成のための「再生可能エネルギー塾2015」を開催しました。



実施日	主な内容	参加人数
11月8日	エネルギー×環境 地域の資源を地域のちからに	15人
11月15日	おひさまのエネルギーでまちづくりを	13人
12月13日	ガマンしないで省エネを楽しく	14人
12月20日	木質バイオマス事業（熱利用及び発電事業）見学	13人
1月24日	「上質な田舎」を目指した低炭素モデル社会の創造	41人

《市有施設屋根貸し事業の実施》

「市民がつなぐ持続可能な低炭素都市」を目標に掲げ、温室効果ガスの排出を削減し、地球温暖化防止に向けた施策を重点的かつ計画的に推進するために策定する地球温暖化対策実行計画に基づき、市有施設の屋根貸しによる太陽光発電事業のプロポーザル（企画提案）を実施しました。市内施設への太陽光発電設備の設置とともに、災害発生時における電力供給のための非常用コンセント及び移動式蓄電池設置等の提案がありました。再生可能エネルギーの普及及び低炭素都市化への促進とともに災害に強いまちづくりを実現していきます。

（第1期）

- ① 新城文化会館 ② 新城小学校 ③ 千郷小学校 ④ 東郷西小学校 ⑤ 東郷東小学校
 - ⑥ 舟着小学校 ⑦ 八名小学校 ⑧ 庭野小学校 ⑨ 鳳来中部小学校 ⑩ 東陽小学校
 - ⑪ 東郷中学校 ⑫ 八名中学校 ⑬ 鳳来中央集会所 ⑭ 玖老勢コミュニティプラザ
 - ⑮ 七郷一色コミュニティプラザ
- 計15施設 合計887.04kW

（第2期）

- ① 千郷中学校 ② 千郷東こども園 ③ 大野こども園 ④ 作手こども園 ⑤ 新城こども園
 - ⑥ つげの活性化ヴィレッジ ⑦ 海老構造改造センター ⑧ おおぞら園
- 計8施設 合計378.24kW



新城文化会館



移動式蓄電池



玖老勢コミュニティプラザ



非常用コンセント

《自動車用充電設備》

低炭素社会の実現に向け、次世代自動車の普及促進のため、市内の道の駅3箇所に自動車用充電設備の整備を行いました。今後も快適な充電インフラを整備するために、「自動車用充電設備整備計画」に基づき、電気自動車の普及、充電需要に応じて充電設備を整備していきます。

○道の駅もっくる新城

種 類	基数	利用件数 (平成27年度)
急速充電器	1	681件
普通充電器	1	173件



○道の駅つくで手作り村

種 類	基数	利用件数 (平成27年度)
急速充電器	1	258件
普通充電器	1	61件

○道の駅鳳来三河三石

種 類	基数	利用件数 (平成27年度)
普通充電器	1	48件



●働きかけ・連携

【環境活動の輪づくり】

市では、市民団体の活動を支援しています。「暮らしと環境を考える会りさいくる21」には、年4回（春、夏、秋、冬）発行される季刊誌「えこ広場」のお手伝いや、年4回のペースで開催されている「フリーマーケット」への協力などを行っています。

地域住民や事業所、行政がお互いの得意分野を活かし合い、環境活動のさらなる活発化を図ります。



《行政との連携、住民による環境活動など》

環境活動を行っている住民団体の中には、市からの要請を受け、他市町村の視察受入れ時に同席し市民としての意見を述べてもらうなど、市の視察対応にも協力をいただいています。また、市が企画する行事などの市民への情報提供に積極的に関わり、行政側とともに市民参加を促してもらっています。

また、フリーマーケットでは、難民衣料回収活動も行っています。新品の下着・くつした・パジャマ・タオル・タオルケット・シーツや、洗濯済みでシミや傷みのない毛布・ズボン・ジーンズ・Tシャツ・ポロシャツ・トレーナー・セーター・ブラウスなどを受け入れています。

【自治体、NPO、NGO等との連携】

環境問題への対応は、ひとつの自治体で完結するものではありません。近隣自治体や、同じような問題を抱えている他の自治体などと協働のプロジェクトなどを実施していくことが、市の環境施策の推進力となっています。

《中部環境先進5市との連携（TASKIプロジェクト）》

平成22年12月27日、環境首都コンテスト全国ネットワークが主催する「日本の環境首都コンテスト」に毎年参加し、上位の成績を収めていた中部地方の環境先進5市（多治見市、安城市、新城市、掛川市、飯田市）の市長による環境サミットが安城市長からの呼びかけで開催されました。サミットでは、これまで環境首都コンテストで良きライバルとして切磋琢磨してきた5市が、お互いの優れた施策や先進事例を認め合い、研究してフィードバックしたり、連携して協働事業を提案、実施していくことが確認されました。



なお、Tajimi（多治見）、Anjo（安城）、Shinshiro（新城）、Kakegawa（掛川）、Iida（飯田）の頭文字をつなぎ合わせると、TASKI（タスキ）ができます。この環境先進5市で絆のタスキをつなぎ、連携していく一連の活動を「TASKIプロジェクト」と言います。



多治見市



安城市



新城市



掛川市



飯田市

●第6回 中部環境先進5市サミット in 根羽 (安城市主催)

1 開催日等

平成27年7月7日 (火) 長野県下伊那郡根羽村 老人福祉センターしゃくなげ

2 参加者

自治体関係者、有識者、市民グループなど

3 内容

(1) 第1部《サミット》

根羽村長 大久保憲一氏による基調講演「矢作川流域連携による地域づくり～地域内循環と流域連携～」が行われ、根羽村と安城市の交流の歴史や、水源地として水源林を守る取り組みが語られました。これを受けて「水環境の保全と流域社会の持続可能な発展」というテーマで各市長によるディスカッションが行われました。水資源の安定的な供給が森林整備とその保全の恩恵であることを認識し、その供給を守るため流域に関わる地域が共に手を取り合って持続可能な流域社会の形成に向けた取組を行っていくことを宣言しました。



(2) 第2部 《市民交流》



実際に環境活動に取り組まれている団体同士で各市長の意見を聞いて感じたことや、今後取り組もうと感じたことについて、お互いの課題や意見などについて情報交換するなど活発に交流を深めました。

(3) 第3部《視察》

木質バイオマスの施設利用等に関する視察
根羽村高齢者福祉施設ねばねの里「なごみ」を見学しました。木造平屋建ての施設は、建物のほとんどを根羽材で賄い、施設内の薪ボイラー燃料に間伐材などの未利用材を使用するなど地域内での資源循環を活かした施設でした。

●安城ものづくりコンベンション2015

安城市内企業のビジネスマッチングを目的として開催された「安城ものづくりコンベンション2015」に参加しました。地域材を利用した「木製品」と新城市内の企業が製作している「薪ストーブ」を出展しPRしました。

《環境 NGO との連携》

新城市は平成13年から平成22年までの10年間、「持続可能な地域社会を創るために自治体に取り組むべき課題」などの質問に対して回答する「環境首都コンテスト」に参加していました（前述した中部環境先進5市連携はこれがベースになったものです）。

このコンテストは終了しましたが、ステップアップした新たな戦略的ネットワーク～環境首都創造ネットワーク～が結成され、学識者、環境NGO、自治体間で持続可能で豊かな社会構築に向けて先進的な話し合いの場が持たれています。

● 「環境首都創造フォーラム2015 in 北栄」

自治体首長とNGOメンバー及び研究者が、持続可能な社会を地域から創り出す具体的で前向きな議論を行い、その成果を各地での実践に活かすとともに、今後の活動展開への推進力の創出を目指して毎年開催されるものです。

- 1 開催日時 平成27年10月26日（月）～27日（火）
- 2 開催地 鳥取県北栄町
- 3 開催テーマ「気候変動防止へ地域からの挑戦！～実行ある国際合意を求めて」
 - (1) 第1部 市区町村長と環境NGOによるディスカッション
 - (2) 第2部 地域から日本を変える！環境先進事例発表会

「地域主体の再エネ拡大と資金循環の仕組みづくり」「気候変動防止・エネルギー政策を担う人材育成・確保策」について参考事例が紹介され、参加者によるディスカッションが行われました。また、「地域からCOP21への提言～実行ある国際合意を求めて」が提言され採択されました。

<http://www.eco-capital.net/modules/project/content0150.html>

環境ビジョン 5

みんなで取り組むまち

21世紀の自治体のあり方として、自然生態系と共生し、持続的に成長・発展していく地域経済社会を構築することが求められています。

そのために、行政は、職員の資質や環境意識の向上だけでなく、各主体の模範となるよう組織としての機能を高めていくことが重要です。

また、地球環境問題や地域の課題に対し、総合的な視点で取り組むためには、行政の持つ情報をできる限り公開して共有化を図り、地域住民が主体的に地方自治に関わるしくみづくりや支援をしていくことが必要です。

本市は、地域に住む一人ひとりの「気づき」を起点に、その行動を地域の「連携」へと広げ、住民や団体・事業所・行政の協働による「持続可能な市民自治社会」の実現をめざす「エコガバナンス宣言」を行いました。

わたしたちは、地球環境問題や地域の課題に対して『みんなで取り組むまち』を創造し、将来世代に引き継いでいきます。

1 職員力

●率先行動

【行動計画と進行管理】

市では、温室効果ガス削減や経費削減のため、ひとつの事業所の率先行動として平成20年6月に「新城市地球温暖化防止実行計画～職員一人ひとりの率先行動～」を策定し、平成23年4月に、第2次計画を策定しました。これにより「ごみ排出量」や「燃料消費料」、「電力使用料」などの管理を実施しています。

■【目標】平成18年度の実績を基準とし、平成32年度までに二酸化炭素排出量を25%削減する。

平成18年度と比較した平成27年度の温室効果ガス排出量は、11%減でした。

平成25年5月の省エネ法の改正で追加された「電気の需要の平準化の推進に関する措置」が、平成26年4月から施行となり、それに伴いピークシフト、ピークカットなどを考慮し、職員率先行動を定め、実行していくことで電気使用量を減少することができました。

平成18年度（基準年）	平成27年度実績値	削減率（%）
23,886,813 (kg-CO ₂)	21,253,359 (kg-CO ₂)	11 %減

【市民・事業所との連携】

市では地域の方々や事業所に対し、施策の計画段階からの参画を求め、合意形成を図りながら連携して取り組む仕組みの構築に取り組んでいます。

そのひとつに環境基本計画が挙げられます。

この計画は、平成20年3月に策定された総合計画を環境面で後押しするものとして、市民のみなさんと常にオープンな会議のもとで平成20年10月に策定したものです。この計画の進捗状況をみなさんにお知らせするため、年に一度、環境報告書を作成・公表しています。

また、平成25年11月に、この計画に掲げられている「環境ビジョン」を強力に推進していくための具体的な行動計画「しんしろアジェンダ21」を策定しました。

今後、「市民自治社会の実現」に向け、みなさんや事業所との連携により環境基本計画を進めていきます。

2 市民力

●リーダー養成

市では、環境問題について関心をもち、知識を得るにとどまらず、環境保全のためのスキルを習得し、自ら行動するとともに、職場や地域社会においてリーダーシップを発揮し得る「環境リーダー」を養成する講座を開催しています。

また、広大な市域の約84%を占める森林は本市の特徴ですが、森林の有する公益的機能を保持するために行政・NPOなどが連携し、森林を整備していく地域の人材を育成していく事業も実施しています。

「市民参加の森づくり」事業において技術を身に付けた方はNPOや森林組合に所属し、森林整備に携わる傍ら、指導をする側として次の森林整備の担い手育成に参加しています。



●活動の促進

環境問題の多くは、個々の取り組みだけでは解決できません。個人の取り組みからグループの取り組みへ、また、それが事業所や行政区を越えた団体と連携した取り組みになっていくことも重要です。

市内の環境に関する取り組みをしている団体や事業所と協働で「第2回しんしろエコフェスタ」を実施しました。環境クイズラリーや不用品オークション、牛乳パックのリサイクルアート体験などを通じて、環境問題へ





「鳳来の岩場清掃実行委員会」

の啓発を行いました。

このほかにも、市民のみなさんが企画し、運営している「しんしろ節句まつり」において古着を使った吊し雛の展示や「エコファッションショー」が開催されたり、地域で清掃活動に取り組むなど、環境意識の高まりが行動に表れるようになりました。

また、情報提供をさまざまなかたちで事業者や市民のみなさんに届けることは、パートナーシップを構築するうえで非常に重要です。市では広報紙やホームページ、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を利用しながら、さまざまな情報を提供しています。

毎月1回発行される「広報しんしろ・ほのか」においては、環境情報ページとして「エコとぴつくす」を掲載しています。また、特にみなさんにPRすべき環境情報は、広報担当課と調整を図り、特集記事として掲載します。

◇広報への情報掲載状況

号（発行月）	掲載した主な環境情報
5月号（4月）	<ul style="list-style-type: none"> ・新エネルギーシステムの設置費補助金交付のお知らせ ・「緑のカーテン倶楽部」コンテスト参加者募集 ・廃食用油（天ぷら油）の回収について
6月号（5月）	<ul style="list-style-type: none"> ・「コバエ」の大量発生について ・簡易型小水力発電機のモニター募集 ・野焼きは禁止のお知らせ ほか
7月号（6月）	<ul style="list-style-type: none"> ・「新城市民節電所第1号としての夏の取組み ・「親と子の走る環境教室」参加者募集 ・親と子の走る環境教室参加者募集 ほか
8月号（7月）	<ul style="list-style-type: none"> ・光化学スモッグの注意情報 ・親子エネルギー教室参加者募集 ・「第1回しんしろクリーンフェスタ」結果報告 ほか
9月号（8月）	<ul style="list-style-type: none"> ・オゾン層保護対策推進月間 ・再生可能エネルギーセミナー参加者募集 ・紙類の資源化について ほか
10月号（9月）	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの排出量について ・道の駅に設置されている電気自動車用充電器について ほか
11月号（10月）	<ul style="list-style-type: none"> ・「再生可能エネルギー塾」参加者募集 ・「第1回市民環境講座」参加者募集 ほか
12月号（11月）	<ul style="list-style-type: none"> ・「緑のカーテン倶楽部」コンテスト結果 ・「第2回しんしろエコフェスタ」開催のお知らせ ほか

号（発行月）	掲載した主な環境情報
1月号（12月）	・平成26年度新城市ごみ処理状況について ・「再生可能エネルギー塾」参加者募集 ほか
2月号（1月）	・電気自動車の運転状況のお知らせ ・「第2回、第3回市民環境講座」参加者募集 ほか
3月号（2月）	・第2回しんしろエコフェスタを開催しました ・「年末年始コンセントオフ運動」結果 ・「第1回しんしろアジェンダ21市民会議」開催のお知らせ ほか
4月号（3月）	・犬の登録と狂犬病予防集合注射のご案内 ほか

このほかにも広報では、みなさんが「譲りたいもの」「譲ってほしいもの」を募集し、譲り合うシステムとして「リユースの広場」を設け、毎月掲載しています。

ご家庭で不要となったものでも、みなさんの中にはそれを必要としている人がいます。物を大切に使う意識の高揚のためにもぜひご利用ください。

また、環境講座開催などに関する情報をダイレクトに入手されたい方のために、電子メールや郵送による情報提供も実施しています。

■登録者数 電子メール13名、郵送68名

希望される方は環境政策課へお気軽にお申し込みください。

3 協働

●エコガバナンス

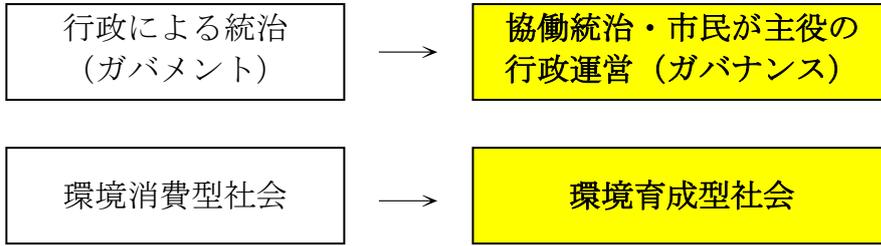
旧新城市は、環境管理の国際規格ISO14001に取り組んできました。「新城市都市環境基本計画」と「新城市環境基本条例」をベースにした環境マネジメントシステムを構築し、平成13年2月の認証取得後も取り組みの内容や職員の資質向上などの継続的改善に努めてきました。

平成17年10月1日、市町村合併により新しい新城市が誕生し、市民・事業所・行政が協働して持続可能な市民自治社会を地域全体でつくりあげていく「しんしろエコガバナンス宣言」（平成18年2月25日）を行い、新たな新城市の環境の取り組みのしくみづくりがスタートしました。

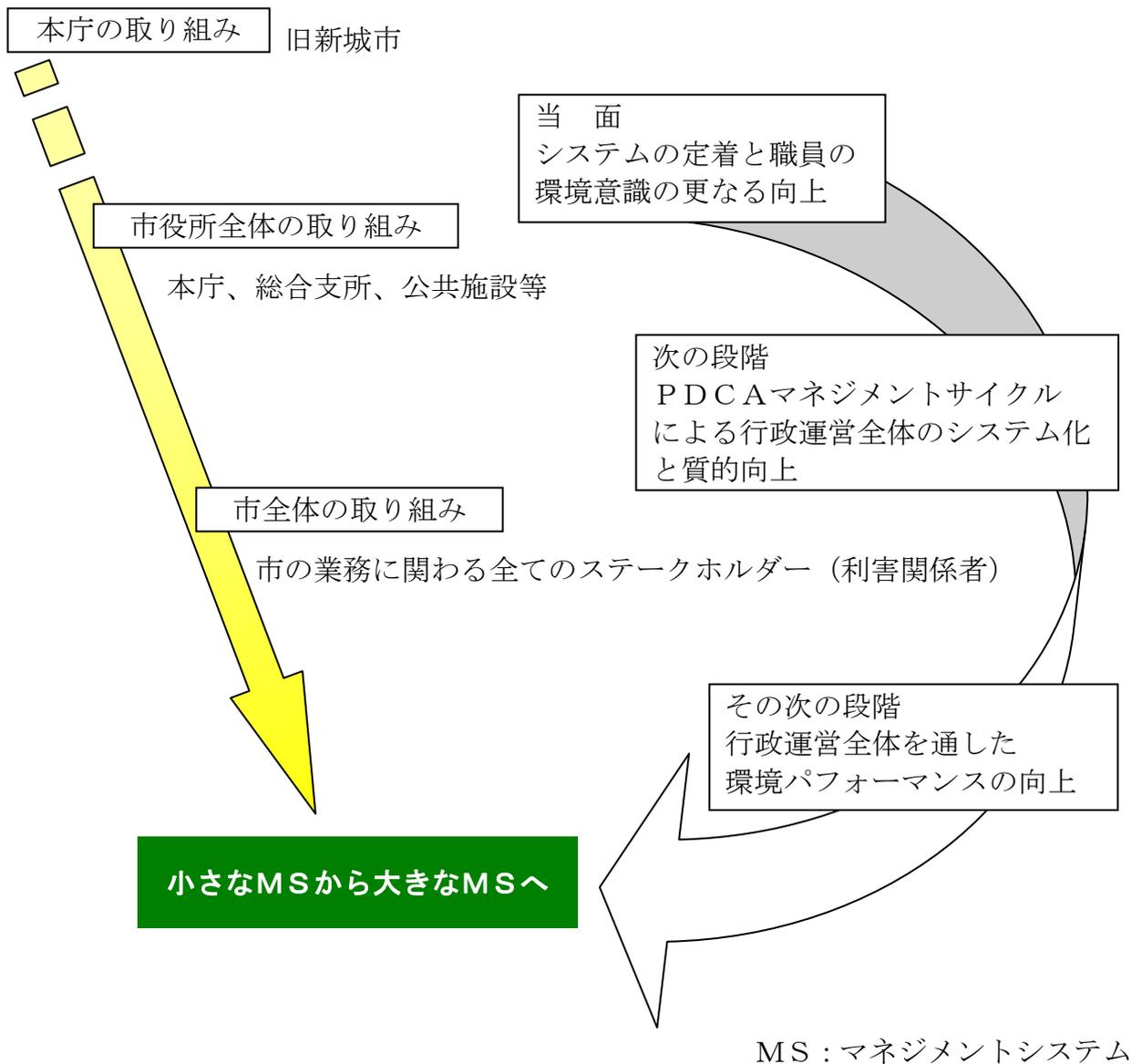
「しんしろエコガバナンス3つの柱」

1. エコオフィス : 紙・ごみ・電気などの取り組みで、事務室や家庭において（環境行動配慮事業）環境への悪い影響を減らそうとするもの
2. エコアクション : 温暖化防止の取り組みや河川の水質改善、環境ボランティアなど環境を保全・改善しようとするもの
3. エコガバナンス : 環境に軸足を置いた市民自治社会の確立と充実をめざし、そのしくみを市民みんなでつくりあげていこうとするもの

「しんしろエコガバナンスのめざすもの」



【市町村合併による今後の取り組みの基本方向】



《ISO14001 認証取得事業所等連絡会議》

地域における環境に関する取り組みを進めていくには横のつながりが不可欠です。

市では、ISO14001認証取得事業所とコミュニケーションを充実することによって、「連携」による環境への取り組みを一層高めていくことを目的として定期的に会議を開催しています。

◇ISO14001認証取得事業所等連絡会議名簿（平成27年度末現在）

連絡会議参加事業所	
三菱電機(株) 名古屋製作所新城工場	(株)廣澤精機製作所 愛知新城工場
(株)大紀アルミニウム工業所 新城工場	BASF INOAC ポリウレタン(株)
横浜ゴム(株) 新城工場	バルカーセイキ(株)
新東工業(株) 新城事業所	光田屋(株)
新東工業(株) 豊川製作所	(株)トンボ鉛筆 新城工場
共和レザー(株) 新城工場	イズテック(株) 新城工場
(株)イノアックコーポレーション 八名事業所	(株)高木製作所 新城工場
オーエスジー(株) 豊川	松栄電工(株)
オーエスジー(株) 新城工場	(株)新晃製作所 新城AD工場
(株)アイデン	新城市

〈会議内容抜粋〉

改正もしくは改正の予定がある環境関連法令のほか、以下のような内容について情報交換しました。



会議実施日	主な内容
5月20日 新城文化会館 303 会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・新城市議会 3月定例会における議決結果及び一般質問等について ・新設・改正もしくは改正の予定がある環境関連法令について ほか
8月20日 新城文化会館 303 会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・新城市議会 6月定例会における議決結果及び一般質問等について ・新設・改正もしくは改正の予定がある環境関連法令について ほか
11月11日 新城文化会館 303 会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・新城市議会 9月定例会における議決結果及び一般質問等 ・新設・改正もしくは改正の予定がある環境関連法令 ほか
2月18日 新城文化会館 303 会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・新城市議会 12月定例会における議決結果及び一般質問等 ・新設・改正もしくは改正の予定がある環境関連法令 ほか

《しんしろアジェンダ 21 市民会議》

新城市環境基本計画の実践的なアクションプランとして「新城市環境行動計画しんしろアジェンダ 21」に基づき「しんしろアジェンダ 21 市民会議」を立ち上げました。

「しんしろアジェンダ 21 市民会議」では、地域で環境を保全・創出する活動をしている市民、市民団体、事業者の皆さんと行政が情報交換できる場として設置しました。

◇しんしろアジェンダ 21 市民会議登録団体一覧（平成 27 年度末現在）

名称	活動内容
富岡まちづくり協議会	「シモバシラ」の保護や「ナガボナツハゼ」の保護観察活動など、地域の自然保護活動
山吉田まちづくり協議会	地域の環境美化促進のために提案し実践 耕作放棄地に景観植物を植栽
新城菜の花ネット協議会	耕作放棄地等への菜の花による景観環境保全 食用油用菜の花の栽培・普及
自然に親しむ会・作手	全国的にも貴重な作手中間湿原群（日本の重要湿地 500）の保護・継承
鞍掛山麓千枚田保存会	四谷千枚田の環境保全及び千枚田の保存継承活動 （草刈等の環境保全や自然観察会等の環境啓蒙活動）
鳥原ビオトープの会	休耕地と湧水を活用したビオトープの創出及び環境教育

〈会議内容〉

第 1 回では、愛知大学地域政策学部の功刀教授による基調講演の後、市民会議に登録の団体や当日参加した方から活動状況や意見を発表してもらい、情報の共有を図りました。



会議実施日	主な内容
3月9日 新城文化会館 301 講習室	・ 基調講演「環境活動への参加について」 ・ 情報交換

II 新都市総合計画 基本戦略4 「環境首都創造」の進捗状況



●計画の体系

戦略の方向		個別目標(施策)
目標が達成された姿		
基本戦略① 市民自治社会創造		
1-1. 市民と行政が協働する「山の湊」を創る		
1-1-1 市民参加や協働がしやすい環境が整っている	重点 1-1-1-1. まちづくりの協働体制を整備します	重点 1-1-1-2. 情報の発信と共有を進めます
	重点 1-1-1-3. 市民ニーズを把握します	
1-1-2 広域連携・交流が進んでいる	1-1-2-1. 広域連携・交流を進めます	
1-2. 市民が主役の「山の湊」を創る		
1-2-1 市民が主体的に地域の課題を解決しようとしている	重点 1-2-1-1. 市民活動を応援します	重点 1-2-1-2. 地域内分権の担い手を組織します
1-2-2 市民同士の交流や融和が進んでいる	1-2-2-1. 市民交流を進めます	
1-2-3 男女共同参画の意識が浸透している	1-2-3-1. 男女共同参画社会をつくります	1-2-3-2. 男女平等意識の浸透を進めます
1-2-4 国際化への対応が進んでいる	1-2-4-1. 多文化共生を進めます	1-2-4-2. 国際交流活動を応援します
基本戦略② 自立創造		
2-1. 地域の魅力を発信する「山の湊」を創る		
2-1-1 市内に多くの人が訪れている	重点 2-1-1-1. 地域資源を活かした観光戦略を進めます	2-1-1-2. 観光施設を有効に活用します
2-1-2 光ファイバーネットワークを活用した情報の受発信が盛んである	重点 2-1-2-1. 利用可能な情報システムの拡大を進めます	2-1-2-2. 光ファイバネットワークを有効に活用します
2-2. 活気や賑わいを生み出す「山の湊」を創る		
2-2-1 森林が適正に管理され、林業が営まれている	重点 2-2-1-1. 森林の保全・整備を進めます	2-2-1-2. 林業生産活動を応援します
	2-2-1-3. 林業基盤の整備を進めます	
2-2-2 地産地消や消費者交流など、生命をつなぐ魅力ある農業が営まれている	重点 2-2-2-1. 農業生産物の消費拡大を進めます	2-2-2-2. 農業生産活動を応援します
	2-2-2-3. 農業基盤の整備を進めます	
2-2-3 まちの賑わいと働く場が確保されている	2-2-3-1. 魅力ある商店街づくりを応援します	重点 2-2-3-2. 企業誘致を進め、雇用を確保します
	2-2-3-3. 頑張る中小企業を応援します	
2-3. 人が集い暮らす「山の湊」を創る		
2-3-1 快適に移動できる交通体系が整備されている	重点 2-3-1-1. 公共交通網の整備と利用向上を進めます	2-3-1-2. 道路網の整備を進めます
2-3-2 快適に暮らせるまちになっている	2-3-2-1. 活気がある市街地をつくります	2-3-2-2. 安全な水を届けます
	2-3-2-3. 下水を処理し水環境を守ります	2-3-2-4. 公園、墓園の整備を進めます
	重点 2-3-2-5. 良質な住宅の整備を進めます	重点 2-3-2-6. 生活環境を保全します
2-4. 地域の文化と人を育む「山の湊」を創る		
2-4-1 歴史文化財が継承・活用されている	2-4-1-1. 歴史文化財を継承します	2-4-1-2. 歴史文化財の紹介・活用を進めます
2-4-2 子どもが健やかに育っている	2-4-2-1. 確かな学力と郷土愛を育む学校づくりを進めます	2-4-2-2. 地域ぐるみで青少年の健全育成を進めます
2-4-3 いつでも学べる場が用意され、文化・スポーツ活動が盛んに行われている	2-4-3-1. 市民文化活動を応援します	2-4-3-2. 市民スポーツ活動を応援します
	2-4-3-3. 生涯学習活動を応援します	
基本戦略③ 安全・安心の暮らし創造		
3-1. 健康に暮らせる「山の湊」を創る		
3-1-1 地域の医療体制が整っている	重点 3-1-1-1. 病院、診療所の体制を整えます	重点 3-1-1-2. 地域医療の連携を進めます

3-1-2	みんなが健康づくりに努めている	3-1-2-1. 予防医療を進めます 3-1-2-2. 健康づくりを応援します
3-2. みんなで支え合う「山の湊」を創る		
3-2-1	地域で子育てを応援する意識が広がっている	重点 3-2-1-1. 子どもを生む環境を整えます 重点 3-2-1-2. 子どもを育てる環境を整えます 重点 3-2-1-3. 保育ニーズに対応する保育サービスを進めます
3-2-2	だれもが生きがいを持って社会に参加している	重点 3-2-2-1. 地域内福祉・相互扶助活動を進めます 3-2-2-2. 高齢者の生きがい対策を進めます 3-2-2-3. 障害者の自立を支援します
3-3. 安全に暮らせる「山の湊」を創る		
3-3-1	災害に強いまちづくりができている	重点 3-3-1-1. 地震・防災対策を進めます 重点 3-3-1-2. 災害対応能力を強化します 重点 3-3-1-3. 消防体制を強化します
3-3-2	地域ぐるみの安全対策が進んでいる	3-3-2-1. 防犯活動を進めます 3-3-2-2. 交通安全対策を進めます 3-3-2-3. 消費者支援活動を進めます
3-3-3	ペット動物の愛護管理対策を進めます	3-3-3-1. 犬の愛護管理対策を進めます
基本戦略④ 環境首都創造		
4-1. 環境首都「山の湊」を創る		
4-1-1	環境への理解が浸透している	4-1-1-1. 地域の環境を学びます 4-1-1-2. 地域の環境を調査し紹介します
4-1-2	良好な自然環境が保全されている	4-1-2-1. 農村環境を保全します 4-1-2-2. 森林環境を保全します 4-1-2-3. 水辺環境を保全します
4-1-3	地球温暖化に向けた循環型のライフスタイルが浸透している	重点 4-1-3-1. 循環型社会への取り組みを進めます 4-1-3-2. 廃棄物の適正処理を進めます

● 事務事業の分析・評価

必要性、有効性、効率性の3つの視点それぞれで、該当項目の数により点数化。各視点とも1項目2点で10点満点。

ただし、①必要性のうち「法令により実施することが義務付けられている。または、行政内部の管理上必要な事業である。」に該当する場合は10点とする。

①必要性	法令により実施することが義務付けられている。または、行政内部の管理上必要な事業である。
	法令に定められた市の責務を具体化して実施する事業である。
	市民の基本的な生活の維持・確保に必要な事業である。
	市民ニーズが高く、市が実施するに相応しい事業である。 国・県・民間に類似サービスはない。
②有効性	課題解決に貢献している。
	施策の進捗に貢献できるような事業内容になっている。
	市民に具体的な説明できるような効果が上がっている。
	成果指標の実績値が目標値以上である。 市が廃止すると市民に影響が大きい事業である。
③効率性	コスト削減への取り組みを実施している。
	他に類似、重複する事業はない。または、相互に補完する内容となっている。
	他市町村と比べても、対象範囲や水準を見直す必要がない。
	受益者負担や補助等の割合に問題はない。(受益者負担が発生しない事業を含む) 事業内容と受益対象者が整合している。または、受益者が一部に限定されない。

●事業が与える環境影響

その事業が環境に与えている直接的な影響を下記の項目からチェックし、プラス面とマイナス面のそれぞれで該当する項目数。

生活環境	大気汚染の保全
	水環境の保全
	土壌・地下水の保全
	騒音・振動の防止
	悪臭の防止
	廃棄物の減量・リサイクル
自然環境	緑地の保全・整備、緑化の推進
	水環境と水辺環境の保全、整備
	生態系の保全と生物多様性の確保
地球環境	オゾン層の保護
	温暖化の防止
	酸性雨の防止
	熱帯雨林の保全
	地下資源等の保護
その他の環境保全・改善	

基本戦略4「環境首都創造」の進捗状況

事務事業名		【文化課】 鳳来寺山自然科学博物館運営事業									
最終成果目標		環境への理解が浸透している				総合計画 体系コード	4-1-1				
施策名	1	地域の環境を学びます									
事業の目的	新都市の豊かな自然に接する野外学習会やイベントを行い、郷土の自然に対する理解と愛着を深め、自然環境の保全と共生のまちづくりをめざす。										
成果指標		単位	実績(H26)	実績(H27)	目標(H28)	目標(H29)	目標(H30)				
①	野外学習会等参加者の満足度	%	96	97	96	96	96				
②	新城の自然誌の刊行	冊	1	1	1	1	1				
事務事業の分析・評価											
必要性	2							有効性	2	効率性	2
平成27年度事業の内容											
動物、植物、地学に関する現地学習会を市内全域を対象に実施した。											
環境面での位置付け				事業が与える環境影響							
環境負荷低減、人材流動化・人材育成、市民討議会での声				+要因の項目数		-要因の項目数					
				2		4					
環境的な側面											
+の要因	自然環境保全に関する教育普及・啓発										
-の要因	保全対象物への侵害										
環境関連の法的要求事項											
環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律		地方公共団体は、環境保全活動等に係わる協働の取組を推進するよう努める。									
市民協働の取り組み											
市民参加の 時期・内容	・博物館及び学術委員 ・市民及び博物館ボランティア					結果 ①達成					
事業の成果と今後の方向性(事務事業の改善案等)											
<p>・計画した活動は全て実施することができた。参加者の評価は高評価であったが、参加者数において定員に満たないものもあった。広報活動に工夫が必要である。</p> <p>・自然学習、自然環境調査を市内各地のフィールドで実施していく。</p> <p>・平成25年度に「新城の自然誌-昆虫・動物編-」、26年度「新城の自然誌・地学編」、27年度に「新城の自然誌・植物・きのこ編」の発行を行った。28年度以降は資料編となる。</p>											

基本戦略4「環境首都創造」の進捗状況

事務事業名		【農業課】 中山間地域等直接支払事業									
最終成果目標		地産地消や消費者交流など、生命をつなぐ魅力のある農業が営まれている				総合計画 体系コード	4-1-2				
施策名	1	農業生産活動を応援します・中山間地域農業振興事業									
事業の目的	農業生産の条件不利地において、協定に基づき農業生産活動等に取り組む農業者に対して平地との生産コスト差を直接に支払支援を行う。										
成果指標		単位	実績(H25)	実績(H26)	実績(H27)	目標(H28)	目標(H29)				
①	集落協定数	協定	113	113	96	96	96				
②	維持管理されるべき農地面積	ha	872	872	825	830	830				
事務事業の分析・評価											
必要性	4							有効性	4	効率性	6
平成27年度事業の内容											
集落協定を締結しその集落協定に基づく活動について交付金を交付する。											
環境面での位置付け				事業が与える環境影響							
環境と経済、環境に視点を置いた経済、市民討議会での声				+要因の項目数		-要因の項目数					
				4		6					
環境的な側面											
+	要因	持続可能な農地の維持管理を図ることができる。									
-	要因	会議開催・情報提供資料作成による電気の使用及び資料等紙の排出による環境破壊が考えられる。									
環境関連の法的要求事項											
廃棄物の処理及び清掃に関する法律		廃棄物の排出を抑制し、及びその適正な処理を確保するため、意識の啓発を図るよう努める。									
市民協働の取り組み											
市民参加の 時期・内容	行政:助言、支援 農家、地域:生産活動の推進					結果 ①達成					
事業の成果と今後の方向性(事務事業の改善案等)											
協定集落が持続可能な農業生産活動を実施することができた。 今後は、協定集落へ出向き地域農業のあり方検討会等を実施する。											

基本戦略4「環境首都創造」の進捗状況

事務事業名		【農業課】 多面的機能支払交付金事業									
最終成果目標		良好な自然環境が保全されている				総合計画 体系コード	4-1-2				
施策名	1	農村環境を保全します・多面的機能支払交付金事業									
事業の目的	農地・農業用水等の資源を将来にわたって良好な環境で保全するため、共同事業を対象とした保全向上を支援する。										
成果指標		単位	実績(H25)	実績(H26)	実績(H27)	目標(H28)	目標(H29)				
①	環境保全活動参加者	人	3,500	5,292	3,500	3,500	3,500				
②	生物の生息状況調査	地区	10	16	17	10	10				
事務事業の分析・評価											
必要性	4							有効性	6	効率性	8
平成27年度事業の内容											
<p>農地・農業用水等の資源や農村環境を守り、質を高める地域共同の取組と、農家及び農家と地域住民が一体となった環境保全の取組に対する活動を総合的に支援した。</p> <p>農地維持及び資源向上活動(共同活動) 29地区 資源向上活動(長寿命化) 18地区</p>											
環境面での位置付け				事業が与える環境影響							
環境負荷低減、環境に視点を置いた経済				+ 要因の項目数		- 要因の項目数					
				4		0					
環境的な側面											
+	要因	集落機能の低下により、資源の適切な保管理及び自然環境や景観の保全・形成等をめぐる市民の要請への対応									
-	要因										
環境関連の法的要求事項											
市民協働の取り組み											
市民参加の 時期・内容	行政:助成金の交付(国1/2,県1/4,市1/4) 協働活動への助言又は及び実施時状況の確認					結果					
						①達成					
事業の成果と今後の方向性(事務事業の改善案等)											
<p>多面的機能支払交付金事業は、旧農地・水保管理支払交付金として、平成19年度から平成25年度まで地域共同の活動により農地・農業用水等の保管理活動に対して支援を行ってきたが、農地周りの農業用施設の老朽化への対応や集落機能の維持向上の観点から、地域主体の保管理の取組の継続・強化が必要である。このため、平成26年度から5年間新規要望地区を追加し多面的機能支払交付金による地域共同による農地・農業用水等の資源や農村環境の保全活動に対する支援について、集落を支える体制を強化し継続するとともに、農地周りの農業用施設の長寿命化の取組保全活動に対する支援を強化する。</p>											

基本戦略4「環境首都創造」の進捗状況

事務事業名		【森林課】 水源林対策事業					
最終成果目標		森林が適正に管理され、林業が営まれている				総合計画 体系コード	4-1-2
施策名	2	森林の保全・整備を進めます・水源林対策事業					
事業の目的	森林の適切な管理により、水源かん養機能の向上を図る。						
成果指標		単位	実績(H25)	実績(H26)	実績(H27)	目標(H28)	目標(H29)
①	森林整備実施面積	ha	175	162	191.21	179	181
②	作業路新設延長	m	465.0	713	0	600	700
事務事業の分析・評価							
必要性	2						
平成27年度事業の内容		<p>豊川水系の水資源の安定確保を図るため、本市の水源かん養林保全のための森林整備事業に補助を行うことで、森林の有する多面的機能の発揮と林業の振興を図る。</p>					
環境面での位置付け				事業が与える環境影響			
環境と経済、環境負荷低減、環境に視点を置いた経済、総合計画市民委員会				+ 要因の項目数		- 要因の項目数	
				7		0	
環境的な側面							
+	要因	水源涵養機能等森林の有する多面的な効用を環境に与えることを目的として森林管理を実施している。					
-	要因						
環境関連の法的要求事項							
市民協働の取り組み							
市民参加の 時期・内容	該当なし 豊川水源基金の助成事業であるため、その制度に従って事業を実施するもの。					結果 該当なし	
事業の成果と今後の方向性(事務事業の改善案等)							
<p>流域の市町村が出資し合って設置された基金を有効利用して、豊川水系の水資源の安定確保を図るため、本市の水資源涵養機能向上のための森林整備が実施された。 今後も基金の意義を十分に踏まえ、その資金を最大限有効利用して森林管理を進めていく。</p>							

基本戦略4「環境首都創造」の進捗状況

事務事業名		【森林課】 森林資源調査・研究事業									
最終成果目標		森林が適正に管理され、林業が営まれている				総合計画 体系コード	4-1-2				
施策名	2	林業生産活動を応援します・森林総合産業の創出事業									
事業の目的	基本となる林業や製材業をベースにしながら、公共財としての森林の環境面に配慮した新産業による地域経済の活性化と新規雇用の創出を図る。										
成果指標		単位	実績(H25)	実績(H26)	実績(H27)	目標(H28)	目標(H29)				
①	森林林業調査研究実施	件	1	1	1	1	1				
②											
事務事業の分析・評価											
必要性	6							有効性	6	効率性	8
平成27年度事業の内容											
<p>森林資源の利活用等に係る講演会、先進地視察等を実施し、森林に関連する新産業の創出に向けて様々な情報収集を行ったり、講演を聴くことで地元木材関係者や市民の方に森林資源の利活用による新産業の創出の必要性についての意識の醸成を行う。</p>											
環境面での位置付け				事業が与える環境影響							
エネルギー創造、環境と経済、環境負荷低減、地域でエネルギーを創る、環境に視点をおいた経済、委員会要望				+要因の項目数		-要因の項目数					
				6		0					
環境的な側面											
+の要因	森林・林業の課題解決のための調査・研究、研修会等の開催などを通し、健全な森林管理を行うことが出来る方法を模索し、新たな産業の誕生を目指す。										
-の要因											
環境関連の法的要求事項											
市民協働の取り組み											
市民参加の 時期・内容	該当なし 現段階では学集会や調査研究などを行っており、市民参加による検討などを行う段階ではないため。					結果 該当なし					
事業の成果と今後の方向性(事務事業の改善案等)											
<p>H24年度に示した「新都市公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針」に基づき公共建築物を建築する場合には木材の利用の促進を図っている。</p>											

基本戦略4「環境首都創造」の進捗状況

事務事業名		【森林課】 市民参加の森づくり推進事業					
最終成果目標		森林が適正に管理され、林業が営まれている				総合計画 体系コード	4-1-2
施策名	2	森林の保全・整備を進めます・森林総合産業の創出事業					
事業の目的	森林体験学習を実施・推進することにより、「森づくり」と「人づくり」を行う。						
成果指標		単位	実績(H25)	実績(H26)	実績(H27)	目標(H28)	目標(H29)
①	市民参加の森づくり参加者数	人	304	203	177	300	300
②	技術習得者	人	10	5	10	13	14
事務事業の分析・評価							
必要性	2	有効性	6	効率性	6		
平成27年度事業の内容							
市内のNPO法人との協働事業で様々なレベルに合わせた森林作業の講習会を開催する。講習会の他にも、子供たちに森に親んでもらうための自然観察会を行ったり、学校や地域に向向いて森の大切さ森林整備の方法を伝える講座も行っている。							
環境面での位置付け					事業が与える環境影響		
環境と経済、環境負荷低減、人材流動化・人材育成、総合計画市民委員会					+ 要因の項目数		- 要因の項目数
					7		0
環境的な側面							
+	要因	森林体験学習を実施・推進することにより森林環境に意識を向ける「人づくり」を行い、その「人」が森に係わることで地域の森づくりを行っていく。					
-	要因						
環境関連の法的要求事項							
環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律			地方公共団体は、環境保全活動等に係わる協働の取組を推進するよう努める。				
市民協働の取り組み							
市民参加の 時期・内容	年度早々からNPO法人と契約を結び、事業実施に関わる全般的なことを委託している。					結果 ①達成	
事業の成果と今後の方向性(事務事業の改善案等)							
チェーンソーの取扱いや草刈り機の取扱いなどを基礎から正しく学ぶことができ、講習会に参加された市民からは毎回大変好評を得ている。また、事業の実施は委託を受けたNPO法人が行っているため、行政ではできない専門的な知識と経験に基づいた有意義な講習会が開催できており、参加者の技術習得に役立っているが、講師の人数、都合などによりこれ以上開催回数を増やすことは難しいため、年間参加者には限度がある。また、講座で実作業を体験できても、それを実作業として生かすためには経験を重ねてこそ役立つものであるため、地域での事後研修等の検討が課題となる。							

基本戦略4「環境首都創造」の進捗状況

事務事業名		【環境課】 水質浄化・管理事業					
最終成果目標		良好な自然環境が保全されている				総合計画 体系コード	4-1-2
施策名	3	水辺環境を保全します・水を汚さない・ムダにしない事業					
事業の目的	市民の生活環境の保全と健康の保護をはかるため環境状況の指標となる物質や人体に有害な物質などの現状把握、経年の推移を調査測定し公表するとともに、水質変化の原因による対策を講じ環境保全対策の基礎資料とする。						
成果指標		単位	実績 (H25)	実績 (H26)	実績 (H27)	目標 (H28)	目標 (H29)
①	ボランティア等による河川水質検査の実施	回	4	4	4	10	10
②							
事務事業の分析・評価							
必要性	6	有効性	8	効率性	10		
平成27年度事業の内容							
年2回、市内30河川・31箇所において、pH、BODなど11項目の検査を実施し、市内河川の水質状態を把握する。 また、市内小中学校や地域ボランティア団体から水生生物調査の要望があった際に調査をサポートすることで身近な水辺環境保全への理解を深める。							
環境面での位置付け				事業が与える環境影響			
該当なし				+ 要因の項目数		- 要因の項目数	
						6	
環境的な側面							
＋の要因							
－の要因	河川調査や協議会に化石燃料による自動車を使用。						
環境関連の法的要求事項							
水質汚濁防止法	公共用水域の水質汚濁防止のため、生活排水対策の啓発等に係わる指導施策等の実施						
環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律	地方公共団体は、環境保全活動等に係わる協働の取組を推進するよう努める。						
市民協働の取り組み							
市民参加の時期・内容	行政:水生生物調査の側面的支援 地域:水生生物調査の実施					結果	
						①達成	
事業の成果と今後の方向性(事務事業の改善案等)							
今後とも継続して市内の河川の水質状態を把握していく必要がある。							

基本戦略4「環境首都創造」の進捗状況

事務事業名		【文化課】文化財保護事業					
最終成果目標		歴史文化財が継承・活用されている			総合計画 体系コード	4-1-2	
施策名	3	歴史文化財を継承します・文化財保護事業					
事業の目的	市域の歴史文化の理解を助け、歴史的遺産や自然環境の保護や活用を通して地域の活性化向上を図る。具体的には歴史文化財等の紹介、保護活用を進めることで、市民が歴史文化を資源として認識し、市民が内外に誇れるまちづくりの核として活用できる地域社会を確立する。						
成果指標		単位	実績(H25)	実績(H26)	実績(H27)	目標(H28)	目標(H29)
①	指定文化財等件数	件	256	258	253	253	253
②	保存団体会員人数	人	576	782	740	750	750
事務事業の分析・評価							
必要性	2	有効性	0	効率性	0		
平成27年度事業の内容							
市全体にわたる文化財の保護・保存に努めるとともに、文化財の歴史に関する調査研究等を推進した。東照宮所有の彫刻を新たに市の文化財に指定した。市指定文化財を整備し、市内各所で実施されている民俗芸能の保存・活用、自然環境保全に努めるとともに、継承における有効活用等の検討策を行った。							
環境面での位置付け							
その他					+要因の項目数		-要因の項目数
					1		0
環境的な側面							
+	要因	草刈り等の環境整備の実施によって、動植物の生息環境の安定化を図る。					
-	要因						
環境関連の法的要求事項							
市民協働の取り組み							
市民参加の 時期・内容		文化財調査にかかるボランティアの育成				結果	
						③一部達成	
事業の成果と今後の方向性(事務事業の改善案等)							
<p>環境整備や郷土芸能の後継者育成を実施することで、歴史・文化の継承の心を育むことや保護に努めることができた。しかし、市内には伝承された様々な文化財や歴史・文化・自然的価値が発見されていない未発掘の遺産も数多く残されている。</p> <p>これら未知の歴史文化遺産の発掘や地域に伝わる既知の文化財を多くの市民がそれら価値を知り、情報等の発信ができるような仕組みの工夫が必要である。</p>							

基本戦略4「環境首都創造」の進捗状況

事務事業名		【地域エネルギー推進課】エコオフィス推進事業（環境行動配慮事業）										
最終成果目標		地球温暖化防止に向けた循環型のライフスタイルが浸透している			総合計画 体系コード	4-1-3						
施策名	1	循環型社会への取り組みを進めます・持続可能な市民自治社会推進										
事業の目的	地球温暖化防止のため、二酸化炭素排出量の削減と環境保護への啓発を図る。二酸化炭素削減率の達成などのため、新城市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に基づく各取り組みの啓発・推進、住民活動への支援などを行う。（家庭での電気使用量の削減に対する取り組み）											
成果指標		単位	実績(H25)	実績(H26)	実績(H27)	目標(H28)	目標(H29)					
①	補助キロワット数	kW	540.68	336.03	336.03	400	400					
②	緑のカーテン 取組者数	人	70	24	15	90	100					
事務事業の分析・評価												
必要性	6							有効性	6	効率性	10	
平成27年度事業の内容								新城市環境基本計画の具体的な行動計画を推進していく「しんしろアジェンダ21」の開催。 緑のカーテンコンテスト、コンセントオフ運動の開催。 太陽光発電設備設置補助、太陽熱利用設備設置補助、家庭用次世代自動車導入促進補助。 温暖化対策実行計画での市内CO ₂ 排出量の把握など。				
環境面での位置付け				事業が与える環境影響								
環境と経済、環境負荷低減、中部環境先進5市会議での共同宣言、市民討議会での声、総合計画市民委員会				＋要因の項目数		－要因の項目数						
				4		7						
環境的な側面												
＋の要因	地球温暖化防止のため、温室効果ガスとなる二酸化炭素排出量の削減と環境保護への啓発を図る。太陽光・太陽熱などを利用した創エネ、省エネを推進。											
－の要因	緑のカーテンに在来種以外の植物を使用。住宅用新エネルギーにかかる補助申請等での紙の使用。											
環境関連の法的要求事項												
地球温暖化対策の推進に関する法律		地方公共団体は温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を推進するものとする。										
環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律		地方公共団体は、環境保全活動等に係わる協働の取組を推進するよう努める。										
市民協働の取り組み												
市民参加の時期・内容	緑のカーテンコンテストの開催により、市民の参加を促す。うちエコ診断の実施により、省エネ行動を促す。					結果						
						①達成						
事業の成果と今後の方向性(事務事業の改善案等)												
太陽光発電設備、太陽熱利用設備への補助を継続し、再生可能エネルギー利用(太陽光発電、太陽熱利用)の普及を推進することができた。 平成24年5月に策定した新城市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)において、市が制御できる部分の進捗管理を継続していく。 政府はパリ協定の採択を受け、「2030年度に2013年度比26%減」の温室効果ガス削減目標を達成するための計画をまとめ、業務部門と家庭部門において大幅な削減に向けた対策を盛り込んだ。今後は目標達成のための国の対策・施策に沿った事務を行っていく必要がある。												

基本戦略4「環境首都創造」の進捗状況

事務事業名		【環境課】エコアクション推進事業									
最終成果目標		地球温暖化防止に向けた循環型のライフスタイルが浸透している				総合計画 体系コード	4-1-3				
施策名	1	循環型社会への取り組みを進めます・持続可能な市民自治社会推進									
事業の目的	個々の活動(点)を面への取り組みへ【市民力の育成】。環境問題に対し、身近なところで着実に取り組んでいる市民や市民団体の活動を支援し、団体間のネットワークの充実も図る。また、環境問題に関する学習の機会や情報提供を行い、新城市全体の取組を充実させ、市民・事業所・行政が協働して、環境首都を目指す。										
成果指標		単位	実績(H25)	実績(H26)	実績(H27)	目標(H28)	目標(H29)				
①	市民環境講座への出席者数	人	118	136	49	120	120				
②	エコアクション事業への参加者数	人	1,386	1,329	992	1,700	1,700				
事務事業の分析・評価											
必要性	4							有効性	6	効率性	10
平成27年度事業の内容											
市民環境講座、親と子の走る環境教室を開催、小学校や地域での水生生物調査等を実施する。環境啓発イベント「しんしるエコフェスタ」を開催する。											
環境面での位置付け				事業が与える環境影響							
環境負荷低減、市民討議会での声、その他				+要因の項目数		-要因の項目数					
				7		5					
環境的な側面											
+	要因	環境活動に関する学習の機会や情報提供を行い、理解を図る。また、地域の自然や環境問題に対する「気づき」を与える事業であり、環境配慮意識の醸成につながる。									
-	要因	イベント実施等に伴う温室効果ガス排出(化石燃料の使用など)									
環境関連の法的要求事項											
環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律		地方公共団体は、環境保全活動等に係わる協働の取組を推進するよう努める。									
環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律		地方公共団体は、環境配慮等の状況の公表や活動を推進するよう努めるものとする。									
市民協働の取り組み											
市民参加の 時期・内容	市民団体と連携してイベントを企画・実行する					結果					
						②ほぼ達成					
事業の成果と今後の方向性(事務事業の改善案等)											
地球規模で深刻化する環境問題に対し、問題を理解し、考え、行動し、働きかけ、連携していく仕掛けづくりのために必要な市民を増やし、ネットワーク化していく。											

基本戦略4「環境首都創造」の進捗状況

事務事業名		【環境課】エコガバナンス推進事業									
最終成果目標		地球温暖化防止に向けた循環型のライフスタイルが浸透している				総合計画 体系コード	4-1-3				
施策名	1	循環型社会への取り組みを進めます・持続可能な市民自治社会推進									
事業の目的		環境に基軸を置いた持続可能な市民自治社会の確立。									
成果指標		単位	実績(H25)	実績(H26)	実績(H27)	目標(H28)	目標(H29)				
①	環境基本計画の推進 (次年度報告書による進行管理)	—	進行管理	進行管理	進行管理	進行管理	進行管理				
②	事業所とのコミュニケーション	回	4	4	4	年4回以上	年4回以上				
事務事業の分析・評価											
必要性	6							有効性	8	効率性	6
平成27年度事業の内容											
<p>平成13年2月28日に審査登録された旧新城市役所のISO14001を平成18年2月に「しんしろエコガバナンス」への取り組みへ変更した。しんしろエコガバナンスとは環境に基軸を置き、持続可能な市民自治社会を確立しようとするものである。</p>											
環境面での位置付け				事業が与える環境影響							
人材流動化・人材育成、中部環境先進5市会議での共同宣言、その他				+ 要因の項目数		- 要因の項目数					
				1		6					
環境的な側面											
+の要因	審議会の運営、環境情報等の提供による外部コミュニケーションの促進などが、環境保全・改善につながっている。										
-の要因	審議会やISO会議開催、フォーラム参加などに伴う温室効果ガス排出(化石燃料の使用など)。										
環境関連の法的要求事項											
大気汚染防止法		自動車排出ガスの抑制									
廃棄物の処理及び清掃に関する法律		廃棄物の減量及び適正処理									
新城市環境基本条例		環境審議会の設置									
環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律		地方公共団体は、環境保全活動等に係わる協働の取組を推進するよう努める。									
市民協働の取り組み											
市民参加の 時期・内容	行政:企画・実行を支援 地域:活動への参加					NPO:企画・実行(支援)					
						結果					
						②ほぼ達成					
事業の成果と今後の方向性(事務事業の改善案等)											
<p>持続可能な市民自治社会を確立することを目標に、コミュニケーションを中心とした事業展開をしている。企業とのコミュニケーションにはISO14001に対する認識が必要不可欠であり、環境マネジメントシステム審査員などの資格取得が必要である。</p>											

基本戦略4「環境首都創造」の進捗状況

事務事業名		【行政課】 公用車(低公害車)導入事業					
最終成果目標		地球温暖化防止に向けた循環型のライフスタイルが浸透している				総合計画 体系コード	4-1-3
施策名	1	循環型社会への取り組みを進めます・車両管理事業					
事業の目的	地球温暖化防止のため、二酸化炭素の削減と環境保護への啓発を図る。						
成果指標		単位	実績(H25)	実績(H26)	実績(H27)	目標(H28)	目標(H29)
①	低公害車両保有比率(毎年4月1日現在)	%	53	57	58	61	63
②							
事務事業の分析・評価							
必要性	0	有効性	2	効率性	2		
平成27年度事業の内容		県条例(排ガス30%規制)に基づき公用車を低公害者に更新するにあたり、公用車更新基準(耐用基準年数・走行距離数)を勘案して、計画的に更新する。 市役所本庁舎…更新7台 鳳来総合支所…更新1台 教育委員会(スクールバス)…4台 消防本部…更新8台					
環境面での位置付け				事業が与える環境影響			
該当なし				+要因の項目数		-要因の項目数	
				2		2	
環境的な側面							
+	+の要因 低公害車への更新を進めることで化石燃料の消費を抑制し、かつ二酸化炭素の排出を抑制できる。						
-	-の要因 自動車からの排気ガスによる環境悪化や化石燃料の消費。						
環境関連の法的要求事項							
県民の生活環境の保全等に関する条例		目標導入率30%					
大気汚染防止法(第21条の2)		自動車排出ガスの規制					
市民協働の取り組み							
市民参加の 時期・内容	市民が協働して取り組む事業でない。					結果	
						③一部達成	
事業の成果と今後の方向性(事務事業の改善案等)							
今後も引き続き、車両更新時期に合わせ低公害車の導入を行っていく。							

基本戦略4「環境首都創造」の進捗状況

事務事業名		【地域エネルギー推進課】エコイノベーション推進事業（環境地域創造事業）					
最終成果目標		地球温暖化防止に向けた循環型のライフスタイルが浸透している				総合計画 体系コード	4-1-3
施策名	1	循環型社会への取り組みを進めます・持続可能な市民自治社会推進					
事業の目的		環境・経済・社会をバランス良く成立させ、持続可能な社会を構築していくための調査・研究					
成果指標		単位	実績 (H25)	実績 (H26)	実績 (H27)	目標 (H28)	目標 (H29)
①	再生可能エネルギーに係る導入検討	会	4回	2回	2回	検討・試行	検討・試行
②	環境5市との連携事業の開催	回	検討会出席	検討会出席	検討会出席	検討会出席	検討会出席
事務事業の分析・評価							
必要性	6	有効性	6	効率性	8		
平成27年度事業の内容							
持続可能な社会を構築していくには、全ての事業に「環境」という総合的な視点を加えていく必要がある。また、市町村レベルでのエネルギーセキュリティ確保の在り方についても検討する。							
環境面での位置付け				事業が与える環境影響			
エネルギー創造、環境と経済、人材流動化・人材育成、地域でエネルギーを創る、環境に視点を置いた経済、ごみゼロを目指す、容器入り飲料の利用を減らす、中部環境先進5市サミットでの共同宣言、市民討議会での声				+要因の項目数		-要因の項目数	
				3		6	
環境的な側面							
+の要因	中部環境先進5市共同で出展の環境展(メッセナゴヤ)において、各地域の環境配慮製品などをPRし、その利用をすすめる。						
-の要因	会議・打合せ開催・現場調査などに伴う、電気・ガソリン・紙等の使用。						
環境関連の法的要求事項							
大気汚染防止法		自動車排出ガスの抑制					
廃掃法		廃棄物の減量・適正処理					
新都市地球温暖化対策実行計画		スマートエナジープロジェクト					
環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律		地方公共団体は、環境保全活動等に係わる協働の取組を推進するよう努める。					
市民協働の取り組み							
市民参加の 時期・内容	NPO:人材の流動化に係る諸事項の調整					結果	
						②ほぼ達成	
事業の成果と今後の方向性(事務事業の改善案等)							
<p>「中部環境先進5市会議」に関連し、根羽村(安城市主催)で開催された中部環境先進5市サミットへ参加。また、事務担当者会議への参加、安城市でのイベントへの参加などの交流を継続している。</p> <p>二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(先導的「低炭素・循環・自然共生」地域創出事業(グリーンプラン・パートナーシップ事業)により再生可能エネルギー利用可能量調査及び事業化計画策定事業により、小水力について5地区7箇所の候補地の選定を行った。</p> <p>地域主導による再エネ事業推進のための人材育成を目的に「再生可能エネルギー塾」を開催した。</p>							

基本戦略4「環境首都創造」の進捗状況

事務事業名		【環境課】ゼロ・エミッション事業					
最終成果目標		地球温暖化防止に向けた循環型のライフスタイルが浸透している			総合計画 体系コード	4-1-3	
施策名	1	循環型社会への取り組みを進めます					
事業の目的	「ゼロ・エミッション」とは「排出(放出)するものがゼロになること」を意味し、環境分野では、「廃棄物のない状態」を示しており、ゼロ・エミッションの実現に向けた事業に取り組む。						
成果指標		単位	実績(H25)	実績(H26)	実績(H27)	目標(H28)	目標(H29)
①	生ごみ処理器等の設置補助の実施(コンポスト28基・電気式7基)	基	15	23	13	8	8
②	環境美化活動のPR(広報紙掲載4回、開催チラシ配布2回、行政無線2回)	回	8	8	8	8	8
事務事業の分析・評価							
必要性	8	有効性	8	効率性	6		
平成27年度事業の内容		各地区から選出された生活環境委員にごみの分別指導や不法投棄などの監視を依頼することで、市民が主体となったごみの減量や適正処理、環境保全活動の推進を図った。生ごみ処理機等の購入補助により家庭から排出されるごみの減量を図る。また、しんしろクリーンフェスタの開催や環境ポスターコンクールを実施して子どもから大人まで市民全体の環境保全意識の高揚を図った。					
環境面での位置付け				事業が与える環境影響			
環境負荷低減、ごみゼロを目指す、容器入り飲料の利用を減らす				+要因の項目数		-要因の項目数	
				3		1	
環境的な側面							
＋の要因	まちの環境保全を意識付けする活動を行う事業である。						
－の要因	イベント実施に伴う温室効果ガス排出(ごみ収集車両使用)						
環境関連の法的要求事項							
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	土地又は建物の所有者(管理者)は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を清潔を保つように努めなければならない。						
新城市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	何人も、生活環境を清潔に保持するように努め、都市美観の汚損を招かないようにしなければならない。						
新城市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	市は、廃棄物の減量及び適正な処理に関する情報の提供に努め、市民及び事業者の意識の啓発を図るように努めなければならない。						
環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律	地方公共団体は、環境保全活動等に係わる協働の取組を推進するよう努める。						
市民協働の取り組み							
市民参加の 時期・内容	市民参加による環境美化活動に協力。ごみ減量化に取り組んでいる市民団体「リサイクル21」が主催するマーケットへの協力。					結果	
						②ほぼ達成	
事業の成果と今後の方向性(事務事業の改善案等)							
<p>毎年度2回開催する生活環境委員会において分別回収や不法投棄問題について意見交換を行い、要望等の把握に努めた。</p> <p>今後も市民主体による廃棄物の減量・適正処理を目的とした事業を推進して環境保全意識の高揚を図っていききたい。</p> <p>清掃活動を始め、ごみ減量化を市民活動として定着させていくために本事業を継続的に推進していく。</p> <p>小学校では、ごみに関する学習を4年生が授業で受けており、クリーンセンター等のごみ処理施設の見学にも参加している。</p> <p>また、環境ポスター募集も4年生を対象に実施している。</p>							

基本戦略4「環境首都創造」の進捗状況

事務事業名		【行政課】エコオフィス推進事業(庁内)									
最終成果目標		地球温暖化防止に向けた循環型のライフスタイルが浸透している				総合計画 体系コード	4-1-3				
施策名	1	循環型社会への取り組みを進めます・エコオフィス推進事業(庁内)									
事業の目的	地球温暖化防止のため、新城市役所関係事業所から排出される二酸化炭素の削減と環境保護への啓発を図る。										
成果指標		単位	実績(H25)	実績(H26)	実績(H27)	目標(H28)	目標(H29)				
①	温室効果ガス排出量の削減(平成18年度比)	%	-8	-11	-11	-8	-8				
②	電気使用量(削減)(H22年度比)	%	-17	-18	-27	-20	-20				
事務事業の分析・評価											
必要性	2							有効性	2	効率性	2
平成27年度事業の内容											
<p>エネルギーの使用に関して、ピークカット・ピークシフトを考慮した職員率先行動を定め、実行していくことで、電気使用量の削減に取り組んだ。</p> <p>また、省エネルギーに対する職員の意識を高めるため、緑のカーテンのように職員自身が行う事業により意識の向上を図った。</p> <p>年末年始のコンセントオフ運動により、電気機器の待機電力をカットするように取り組んだ。</p>											
環境面での位置付け				事業が与える環境影響							
市民討議会での声				+要因の項目数		-要因の項目数					
				1		5					
環境的な側面											
+の要因	エコオフィスを推進することで温暖化の防止につながる。										
-の要因	電気、紙などの消費。										
環境関連の法的要求事項											
地球温暖化対策の推進に関する法律	地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を推進するものとする。										
新城市地球温暖化防止実行計画(第2次計画)	温室効果ガスの排出削減目標の達成及びグリーン購入の推進など										
市民協働の取り組み											
市民参加の 時期・内容	市役所が新城市民節電所第1号として節電に対する取組みを率先して行い、市民への節電意識の高揚を高めていく。					結果					
						③一部達成					
事業の成果と今後の方向性(事務事業の改善案等)											
<p>電気量は、夏季期間(6月～9月)と冬季期間(12月～3月)を合わせて、対22年度比で△28.2%を削減することができた。次年度以降も平成27年度同様に電気料の削減を図っていきたい。</p>											

基本戦略4「環境首都創造」の進捗状況

事務事業名		【環境課】 廃棄物減量化・資源再利用推進事業					
最終成果目標		地球温暖化防止に向けた循環型のライフスタイルが浸透している				総合計画 体系コード	4-1-3
施策名	2	廃棄物の適正処理を進めます					
事業の目的	資源回収場から収集運搬された資源物を再生処理業者へ委託して、資源の有効利用を図る。また、市有車両にて資源集積センターへ搬入した資源物、市民からの自己搬入資源物等についても再生処理業者へ委託して資源の有効利用を図る。家庭から出る廃油について拠点回収を行い、再資源化を図る。						
成果指標		単位	実績(H25)	実績(H26)	実績(H27)	目標(H28)	目標(H29)
①	ごみ減量化・資源化の啓発活動(広報掲載4回・分別表等作成2回)	回	6	6	6	6	6
②	環境学習(分別説明会5回・施設見学等13回)の実施	回	26	17	18	20	20
事務事業の分析・評価							
必要性	10	有効性	8	効率性	6		
平成27年度事業の内容		<p>資源集積センターでの資源物の収集拠点化を図り、再生処理業者への効率的な運搬を目指す。ごみ分別を徹底するため市民向けの「分別表」を作成して全戸配布した。古紙のリサイクル率を上げるため、市内5か所で市民説明会を実施した。</p>					
環境面での位置付け				事業が与える環境影響			
環境負荷低減、ごみゼロを目指す、容器入り飲料の利用を減らす、市民討議会での声				+要因の項目数		-要因の項目数	
				1		1	
環境的な側面							
+	要因	廃棄物の減量化・資源リサイクル化を推進するため市民への啓発等を行い、資源物を適正に回収する。					
-	要因	資源回収に伴う温室効果ガス排出(回収車両使用)					
環境関連の法的要求事項							
廃棄物の処理及び清掃に関する法律		市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量に関し住民の自主的な活動の促進を図り、及び一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。					
新城市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例		市は、資源の有効利用、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、市民の健康で快適な生活を確保する。					
新城市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例		市は、再利用の可能な物を回収するための必要な施策を実施することにより、廃棄物の減量に努めなければならない。					
環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律		地方公共団体は、環境保全活動等に係わる協働の取組を推進するよう努める。					
市民協働の取り組み							
市民参加の 時期・内容	市の職員と各地域の生活環境委員さんと協力の下、市が指定した資源物分別表にしたがって、分別収集の徹底を行う。					結果	
						②ほぼ達成	
事業の成果と今後の方向性(事務事業の改善案等)							
<p>市内の資源回収会場で集められた資源物を回収業者へ収集処理委託、あるいは市の車両で資源集積センターへ搬入し分別整理した後、品目ごとに再生処理業者へ処理委託し、資源物の有効利用に努めた。</p> <p>市場の変動はあるものの、なるべく高値での資源売却に努めていく。</p>							

基本戦略4「環境首都創造」の進捗状況

事務事業名		【環境課】クリーンセンター管理事業									
最終成果目標		地球温暖化防止に向けた循環型のライフスタイルが浸透している				総合計画 体系コード	4-1-3				
施策名	2	廃棄物の適正処理を進めます									
事業の目的	クリーンセンターが安全かつ安定した可燃性一般廃棄物の中間処理ができるように維持管理を行う。										
成果指標		単位	実績(H25)	実績(H26)	実測(H27)	目標(H28)	目標(H29)				
①	委託事業者との月例報告会の実施	回	12	12	12	12	12				
②	排ガス測定等の定期的な実施	回	2	2	2	2	2				
事務事業の分析・評価											
必要性	10							有効性	8	効率性	8
平成27年度事業の内容											
長寿命化計画を基にクリーンセンターの維持管理及び修繕を行う(平成43年度まで稼働できるように施設の延命化を図る。)											
環境面での位置付け				事業が与える環境影響							
環境と経済、環境負荷低減、ごみゼロを目指す				+要因の項目数		-要因の項目数					
				1		8					
環境的な側面											
+	要因	廃棄物の減量、再生利用、適正処理									
-	要因	化石燃料の使用、電気の使用、薬品類の使用、紙類の使用									
環境関連の法的要求事項											
廃棄物の処理及び清掃に関する法律		焼却施設の適正な維持管理等									
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令		焼却設備及び焼却方法等									
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則		焼却施設の適正な維持管理等									
ダイオキシン類対策特別措置法		ダイオキシン類の測定及び基準値以内となる焼却処理の実施等									
新城市環境基本条例		廃棄物の削減と適正処分									
市民協働の取り組み											
市民参加の 時期・内容	運転管理委託業者と連絡を密にし、効率の良い維持管理に努める。 施設の管理事業であるため、PDCA(計画、実行、評価、改善)に市民が参加する機会が無い。					結果					
						該当なし					
事業の成果と今後の方向性(事務事業の改善案等)											
長寿命化計画に基づいてクリーンセンター維持管理及び機器類等の修繕を行い、施設の延命化を図る。 排気ガス、大気、土壌の環境測定を実施する。											

基本戦略4「環境首都創造」の進捗状況

事務事業名		【環境課】 廃棄物収集運搬事業											
最終成果目標		地球温暖化防止に向けた循環型のライフスタイルが浸透している				総合計画 体系コード	4-1-3						
施策名	2	廃棄物の適正処理を進めます											
事業の目的	収集作業員の雇用や車輛の維持管理を適正に行い、家庭から排出される可燃ごみや不燃ごみ、資源物等の効率的な収集運搬を行う。現業収集職員2名が平成26年で定年退職するため業務遂行にあたっては収集業務の委託化拡大や臨時職員体制の見直しが必要不可欠である。なお、本事業は将来的に前面委託する方針である。												
成果指標		単位	実績(H25)	実績(H26)	実績(H27)	目標(H28)	目標(H29)						
①	市内全域週2回の可燃ごみ収集の実施と収集方法の検討	回	2	2	2	2	2						
②	市民との協働による市内全域月1回の不燃ごみ・資源回収の実施	件	1	1	1	1	1						
事務事業の分析・評価		<table border="1"> <tr> <td>必要性</td> <td>10</td> <td>有効性</td> <td>8</td> <td>効率性</td> <td>8</td> </tr> </table>						必要性	10	有効性	8	効率性	8
必要性	10	有効性	8	効率性	8								
平成27年度事業の内容		<p>可燃ごみと不燃ごみの収集については一部地域を継続して業者委託していくほか、週2回の可燃ごみ収集は全市域で効率的に実施した。また、鳥原処分場の延命化を図るため現地での資源物の選別・回収作業も継続して行った。</p>											
													
環境面での位置付け				事業が与える環境影響									
環境負荷低減、ごみゼロを目指す				+要因の項目数		-要因の項目数							
				1		1							
環境的な側面													
+の要因	一般廃棄物を効率よく収集運搬することにより適正に処理する。												
-の要因	一般廃棄物収集に伴う温室効果ガス排出(収集車両使用)												
環境関連の法的要求事項													
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量に関し住民の自主的な活動の促進を図り、及び一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。												
新城市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	市は、資源の有効利用、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、市民の健康で快適な生活を確保する。												
市民協働の取り組み													
市民参加の 時期・内容	市内可燃ごみステーションの管理を地域住民に委ねる。					結果							
						②ほぼ達成							
事業の成果と今後の方向性(事務事業の改善案等)													
<p>市域の可燃ごみ・不燃ごみの収集については、臨時作業員の雇用や車輛の維持管理を適正化し、一部地域の収集を事業者へ委託した。可燃ごみについては週2回収集を継続して実施してきた。収集後の廃棄物は、クリーンセンター、資源集積センター、鳥原埋立処分場で適正に処理を行った。今後正規職員退職の減員が生じることに伴い、収集を委託へ移行する等収集体制の見直しを行っていく必要がある。</p>													

基本戦略4「環境首都創造」の進捗状況

事務事業名		【環境課】有害廃棄物対策事業							
最終成果目標		地球温暖化防止に向けた循環型のライフスタイルが浸透している			総合計画 体系コード	4-1-3			
施策名	2	廃棄物の適正処理を進めます							
事業の目的		有害廃棄物の適正な処理を行う。							
成果指標		単位	実績(H25)	実績(H26)	実績(H27)	目標(H28)	目標(H29)		
①	使用済み乾電池・鏡・温度計等の適正処理(業者委託)	回	2	2	3	3	3		
②	使用済み蛍光管の適正処理(業者委託)	回	3	2	2	2	2		
事務事業の分析・評価									
必要性	10	有効性	8					効率性	8
平成27年度事業の内容									
家庭から排出される水銀を含む有害廃棄物(乾電池・鏡・温度計等、蛍光管)の収集を行い、それらの収集・運搬・処理を専門の業者に委託し適正な処理を行った。									
環境面での位置付け				事業が与える環境影響					
環境負荷低減、ごみゼロを目指す				+要因の項目数		-要因の項目数			
				2		1			
環境的な側面									
+の要因	廃棄物の減量化・資源物のリサイクル化を推進するために市民への啓発等を行い、有害廃棄物を適正に回収処理する。								
-の要因	有害廃棄物回収に伴う温室効果ガス排出(回収車両使用)								
環境関連の法的要求事項									
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量に関し住民の自主的な活動の促進を図り、及び一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。								
新城市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	市は、資源の有効利用、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、市民の健康で快適な生活を確保する。								
新城市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	市は、再利用の可能な物を回収するための必要な施策を実施することにより、廃棄物の減量に努めなければならない。								
市民協働の取り組み									
市民参加の時期・内容	各地区の資源回収時に有害廃棄物として分別排出を依頼している。					結果 ①達成			
事業の成果と今後の方向性(事務事業の改善案等)									
今後とも有害廃棄物の適正な処理を継続して行っていく。									

基本戦略4「環境首都創造」の進捗状況

事務事業名		【環境課】粗大ごみ収集処理事業									
最終成果目標		地球温暖化防止に向けた循環型のライフスタイルが浸透している				総合計画 体系コード	4-1-3				
施策名	2	廃棄物の適正処理を進めます									
事業の目的		粗大ごみの適正な一般廃棄物処理を行う。									
成果指標		単位	実績(H25)	実績(H26)	実績(H27)	目標(H28)	目標(H29)				
①	不法投棄廃家電製品の適正処理	回	3	3	3	3	3				
②	粗大ごみの戸別収集(毎週水曜日)	回	51	52	50	50	50				
事務事業の分析・評価											
必要性	10							有効性	8	効率性	6
平成27年度事業の内容											
<p>家電リサイクル法の対象である廃家電製品のうち小売店に引き取りされずに不法投棄されたものについて収集・運搬をして適正な処理を行ったほか、市民から粗大ごみの戸別収集依頼のあった人には毎週水曜日に回収に向いた。</p>											
環境面での位置付け				事業が与える環境影響							
環境負荷低減、ごみゼロを目指す				+ 要因の項目数		- 要因の項目数					
				2		1					
環境的な側面											
+	要因	廃棄物の減量化・資源物のリサイクル化を推進するために市民への啓発等を行い、粗大ごみを適正に回収処理する。冷蔵庫からのフロンガスの漏えいを防ぐ。									
-	要因	粗大ごみ回収に伴う温室効果ガス排出(回収車両使用)									
環境関連の法的要求事項											
廃棄物の処理及び清掃に関する法律		土地又は建物の占有者(管理者)は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を清潔を保つように努めなければならない。									
新城市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例		何人も、生活環境を清潔に保持するように努め、都市美観の汚損を招かないようにしなければならない。									
新城市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例		市は、廃棄物の減量及び適正な処理に関する情報の提供に努め、市民及び事業者の意識の啓発を図るように努めなければならない。									
市民協働の取り組み											
市民参加の 時期・内容	市民から依頼のあった戸別収集や鳥原処分場へ自己搬入された粗大ごみについて処理の指導を行う。					結果 ①達成					
事業の成果と今後の方向性(事務事業の改善案等)											
粗大ごみの適正処理を今後も継続して実施していく。											

基本戦略4「環境首都創造」の進捗状況

事務事業名		【環境課】し尿処理施設管理事業									
最終成果目標		地球温暖化防止に向けた循環型のライフスタイルが浸透している				総合計画 体系コード	4-1-3				
施策名	2	廃棄物の適正処理を進めます									
事業の目的	生活排水（し尿、浄化槽汚泥）の適正処理の推進を図る。										
成果指標		単位	実績(H25)	実績(H26)	実績(H27)	目標(H28)	目標(H29)				
①	運転管理業務報告会	回	12	12	12	12	12				
②											
事務事業の分析・評価											
必要性	10							有効性	6	効率性	8
平成27年度事業の内容											
<p>新城市内で発生するし尿、浄化槽汚泥を、遅滞なく適正に処理し、水質基準内にして放流する。</p>											
環境面での位置付け				事業が与える環境影響							
環境負荷低減				+要因の項目数		-要因の項目数					
				0		8					
環境的な側面											
+	要因	し尿を処理する事業であり、水環境の保持に貢献する。									
-	要因	処理に伴うエネルギーの使用(化石燃料、電気など)									
環境関連の法的要求事項											
騒音規制法											
清掃センターし尿処理に係る同意書		PH5.8～8.6COD総量規制									
毒劇物取締法											
水質汚濁防止法		特定施設の設置届									
市民協働の取り組み											
市民参加の 時期・内容		市民が直接利用する施設ではなく処理を目的とした施設のため。				結果 該当なし					
事業の成果と今後の方向性(事務事業の改善案等)											
<p>老朽化した本施設の施設更新に向けた基本計画を策定した。 その計画に従い設計を進め、環境にやさしい新たな施設の建設を着実に進める。</p>											

基本戦略4「環境首都創造」の進捗状況

事務事業名		【環境課】鳥原埋立処分場維持管理事業									
最終成果目標		地球温暖化防止に向けた循環型のライフスタイルが浸透している				総合計画 体系コード	4-1-3				
施策名	2	廃棄物の適正処理を進めます									
事業の目的	最終処分する一般廃棄物を安全に破碎し、効率よく埋立処分するとともに、長寿命化計画に基づく浸出液処理施設の維持管理及び修繕を効果的に行う。										
成果指標		単位	実績(H25)	実績(H26)	実績(H27)	目標(H28)	目標(H29)				
①	浸出液処理施設の運転管理及び機器点検	年	年37回	年37回	年37回	年37回	年37回				
②	原水、放流水、地下水の水質検査	年	年12回	年12回	年12回	年12回	年12回				
事務事業の分析・評価											
必要性	10							有効性	8	効率性	8
平成27年度事業の内容											
<p>市全域から不燃ごみ・粗大ごみを搬入し、再分別後破碎処理を行い七郷一色、作手菅沼処分場へ搬出して効率的に埋立処分する。浸出液処理施設においては、長寿命化計画に基づく機器類等の修繕、施設の維持管理を行うとともに水質検査、環境測定、を行い環境保全に努める。</p>											
環境面での位置付け				事業が与える環境影響							
環境負荷低減、ごみゼロを目指す				+ 要因の項目数		- 要因の項目数					
				1		8					
環境的な側面											
+	要因	廃棄物の減量、再利用、適正処理。									
-	要因	化石燃料の使用、電気の使用、紙類の使用、薬品類の使用。									
環境関連の法的要求事項											
一般廃棄物の最終処分場及び産業廃の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令		放流水、地下水の水質検査(月1回以上)の実施等									
ダイオキシン類対策特別措置法		放流水、地下水の水質検査(年1回以上)の実施等									
新城市環境基本条例		廃棄物の削減・再利用と適正処分									
新城市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例		廃棄物の削減・再利用と適正処分									
新城市一般廃棄物管理型埋立処分場の設置及び管理に関する条例		廃棄物の適正処分									
市民協働の取り組み											
市民参加の 時期・内容	管理委託業者と連絡を密にし、適正な維持管理に努めた。施設の維持管理事業であるため、PDCAサイクル(計画、実行、評価、改善)に市民が参加する機会が無い。					結果 該当なし					
事業の成果と今後の方向性(事務事業の改善案等)											
<p>市内から排出された不燃ごみ、粗大ごみを適正かつ効果的に埋立処分するため、再分別と破碎処理を行った。浸出液処理施設においては、長寿命化計画に基づく機器類等の修繕、施設の維持管理を行うとともに水質検査、環境測定を行い環境保全に努めた。</p> <p>鳥原処分場は、今後も不燃ごみ、粗大ごみを搬入し再分別と破碎処理の拠点として使用し、最終的には埋立地として運用する方針である。</p>											

基本戦略4「環境首都創造」の進捗状況

事務事業名		【環境課】有海埋立処分場維持管理事業									
最終成果目標		地球温暖化防止に向けた循環型のライフスタイルが浸透している				総合計画 体系コード	4-1-3				
施策名	2	廃棄物の適正処理を進めます									
事業の目的	クリーンセンターから排出される焼却灰の埋立処分及び整地。長寿命化計画に基づく浸出液処理施設の維持管理、機器類等の修繕を行う。										
成果指標		単位	実績(H25)	実績(H26)	実績(H27)	目標(H28)	目標(H29)				
①	浸出液処理施設の運転管理及び機器点検	年	年37回	年37回	年37回	年37回	年37回				
②	原水、放流水、地下水の水質検査	年	年12回	年12回	年12回	年12回	年12回				
事務事業の分析・評価											
必要性	10							有効性	6	効率性	8
平成27年度事業の内容											
<p>クリーンセンターから排出される焼却灰の埋立処分及び整地。長寿命化計画に基づく浸出液処理施設の維持管理、機器類等の修繕を行うとともに水質検査、環境測定を行い環境保全に努める。</p>											
環境面での位置付け				事業が与える環境影響							
環境負荷低減、ごみゼロを目指す				+ 要因の項目数		- 要因の項目数					
				1		8					
環境的な側面											
+	要因	廃棄物の減量、再利用、適正処理。									
-	要因	化石燃料の使用、紙類の使用、電気の使用、薬品類の使用。									
環境関連の法的要求事項											
一般廃棄物の最終処分場及び産業廃の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令		放流水、地下水の水質検査(月1回以上)の実施等									
ダイオキシン類対策特別措置法		放流水、地下水の水質検査(年1回以上)の実施等									
新城市環境基本条例		廃棄物の削減・再利用と適正処分									
新城市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例		廃棄物の削減・再利用と適正処分									
新城市一般廃棄物管理型埋立処分場の設置及び管理に関する条例		廃棄物の適正処分									
市民協働の取り組み											
市民参加の 時期・内容	管理委託業者と連絡を密にし、効率良い維持管理に努める。施設の維持管理事業であるため、PDCAサイクル(計画、実行、評価、改善)に市民が参加する機会が無い。					結果 該当なし					
事業の成果と今後の方向性(事務事業の改善案等)											
<p>クリーンセンターから排出される焼却灰の埋立処分及び整地。長寿命化計画に基づく浸出液処理施設の維持管理、機器類等の修繕を行うとともに水質検査、環境測定を行い環境保全に努める。残りわずかとなった埋立残量を、埋立計画に基づき安全かつ適正に埋立る。</p>											

基本戦略4「環境首都創造」の進捗状況

事務事業名		【環境課】七郷一色埋立処分場維持管理事業									
最終成果目標		地球温暖化防止に向けた循環型のライフスタイルが浸透している				総合計画 体系コード	4-1-3				
施策名	2	廃棄物の適正処理を進めます									
事業の目的	鳥原処分場で破碎処理された不燃物を効率的に埋立処理するとともに、長寿命化計画に基づき、浸出液処理施設の維持管理及び修繕を効果的に行う。										
成果指標		単位	実績(H25)	実績(H26)	実績(H27)	目標(H28)	目標(H29)				
①	浸出液処理施設の運転管理及び機器点検	年	年37回	年37回	年37回	年37回	年37回				
②	原水、放流水、地下水の水質検査	年	年12回	年12回	年12回	年12回	年12回				
事務事業の分析・評価											
必要性	10							有効性	6	効率性	8
平成27年度事業の内容											
長寿命化計画に基づき機器類等の修繕、施設の維持管理を行うとともに水質検査、環境測定を行い環境保全に努める。遮水シートの保護(土のう積み)を行い、安全かつ適正な埋立処理を行った。											
環境面での位置付け				事業が与える環境影響							
環境負荷低減、ごみゼロを目指す				+ 要因の項目数		- 要因の項目数					
				1		8					
環境的な側面											
+ の要因	廃棄物の減量、再利用、適正処理。										
- の要因	化石燃料の使用、紙類の使用、電気の使用、薬品類の使用。										
環境関連の法的要求事項											
一般廃棄物の最終処分場及び産業廃の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令	放流水、地下水の水質検査(月1回以上)の実施等										
ダイオキシン類対策特別措置法	放流水、地下水の水質検査(年1回以上)の実施等										
新城市環境基本条例	廃棄物の削減・再利用と適正処分										
新城市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	廃棄物の削減・再利用と適正処分										
新城市一般廃棄物管理型埋立処分場の設置及び管理に関する条例	廃棄物の適正処分										
市民協働の取り組み											
市民参加の時期・内容	管理委託業者と連絡を密にし、効率良い維持管理に努める。施設の維持管理事業であるため、PDCAサイクル(計画、実行、評価、改善)に市民が参加する機会が無い。					結果					
					該当なし						
事業の成果と今後の方向性(事務事業の改善案等)											
<p>鳥原処分場で破碎された不燃物を作手処分場と調整して計画的に搬入する。遮水シートの保護(土のう積み)を行うことで、安全かつ適正に埋立処理を行った。</p> <p>長寿命化計画に基づき機器類等の修繕、施設の維持管理を行うとともに水質検査、環境測定を行い環境保全に努めた。</p> <p>有海処分場埋立完了後の焼却灰の処分先として予定されているため、焼却灰の埋立にも対応できるよう浸出液処理施設を機関改良していく方針である。</p>											

基本戦略4「環境首都創造」の進捗状況

事務事業名		【環境課】 作手菅沼埋立処分場維持管理事業									
最終成果目標		地球温暖化防止に向けた循環型のライフスタイルが浸透している				総合計画 体系コード	4-1-3				
施策名	2	廃棄物の適正処理を進めます									
事業の目的	鳥原処分場で破碎処理された不燃物を効率的に埋立処理するとともに、長寿命化計画に基づき、浸出液処理施設の維持管理及び修繕を効果的に行う。										
成果指標		単位	実績(H25)	実績(H26)	実績(H27)	目標(H28)	目標(H29)				
①	浸出液処理施設の運転管理及び機器点検	年	年37回	年37回	年37回	年37回	年37回				
②	原水、放流水、地下水の水質検査	年	年12回	年12回	年12回	年12回	年12回				
事務事業の分析・評価											
必要性	10							有効性	6	効率性	8
平成27年度事業の内容											
長寿命化計画に基づき機器類等の修繕、施設の維持管理を行うとともに水質検査、環境測定を行い環境保全に努める。遮水シートの保護(土のう積み)を行い、安全かつ適正な埋立処理を行った。											
環境面での位置付け				事業が与える環境影響							
環境負荷低減、ごみゼロを目指す				+ 要因の項目数		- 要因の項目数					
				1		8					
環境的な側面											
+ の要因	廃棄物の減量、再利用、適正処理。										
- の要因	化石燃料の使用、紙類の使用、電気の使用、薬品類の使用。										
環境関連の法的要求事項											
一般廃棄物の最終処分場及び産業廃の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令	放流水、地下水の水質検査(月1回以上)の実施等										
ダイオキシン類対策特別措置法	放流水、地下水の水質検査(年1回以上)の実施等										
新城市環境基本条例	廃棄物の削減・再利用と適正処分										
新城市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	廃棄物の削減・再利用と適正処分										
新城市一般廃棄物管理型埋立処分場の設置及び管理に関する条例	廃棄物の適正処分										
市民協働の取り組み											
市民参加の時期・内容	管理委託業者と連絡を密にし、効率良い維持管理に努める。施設の維持管理事業であるため、PDCAサイクル(計画、実行、評価、改善)に市民が参加する機会が無い。					結果 該当なし					
事業の成果と今後の方向性(事務事業の改善案等)											
<p>鳥原処分場で破碎された不燃物を作手処分場と調整して計画的に搬入する。遮水シートの保護(土のう積み)を行うことで、安全かつ適正に埋立処理を行った。</p> <p>長寿命化計画に基づき機器類等の修繕、施設の維持管理を行うとともに水質検査、環境測定を行い環境保全に努めた。</p> <p>埋立残量が残りがちとなっているため、埋立完了後は浸出水の水質状況に応じて浸出液処理施設の維持管理を行う。</p>											

基本戦略4「環境首都創造」の進捗状況

事務事業名		【環境課】し尿収集事業					
最終成果目標		地球温暖化防止に向けた循環型のライフスタイルが浸透している				総合計画 体系コード	4-1-3
施策名	2	廃棄物の適正処理を進めます					
事業の目的	生活排水（生し尿）の適正な収集運搬の推進を図る						
成果指標		単位	実績(H25)	実績(H26)	実績(H27)	目標(H28)	目標(H29)
①	し尿収集事業	回	12	12	12	12	12
②							
事務事業の分析・評価							
必要性	10						
平成27年度事業の内容		市内で発生する生活排水（生し尿）を遅滞なく収集して、新城市清掃センターへ運搬する。					
環境面での位置付け				事業が与える環境影響			
環境と経済、環境負荷低減				+要因の項目数		-要因の項目数	
				0		7	
環境的な側面							
+	要因	し尿を収集運搬する事業であり生活環境の保全に貢献する。					
-	要因	収集運搬に伴うエネルギー使用（化石燃料）悪臭の発生。					
環境関連の法的要求事項							
廃棄物の処理及び清掃に関する法律		市町村はその区域で発生するし尿・浄化槽汚泥を適正に処理する。					
市民協働の取り組み							
市民参加の 時期・内容	市民が直接関与できる業務ではなく、収集運搬を主目的とした業務のため。					結果 該当なし	
事業の成果と今後の方向性（事務事業の改善案等）							
現状を維持して、業務の効率性を進める。							

基本戦略4「環境首都創造」の進捗状況

事務事業名		【環境課】クリーンセンター整備事業									
最終成果目標		地球温暖化防止に向けた循環型のライフスタイルが浸透している				総合計画 体系コード	4-1-3				
施策名	2	廃棄物の適正処理を進めます									
事業の目的	長寿命化計画を基にクリーンセンターが平成43年度まで稼働できるよう機関改良等を行う。										
成果指標		単位	実績(H25)	実績(H26)	実績(H27)	目標(H28)	目標(H29)				
①	焼却炉耐火物取替	式	1	1	1	1	1				
②	ろ過式集じん器ろ布取替	式		1							
事務事業の分析・評価											
必要性	10							有効性	6	効率性	8
平成27年度事業の内容											
焼却炉耐火物修繕工事(1・2号炉) ろ過式集じん器ろ布取替工事											
環境面での位置付け				事業が与える環境影響							
環境と経済、環境負荷低減、ごみゼロを目指す				+要因の項目数		-要因の項目数					
				1		8					
環境的な側面											
+	要因	廃棄物の減量、再生利用、適正処理。									
-	要因	化石燃料の使用、電気の使用、薬品の使用、紙類の使用									
環境関連の法的要求事項											
廃棄物の処理及び清掃に関する法律		廃棄物の減量及び適正処理等。									
建設工事に係る資材の再資源化に関する法律		分別解体と建設資材廃棄物の再資源化等の促進。対象建設工事の届出等。									
労働安全衛生規則		ダイオキシン類含有物を取り扱う作業について、労働者の安全を確保する。									
市民協働の取り組み											
市民参加の 時期・内容	管理委託業者と連絡を密にし、長寿命化計画を基に、クリーンセンターの施設整備を実施する。 施設の整備事業であるため、PDCAサイクル(計画、実行、評価、改善)に市民が参加する機会がない。					結果					
						該当なし					
事業の成果と今後の方向性(事務事業の改善案等)											
<p>分散型制御システムの更新により施設の適正な稼働基盤の確保と作業効率の向上を図った。 耐火物の取替は、ごみ処理計画と焼却炉運転計画との調整が必要であるため、継続計画により実施する。 長寿命化計画に基づいて計画的に整備を進めて行く。</p>											

III 参考資料



環境の取り組みの成果として

「環境首都創造 自治体全国フォーラム 2011in 新城」の開催

新城市は、「持続可能な地域社会を創る 日本の環境首都コンテスト」（主催：環境首都コンテスト全国ネットワーク）が始まった初回（平成13年・2001年）から、全回連続で参加してきました（環境首都コンテストは全10回、2010年で終了）。この全国フォーラムは、第1部がこれまでコンテストに参加してきた自治体の首長と環境NGO、学識者が膝をつきあわせて環境政策について議論するもの（市区町村長と環境NGOによるディスカッション・クロウドフォーラム）で、第2部が全国の自治体が取り組む環境先進事例の報告会（一般にも開放-オープンフォーラム）です。

～～「環境首都創造 自治体全国フォーラム2011in新城」概要～～

◆フォーラムの趣旨（抜粋）

今回のフォーラムでは、「NGO・自治体・専門家の戦略的協働ネットワークですすめる環境首都・持続可能で豊かな社会づくり」を全体の軸となるテーマに設定し、その中からサブテーマとして、①「再生可能エネルギーの飛躍的拡大と省エネルギー社会の構築、地域のエネルギー戦略政策」、②「賑わいのあるエコロジカルなまちづくり」を採りあげ重点的に議論を行います。

①は、地域が主体的に再生可能エネルギーの選択・普及・拡大と、エネルギーを大量に必要としない社会を実現するための社会制度の改革、戦略的な政策、活動の具体化と、それを通じての地域経済の活性化と雇用促進について、②は、環境を大切にし、住み続けられるまちづくりの実現の視点から、まちの賑わいとアイデンティティの再構築、商業と観光業の活性化、交通政策、住宅政策などを横断的に展開するための社会システムと戦略的な政策、活動の具体化について議論します。

◆参加者

- 第1部 総参加者数：延べ179人 〈詳細〉 10月19日（水）参加者数 98人
10月20日（木）参加者数 81人
- 第2部 総参加者数：約100人

◆第1部の主な参加者（敬称略）

【自治体】

飯田市	市長	牧野光朗	多治見市	市長	古川雅典
掛川市	市長	松井三郎	安城市	市長	神谷 学
幸田町	副町長	成瀬 敦	生駒市	市長	山下 真
生駒市	副市長	小紫雅史	水俣市	副市長	田上和俊
新城市	市長	穂積亮次	新城市	副市長	矢野浩二
新城市	教育長	和田守功			

【学識者】

豊橋技術科学大学 建築・都市システム学系 教授 大貝 彰
龍谷大学 政策学部 教授 白石克孝

京都大学大学院 工学研究科 教授 中川 大
京都大学大学院 地球環境学堂 教授 松下和夫

【NGO】

環境エネルギー政策研究所 所長 飯田哲也
ふるさと環境市民 副代表 安藤多恵子
中部リサイクル運動市民の会 共同代表 和喜田恵介
未来の子 共同代表 大西康史
くらしを見つめる会 代表 内田洋子
環境ネットワークくまもと 副代表理事 原 育美
環境ネットワークながさき塾 代表 宮原和明（長崎総合科学大学 名誉教授）

◆会場

新城文化会館（新城市字下川1番地1）

◆全体スケジュール

第1部『市区町村長と環境NGOによるディスカッション』

2011年10月19日（水）13：00～18：00

10月20日（木）8：40～12：20

第2部『地域から日本を変える！自治体環境先進事例発表会』

2011年10月20日（木）13：30～16：40

〈第1部（1日目）『市区町村長と環境NGOによるディスカッション』〉

フォーラム第1部では、全体テーマ・サブテーマを設定し、先進事例紹介や学識者による論点整理等を織り交ぜながら、ディスカッションの時間をメインに構成されました。1日目には新城市長から「地域の主体性を大切にしたい、再生可能エネルギーの飛躍的拡大と低エネルギー社会実現に関する緊急提案（目標設定、政策パッケージ、情報開示）」が発表され、方向性について会場の同意を得ました。2日目には環境首都創造NGO全国ネットワークから「環境首都・持続可能で豊かな社会をめざす戦略的協働ネットワーク（仮称）結成の呼びかけ」が発表され、方向性について同意を得ました。

(1) 趣旨説明と課題提起

環境首都創造NGO全国ネットワーク 代表幹事 杵本育生 氏

(2) 参考事例の紹介・質疑

地域を再生可能エネルギーに拠点に「おひさま0円システム、おひさまファンド」
おひさま進歩エネルギー株式会社 代表取締役 原 亮弘 氏

(3) ミニレクチャー・論点整理

地域主体の再生可能エネルギー普及への課題と実現戦略
環境エネルギー政策研究所 所長 飯田哲也 氏

(4) 参考事例の紹介・質疑

省エネルギー社会を創る「市民節電所」の取り組み
新城市 市長 穂積亮次

(5) 本日の議論・成果のまとめ

龍谷大学政策学部 教授 白石克孝 氏

■共同提言

地域の主体性を大切にしたい、再生可能エネルギーの飛躍的拡大と低エネルギー社会実現に関する緊急提案（目標設定、政策パッケージ、情報開示）
新城市 市長 穂積亮次

■戦略的パートナーシップ取り組み報告

「環境首都コンテスト参加自治体とNGO等のネットワークによる人材の戦略的流動化」仕組みづくりの進捗状況
飯田市 地球温暖化対策課 課長 飯島 剛 氏

〈第1部（2日目）『市区町村長と環境NGOによるディスカッション』〉

(1) 趣旨説明と課題提起

環境首都創造NGO全国ネットワーク

(2) ミニレクチャー・情報提供

- ・賑わいのあるまちづくりと交通政策
京都大学大学院工学研究科低炭素都市圏政策ユニット 教授 中川 大 氏
- ・住み続けられるまちづくり、土地・住宅政策
豊橋技術科学大学建築・都市システム学系 教授 大貝 彰 氏

■本日の議論・成果のまとめ

京都大学大学院地球環境学堂 教授 松下和夫 氏

■共同提案

環境首都・持続可能で豊かな社会をめざす戦略的協働ネットワーク（仮称）結成の呼びかけ
環境首都創造NGO全国ネットワーク

〈第2部『地域から日本を変える！ 自治体 環境先進事例 発表会』〉

フォーラム第2部は、全国13の環境NGOでつくる「環境首都コンテスト全国ネットワーク」が2001年度から2010年度まで実施した「日本の環境首都コンテスト」で選出された668に及ぶ先進事例の中から6事例を選び、担当者による発表を通して情報・意見交流を図りました。また、フォーラム開催市として「Voices of しんしろ」の取り組みと成果について市民とともに発表しました。

■報告 新城市「Voices of しんしろ」の取り組みと成果について

発表者：新城市 企画課 本田貴久 氏
新城市民・ボイスオブしんしろ参加者 伊東文弘 氏、夏目玉枝 氏、
小島ヨウ子 氏

■先進事例の発表・意見交換（休憩、質疑含む）

発表事例・発表者

- ・水俣市（熊本県）「茶のみ場」環境との調和を一杯のお茶から
発表者：水俣市 環境モデル都市推進課 主事 池崎翔子 氏
- ・飯田市（長野県）自然エネルギーと地域の経済循環で新しい公共の実現をめざす「おひさま0円システム」
発表者：おひさま進歩エネルギー株式会社 代表取締役 原 亮弘 氏
- ・京丹後市（京都府）「路線バスの再生 運賃上限200円バスの取り組み」
発表者：京丹後市 企画総務部企画政策課 主任 野木秀康 氏
- ・安城市（愛知県）「区画整理事業の仮移転住宅からはじまる「桜井エコタウン」

- 発表者：桜井まちづくり委員会コーディネーター 今村敏雄 氏
 安城市 区画整理課桜井換地係 係長 土屋誠二 氏
- ・ 掛川市（静岡県）「市域の30%が協定を結んだ掛川市生涯学習まちづくり土地条例」
 発表者：掛川市 生涯学習まちづくり課 課長 中山雅夫 氏
 - ・ 長岡京市（京都府）地域ぐるみの里山整備活動～西山森林整備と竹の再利用
 発表者：長岡京市 環境政策監 猿渡幸男 氏



フォーラム会場では、新城の「地酒（純米大吟醸酒）」や「つくで手作り村の特産品」を展示即売しました。また、フェアトレード商品などの紹介も行いました。



各位

「人材の戦略的流動化」へ向けての行動の呼びかけ
2009.11.24 「環境首都をめざす自治体 全国フォーラム in 安城」
～2008年、飯田での提案を踏まえて～

飯田市長 牧野光朗
環境首都コンテスト全国ネットワーク

温暖化ガスの「2020年までに1990年比で25%減」、「2050年までに自らの排出量の80%削減」という新たな野心的目標を日本が掲げました。

日本のみならず国際社会において低炭素社会の構築への急激な舵取りが急速に進んでいます。

このような低炭素社会そして持続可能な社会の構築のためには、社会の多様な主体であるNPO、大学、企業、自治体が、専門的な知識、経験のある人材を育成し、それぞれの特性を活かした力を高めていくことが基本です。

さらに、持続可能な社会の構築のためには、施策の統合化や、地域内外の多様な主体による協働が不可欠となります。そのため、施策全体の組み立てや調整には、総合的に施策をパッケージとして運用できる人材が、住民参画においては異なるセクターの人々の力を相乗的に引き出すコーディネートする人材が、必須となってきています。ただ、このような人材を各々ひとつの組織の中で育成していくには多大な時間が必要となります。

そこで、このような状況を打開し、NPO・大学・企業・自治体の各々の力を高め、さらにパートナーシップによる相乗効果を生み出していくために、フレキシブルな「人材の戦略的流動化」の新たな仕組みをつくり、それぞれの力を相互に補っていくことが必要になっていきます。

まず、この仕組み作りに賛同する自治体、NPO、大学等を募り「地域公共人材流動化のための準備会(仮称)」を立ち上げたいと考えます。なお、これは決して人材流動化の取り組みを義務化するものではありません。この準備会の中で具体的な検討作業を行う「検討会」を設置したいと考えます。

「検討会」は、自治体は集まりやすさも考慮して、第3回の戦略会議の開催地、中部地域の有志の自治体を、NPOは環境首都コンテスト全国ネットワーク参加NPOを基本として提案します。もちろん、この地域外の自治体、大学(教室)であっても積極的に「検討会」への参加をお願いします。

この仕組みには、人材の身分保障や負担など基本的な取り決めも必要です。さらには求められる人材像・業務・期間といった要件を明確にし、出す側・受ける側にとってもメリットがある制度が求められます。

最終的には「人材流動化センター」のような新たなネットワーク機関の構築が想定されますが、それぞれの主体の事務責任者レベルで、当面、無理のない仕組みづくりの検討を年内から始めたいと考えます。

この「検討メンバー」による検討結果を踏まえ、実施できる主体から、できれば、2010年度当初から、遅くとも2010年度中には、「人材の戦略的流動化」を具体的に動き出させたいと考えます。

ぜひ、この「人材の戦略的流動化」を進める仕組みづくりに、参加の意思表示をしていただけるよう、心より呼びかけます。

地域の主体性を大切にした、再生可能エネルギーの飛躍的拡大を

～日本社会への提案～

気候変動は、人類社会にとって、その生存がかかった大きな問題であり、待ったなしの対応が必要とされています。しかし従来の日本の対応は対症療法的な施策の羅列であり、京都議定書の約束さえ遵守できない状況でした。そのような中、再生可能エネルギーの促進も、欧州諸国に比べて非常に消極的なものであり、例えばかつて世界一であった太陽光発電の設置容量も、諸外国に追い抜かれ、引き離される状態になっていました。

鳩山政権の誕生により、温室効果ガス削減の中期目標として2020年で1990年比25%減が表明されたことは、このような状況を大きく転換するものといえます。それを実現する方策の主要なもののひとつとして、再生可能エネルギーの促進が掲げられたことも歓迎すべきことです。

気候変動による大きな脅威を未然に防ぐには、省エネルギー社会の構築とともに再生可能エネルギーの飛躍的促進が必要であると考えます。ただ、再生可能エネルギーは、それぞれの地域で利用可能な資源を利用するため、その促進には自治体、地域社会の主体的な参画が不可欠の要素であると考えますが、まだわが国においては、そのための社会的制度の構築や取り組みが進んでいない、と言わざるをえません。

そこで、私たち、持続可能な社会づくりに積極的に取り組む自治体及び環境NPOは、自らも積極的な取り組みを行うとともに、次に掲げる行動を日本社会に向けて提案します。

1 地域の特性に合わせた目標設定と政策パッケージづくり

自治体は、地域の特性に応じた、また地域の特性を活かした再生可能エネルギー導入の目標値設定と、それを可能とする政策、行動パッケージを行政組織の横断的参画により策定すること。また、その策定過程においては、住民の主体的参画を保障すること。そして政府は、その策定に関して自治体の主体性を尊重する中で財政的、技術的支援を行うこと。

2 環境政策の統合を実現する組織づくりと人づくり

気候変動を防止し、再生可能エネルギーを普及させるには、自治体はあらゆる施策に環境の視点を導入し、部署を超えた政策統合を実現する必要がある。このためには行政組織、予算策定過程の抜本的変革が必要である。

さらに、このような変革と政策の企画実施のため、自治体は専門性のある人材の育成に積極的に取り組むこと。また政府は、その育成及び確保のため自治体に対して必要な財政的支援を行うこと。

3 情報の開示、収集と活用による様々な主体が参加できる仕組みと場づくり

多くの地域では、その地域の再生可能エネルギーについての情報は非常に少なく、それらを市民が手に入れ活用して協力していくことが難しい状況にある。

エネルギー事業者は地域のエネルギー使用量、太陽光発電等再生可能エネルギーの導入量データなど、自治体が再生可能エネルギー普及の戦略を立てる上での基礎となるデータを積極的に提供すること。

また自治体は、地域でのポテンシャルや活用度合いなどを「見える化」し、市民、NPO、自治体、地域の事業者等、様々な主体がそれをもとに連携した活動ができるように、情報整備と場づくりを行うこと。

4 自治体間、地域における連携の促進

自治体内での再生可能エネルギー推進と同時に、周辺自治体や異なる特性を持った自治体同士の連携により、一層効果的なノウハウの活用や施策展開が可能となる。自治体は、連携が促進されるような政策を実施すること。また政府は、このような連携が促進されるような政策を実施すること。

5 自治体、NPOも参画して総合的な政策パッケージを

政府は、これまでの再生可能エネルギーへの単純な補助金支給と普及啓発中心の政策を改め、自治体、NPOも参画する中で、再生可能エネルギー推進のための総合的な政策パッケージを策定し、実施に移すこと。

さらに政府及び電力事業者は、再生可能エネルギーの飛躍的拡大に対応した電力系統の整備を至急に行うこと。

6 市民の主体的な参画、地域事業者の参画を

最も重要なステークホルダーである市民が地域で再生可能エネルギーを選び、取り入れることが無理なくできる社会的制度を創ること。また政府は、地域事業者、自治体、住民と協働して再生可能エネルギー事業を実施するための金融優遇政策等を導入すること。

7 地域と共生するための基準策定及び紛争処理制度の設置

再生可能エネルギー事業は、その目的がゆえに地域との共生にも他の事業以上に配慮がなされなければならない。政府及び自治体は、大規模な再生可能エネルギー施設の設置にあたっては、その計画段階、設置段階、供与段階、廃棄・再資源化段階における環境基準を策定し、併せて検証可能なアセスメントを実施すること。

また、再生可能エネルギーの設置、供与等において、地域住民の健康保持や環境保全上の問題が生じた場合に、その解決に当たる調停委員会を設置するための法整備を政府は早急に行うこと。この調停委員会は、民主的運営、公開、当該自治体の参画が保障されるものであること。

提案元

【自治体（括弧内は市長、町長名）】2010. 2. 18 現在

北海道 ニセコ町（片山健也）	大阪府 交野市（中田仁公）
北海道 浜中町（長谷川徳幸）	兵庫県 加西市（中川暢三）
秋田県 能代市（齊藤滋宣）	奈良県 生駒市（山下 真）
山形県 遊佐町（時田博機）	愛媛県 内子町（稲本隆壽）
埼玉県 東松山市（坂本祐之輔）	高知県 梼原町（矢野富夫）
福井県 勝山市（山岸正裕）	熊本県 水俣市（宮本勝彬）
福井県 池田町（杉本博文）	熊本県 天草市（安田公寛）
長野県 飯田市（牧野光朗）	静岡県 掛川市（松井三郎）
岐阜県 多治見市（古川雅典）	山口県 宇部市（久保田きみ子）
愛知県 豊川市（山脇 実）	
愛知県 安城市（神谷 学）	
愛知県 新城市（穂積亮次）	
滋賀県 甲賀市（中嶋武嗣）	

【NGO】

（提案団体）

環境エネルギー政策研究所	未来の子
FoE Japan	くらしを見つめる会
ふるさと環境市民	環境ネットワークくまもと
かながわ環境教育研究会	プラス・エコ
やまなしエコネットワーク	環境ネットワークながさき塾
中部リサイクル運動市民の会	
環境市民	
環境市民 東海事務所	

（賛同団体）

水俣の暮らしを守る・みんなの会

地域からのグリーン・ニューディール、環境と経済の戦略化を ～日本社会への提言～

現在、私たち人類社会は「持続不可能」の危機に直面しています。気候変動、生物多様性の崩壊など、私たちの生存の基盤を危うくする地球規模の環境問題、世界的な人口爆発と食糧資源、水資源の将来的な絶対量不足、石油や鉱物資源などの枯渇、南北問題や各国内における貧富の格差の拡大など、非常に大きな問題が同時進行してきています。産業革命以降、私たちの社会の「豊かさ」を形作ってきた社会的、経済的システムそのもの、文明そのものの危機と言わざるをえません。

10年ほど前からスウェーデン、ドイツ等は環境と経済を両立化させ、持続可能な社会を構築することを、憲法を修正し戦略的に実行に移していました。さらに、一昨年のリーマンショック以来、世界経済の復興、社会の安定をもたらすのは「環境」であるという認識が大きく広がりました。

アメリカのオバマ大統領はグリーン・ニューディールを唱え、日本政府も同調しています。しかし国内における実際の政策はあまり変わらず、各種エコポイントやエコカー減税のような初歩的な取り組みにとどまっています。

雇用の創出や地域経済の活性化は、地域においても最大の課題の一つですが、これらと環境と結びつけた先進的な政策をすすめている事例も徐々にあらわれています。環境と経済を結びつけ、社会の安定をもたらすためには、それに取り組む主体の広がり、地域の広がり、世代の広がりが不可欠です。ただ、中小企業、個人経営、第一次産業を中心とした地域経済は、まだまだ苦しく先行きも明るくありません。加えて、多くの地域社会では人口減少、地方財政の縮小も進んでいます。

しかし、このような状況はかえって環境、経済、社会の総合化をすすめ、持続可能な社会を形成するチャンスととらえることができます。ピンチをチャンスに変えていくには、自治体が自立性と専門性を高め、地域の特性を活かした戦略的な取り組みを住民参画ですすすめるとともに、志を同じくする地域、NPO、事業者が協働していくことが必須です。

そこで、私たち、持続可能な社会づくりに積極的に取り組む自治体及び環境NPOは、自らも積極的な取り組みを行うとともに、次に掲げる行動を日本社会に向けて提案します

1 環境と経済の統合政策パッケージと行政の総合化、住民参画

自治体は、地域の特性を活かした持続可能な社会づくりをめざし、環境と経済の総合化を戦略的に実行する取り組みを実施すること。そのために自治体は、地域の経済団体、金融機関、企業、NPO等と情報と将来像の共有化を図り、地域社会の自立的発展と経済循環を実現する固有の産業政策を立案・実施する能力を高めること。また、計画策定、予算編成、事業実施、事業評価と見直しの各過程において、行政組織の横断的参画が必然となる仕組みづくりを行うこと。また、その各過程において、住民の主体的参画を保障すること。

2 環境適合型製産品、サービスの開発と普及、および協働化

自治体は、その域内及び近隣自治体と共同で、地域の特性に合わせて環境負荷の少ない農林水産品、工業製品、サービス等の認証、推奨する仕組みづくりを構築し積極的に展開すること。また、これら生産品・製品、サービスの開発に取り組む事業者、NPO等への支援、協働を積極的に行うこと。

さらに、これら生産品・製品、サービスの普及推進を自治体、NPO が協働ですすめること。

3 人材の育成と交流

自治体は、このような変革と政策の企画実施のため、NPO とも協働し、専門性のある人材の育成と活用に積極的に取り組むこと。

4 持続可能な社会づくりを国政の基本にすること及び地域主権の推進

政府は、上記の取り組みを各地で積極的にすすめられるよう、権限と財源の地方分権と関与撤廃を飛躍的にすすめること。また、自治体の主体性を尊重する中で、上記政策をすすめる財政的、技術的支援を行うこと

また、政府は国政の基本として、持続可能な社会づくりを据え、環境と経済の戦略的総合化を推し進めること。自治体、NPO は協働で政府に対して、これらをすすめるために必要な政策を提案すること。

■備考

(1) 提案先予定

内閣総理大臣、環境大臣、経済産業大臣、国会に議席をもつ政党、全国マスメディア、地域マスメディア、自治体

(2) 提案元予定

賛同自治体（自治体名・首長名）、賛同 NPO

(補足)

内閣総理大臣、環境大臣、経済産業大臣、国会に議席をもつ政党については、この提言に賛成するかどうか回答を求めるようにする。意見がある場合には、その意見を出してもらうようにする。

また、全国市長会、全国町村会にも、このような提言を出していることを知らせる。

リデュース、リユースに基づくゼロ・ウェイストのまちづくりを ～日本社会への提言～

廃棄物問題は、自治体にとっても住民にとっても、最も身近で、かつ重要な環境問題です。日本政府は循環型社会の形成を目的として法制度の整備を進め、自治体も率先的に分別リサイクル等に取り組み、この過程において住民の廃棄物問題への関心も高まりました。

しかし、まだわが国においては、個別法の法体系においても、実際の政策、施策においても、実態においても、3R（リデュース、リユース、リサイクル）のうちリサイクルのみが充実し、循環型社会形成推進基本法でより優先すべきとされているリデュース、リユースについては、依然不十分な取り組み状況となっています。結果として、廃棄物の大幅な削減には至らず、廃棄物問題は大きな課題として残っており、地球温暖化防止を妨げる要因にもなっています。また、リサイクル及び廃棄物処理は、自治体にとってはすでに大きな財政負担にもなっていますが、現在の法制度のままでは、自治体は将来においてその負担を担いきれなくなる恐れがあります。

このような状況を打開するためには、リデュース、リユースを進める社会制度や計画及びそれを具体化する政策、施策を積極的に整備、推進するとともに、その実施においては住民参画を進め、環境政策と経済政策を併せ、物の流れを変える、ゼロ・ウェイストのまちづくりを進める必要があると考えます。

そこで、私たち、持続可能な社会づくりに積極的に取り組む自治体及び環境 NPO は、自らも協働して積極的な取り組みを行うとともに、次に掲げる行動を日本社会に向けて提案します。

1 3R の優先順位の明確化とそれに基づく政策づくり

自治体は、自らの計画において、リデュース、リユースを最も優先することを明確に掲げるとともに、これに基づき、戦略的に政策、施策を実施すること。

計画には、リデュース、リユースに基づく社会経済システムが成立している姿を将来像として、全ての関係者が共有できるように具体的にわかりやすく掲げるとともに、それを実現するための施策と実施主体を、ロードマップや財政的根拠とともに明確に示すこと。また自治体は、政策、施策の立案にあたっては、地域の生活文化や産業構造の特性を考慮すること。

この計画策定や政策、施策の進行管理及び評価、見直しについては、住民や事業者とともにを行い、進捗状況を共有すること。

2 拡大生産者責任、排出者責任の明確化

政府は、リデュース、リユースを促す法制度を整備すること。

特に、容器包装材の分別リサイクルにおいて、自治体負担が大きく事業者負担が小さい現在の法体系を見直し、生産、流通、販売業者及び消費者のそれぞれにおいて、廃棄物削減の経済的インセンティブが働くよう、拡大生産者責任と排出者責任を徹底するものとする。

3 リデュース、リユースを進める社会制度の構築及び率先行動

自治体及び政府は、リデュース、リユースに基づく社会経済システムの成立を可能にする社会制度、仕組みを整備し、事業者はこれに協力すること。

自治体と政府は、例えば、リユース容器に入った飲料等のごみになりにくい製品やサービスが流通しやすい仕組みづくりや、不用品の交換や修理やレンタル等を行うことができる施設や制度

等を整備すること。さらに、公共施設や公共スペースにおける水飲み場の拡充整備、自らが会議等で用いる飲料は、リサイクルしかできない容器入りの物を使用せず、湯のみ、カップなどやリユース容器での提供を行うなど、率先垂範すること。

また、これらに係る情報を発信し、住民や事業者がリデュース、リユースに取り組む際に選べる選択肢を充実させること。事業者は、製品の情報開示等を進め、これらの社会制度、仕組みの整備に積極的に協力すること。

あわせて、廃棄物の有料化や、リデュース、リユースに取り組む者に対する補助制度の充実等を行い、廃棄物削減の経済的インセンティブが働く仕組みを整備すること。

4 人材の育成と交流

このような政策の企画実施のため、自治体は NPO とも協働し、専門性のある人材の育成と活用に積極的に取り組むこと。

5 持続可能な社会づくりを国政の基本にすること及び地域主権の推進

政府は、上記の取り組みを各地で積極的に進められるよう、権限と予算の地方分権を飛躍的に進めること。また、自治体の主体性を尊重する中で、上記政策を進める財政的、技術的支援を行うこと。

また、政府は国政の基本として、持続可能な社会づくりを据え、リデュース、リユースに基づく社会経済システムの構築を推し進めること。自治体、NPO は協働で政府に対して、これらを進めるために必要な政策を提案すること。

■備考

(1) 提案先予定

内閣総理大臣、環境大臣、経済産業大臣、国会に議席をもつ政党、全国マスメディア、地域マスメディア、自治体

(2) 提案元予定

賛同自治体（自治体名・首長名）、賛同 NPO

(補足)

内閣総理大臣、環境大臣、経済産業大臣、国会に議席をもつ政党については、この提言に賛成するかどうか回答を求めるようにする。意見がある場合には、その意見を出してもらうようにする。

また、全国市長会、全国町村会にも、このような提言を出していることを知らせる。

「水の域産域消」推進と容器入り飲料の使用削減に向けた自治体宣言

2010年11月

私たち自治体は、持続可能な社会づくりに向けた積極的な取組みの一環として、健全な水循環や水源保全およびCO2、ごみ、社会的なコスト削減の観点から、遠くから運ばれた容器入り飲料ではなく地域の水道水の価値を見直し、利用を推進していきます。

1) 水道水の見直しと利用推進

水道水の飲用推進に際し、環境保全の観点からも水道水の価値を見直し、利用を促進します。

2) 水飲み場の整備・管理

住民の水道水利用環境向上のため、公共施設や公共スペースには水飲み場を数、場所ともに使いやすいように整備し、適切に管理していきます。

3) 庁舎内や公共施設における容器入り飲料の調達見直し

会議等では、容器入り飲料は使用せず湯のみやグラスで飲み物を提供する、飲料自動販売機の設置を削減する、職員や関係者にもペットボトル、缶等の容器入り飲料の使用見直しを呼びかけるなど、自ら率先垂範します。

4) 官民連携による水道水推進と魅力あるまちづくり

公共的空間を有する事業者による水飲み場の設置を推奨、また飲食店等による水筒に水を入れられる給水サービスや水筒持参者への特典サービスの提供などを積極的に進め、飲料水にアクセスしやすい魅力ある街づくりを官民連携で推進します。

5) 市民や事業者への普及啓発

市民や事業者に対して、飲料用としての水道水利用の環境・社会的効果を啓発し、水の域産域消の自発的な行動を促します。

<参加自治体>

秋田県 能代市、長野県 飯田市、愛知県 安城市、愛知県 碧南市、愛知県 新城市、三重県 桑名市、滋賀県 甲賀市、奈良県 生駒市、兵庫県 加西市、鳥取県 北栄町、山口県 宇部市、徳島県 上勝町、福岡県 大木町、大分県 日田市、熊本県 天草市、熊本県水俣市

(2011年3月1日現在、16自治体)

<呼びかけ元> (2011年3月1日現在、順不同)

環境首都コンテスト全国ネットワーク、水Do! キャンペーン、宮本勝彬(水俣市長)、牧野光朗(飯田市長)、山下真(生駒市長)、中川暢三(加西市長)、穂積 亮次(新城市長)、中嶋武嗣(甲賀市長)、齊藤滋宣(能代市長)、禰宜田政信(碧南市長)、笠松 和(上勝市長)、松本 昭夫(北栄町長)、石川 潤一(大木町長)、佐藤陽一(日田市長)

気候変動問題に真摯に向き合い、地域主体の再生可能エネルギーの拡大と低エネルギー社会を実現するための日本政府への緊急提言

気候変動は、人類の生存さえかかった大きな問題であり、待ったなしの対応が必要とされています。この問題を真摯に受け止め、私たちは 2010 年に「地域の主体性を大切にしたい、再生可能エネルギーの飛躍的拡大～日本社会への提案～」を行い、その実現のために行動を続けてきました。

本年 9 月に国連の「気候変動に関する政府間パネル (IPCC)」が公表した第 5 次評価報告第 1 作業部会報告書では、20 世紀半ば以降の気候変動の主因が人間活動である可能性を「極めて高い (95%以上)」とほぼ決定づけ、気候変動による甚大な被害を防止するためには、エネルギー政策をはじめとした、人間活動の根本的転換が必要であることを明確に示しました。実際に、日本においても、世界各地においても、酷暑、豪雨、干ばつ、竜巻などの異常気象が頻発し大きな被害が発生しています。ただ、残念なことに、国際社会においては京都議定書に代わる枠組みづくりについてさえ、国の利害対立が続きその目途はたっていません。

さらに、2011 年 3 月の東日本大地震とそれに起因する福島第 1 原子力発電所の事故によって、既存エネルギーシステムの脆弱性が明らかになり、エネルギーの在り方について大きな枠組みの転換が日本社会に求められています。私たちは、これに対しても 2011 年に「地域の主体性を大切にしたい、再生可能エネルギーの飛躍的拡大と低エネルギー社会実現に関する緊急提案」を行い、地域での行動をさらに進めてまいりました。

しかしながら、政府は温室効果ガス削減の 2020 年までの目標を、90 年比で実質増加という後退した数値を COP19 で示し、EU、小島嶼国連合や NGO 等から大きな批判を浴びました。また、未だに、再生可能エネルギー比率を飛躍的に高めることを念頭に置いた中長期目標値、及び国としての最終消費エネルギーを低減する目標値を設定していないように、気候変動問題に対応する根源的な政策転換がなされていません。

このような状況を受け、私たち環境首都創造ネットワークは、「環境首都創造全国フォーラム 2013 in 掛川」での議論に基づき、政府に対して次の提言をします。

記

1. 1 政府は気候変動問題に真摯に対応し、温室効果ガスを 2020 年までに 2005 年比 3.8% 減という後退した目標値を直ちに見直し、健全で恵み豊かな地球の環境を将来世代に継承していくという現在を生きる我々に課された責務をしっかりと果たすため、少なくとも 1990 年比で 2020 年に 25%減、2050 年に 80%減の削減目標を明確に示し、それを実現していく政策を構築すること。
2. 政府は、エネルギー政策を根本的に転換し、再生可能エネルギー比率を飛躍的に高めるために、その大胆な中長期目標値、及び最終消費エネルギーを低減する目標値を、早期に設定すること。
3. 政府は、地域が主体的にかつその特性に合わせた再生可能エネルギー推進及び低エネルギー型社会構造への転換をすすめるるように、これまでの啓発や補助金にとどまらない法的整備、社会システムの構築、財政誘導、人材育成サポートなどの政策を行うこと。

その政策の一環として、次のような具体的政策を直ちに講じること

(1)再生可能エネルギー固定価格買い取り価格を、再生可能エネルギーの飛躍的拡大を促すインセンティブが働くとともに、投資額に見合った投資回収可能な金額に設定すること。また地域の状況に対応した地域主体の再生可能エネルギー事業が促進されるような細やかな価格設定を行う

こと。

(2)太陽熱利用の普及、太陽光等の蓄電技術の推進のための具体的支援策を講じること

(3)発送電分離、送電網の公共的利用の拡大、電力事業への新規参入の障壁除去等、電力事業の抜本的構造改革を早急に進めること。

(4)地域主体で地域の公益につながる再生可能エネルギー導入の飛躍的拡大を保障するため、地域資源の地域の優先利用を市民の権利とする「地域環境権」の法的位置付けを明確にしていくこと。

(5)電気事業者等のエネルギー事業者が、地域のエネルギー使用量、太陽光発電等再生可能エネルギーの導入量データなど、自治体が再生可能エネルギー普及の戦略を立てる上での基礎となるデータを積極的に提供するように、政府はこれらの情報開示が早急になされるように必要な措置をとること。

4. 政府はこのような政策をすすめる過程において、自治体及び国民の参画を多様な手法で実現すること。

以上

2013年12月20日

環境首都創造ネットワーク

地域資源を活用した環境調和社会を創造し、持続可能な発展を求める国際社会を牽引しよう。～日本社会への提言～

全世界的な気候変動（地球温暖化）の進行、生物多様性の崩壊など、私たち人類の生存基盤及び社会経済の存立基盤を揺るがす脅威が深刻化しています。また国内において、集中豪雨の頻発にみられるような環境の劇的な変化とともに、社会的な課題として、全国的な少子高齢化や人口減少による経済社会の活力減退への懸念、地方から都市への人口流入による過疎化などが進行しています。このような課題を克服し、地球環境と共存した持続可能な社会発展を展望し、それをリードできる国づくり・地域づくりが、我が国に求められています。

これまで、私たち自治体では地域を活性化させ、環境と調和した持続可能で豊かな社会をつくるべく、地域の特性に応じた地球温暖化防止政策や再生可能エネルギーの利活用等に取り組んで来ました。また、社会的な課題に対しても様々な政策を実行し、世代から世代へ豊かで安全な暮らしをつないでいけるように努めてきました。

政府においても、地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生することを目指して、総理大臣を本部長とする「まち・ひと・しごと創生本部」が発足したところです。

こうした中、地域が活性化され、「住み続けたい、住み続けられる豊かで元気な地域づくり」を行うためには、さらなる地域力・住民力の強化、住民参画の促進、地域資源の活用により、持続可能な発展を続ける環境調和社会へと進化していく必要があります。

この環境調和社会の創造という大きな政策実現に向けた構造的な課題解決については、一自治体だけのチャレンジでなく、時には自治体同士が連携し合い、国、都道府県とも連携しながら様々な壁を突破していかなければなりません。こうしたブレイクスルーの連続と経験の蓄積が未来を拓き、やがて我が国を課題解決先進国として国際社会で信頼され尊ばれる地位へと押し上げるものと確信します。

私たちは、自ら市民・事業者と協働して持続可能で豊かな社会づくりに積極的に取り組む自治体及び環境 NPO として、次に掲げる行動を日本社会に向けて提案します。

1. 地域資源の活用及び環境と調和した自立型の循環社会の形成

地域住民と自治体は、自然環境を共に守り合い、育み合う調和のとれた関係の維持、発展に努めること。さらに、地域の資源はそれを守り育む地域により優先的に利用されるべきであるとの理念に基づき、地域が主体的にかつ優先的に地域資源や地域が生み出す再生可能エネルギー等を活用し、その社会的・経済的便益が地域内で自立的に拡大再生産できるような環境調和型の循環型社会の形成に努めること。

2. 地域住民参画の仕組み及び地域資源たる人材の育成

地域課題の解決に必要とされるのは、そこに暮らす住民であるからこそ持ち得る「主体性」であり、「明るい未来創造」への熱意である。そのため、地域住民と自治体は、社会の主人公をはぐくむ環境学習と ESD を多様かつ積極的に推進すること。また、自治体は、住民の思いや様々なアイデアを自由に交換できる場づくりを行うとともに、その思いを実現するため、柔軟な予算編成と、組織横断の政策統合を実現すること。さらに、構造的な課題を的確に捉え、幅広い政策分野に精通し、政策実施のための専門性のある人材の育成に努めること。

3. パートナーシップと自治体間のネットワークの強化

地域資源を活用した環境調和社会の創造に向けた活動においては、自治体と地域住民や専門性がある NGO・NPO とのパートナーシップによって相乗的な効果を生み出すことができる。また、

周辺自治体や課題を共有する自治体、ときには異なる特性を持った自治体同士の連携により、効果的なノウハウの共有や施策展開が可能となる。自治体はこうした連携が促進されるような政策を実施すること。

4. 政府による地方分権の推進と、持続可能な社会づくりにがんばる地方への積極的支援

政策実現に向けた”社会モデル”を作ることは、我が国のみならず世界各地での持続可能で発展的な社会づくりに意義を示すものに成り得る。そのため特に次の点について、政府に提言する。

1. 国及び都道府県の権限をその財源とともにできる限り市区町村に移管するために、政府は、国、都道府県、市区町村、NPO、学識者をメンバーとする検討会議を早急に立ち上げる。また、その検討と運営にあたっては徹底した情報開示と市区町村や住民の意見を幅広く取り上げることを原則とすること。併せて、政府は、地域創生を実現するために、税制の根本的改革と東京一極集中を抜本的に是正するための検討会議を同様に立ち上げる。
2. 持続可能な社会づくりに向け、自らの責任と判断により地域資源を活用した産業振興、地域経済活性化、環境のまちづくり等に積極的に取り組む自治体及び環境NPOに対して、政府は積極的な支援を行うとともに、意欲ある自治体同士の連携を促進する基盤整備を行うこと。併せて、政府は、幼児からの環境学習とESDを積極的に取り組む自治体及びNPOに対して、その自発性を尊重しながら制度的、財政的な支援を強化すること。
3. 地域が主体的にかつ優先的に地域の再生可能エネルギーを活用し、地域経済の活力を取り戻すと同時に災害への備えもすすめ、もって気候変動防止に資するために、政府は、高い再生可能エネルギー導入目標の設定、関連する法的整備、社会システムの構築、財政的支援など大胆な政策資源の投入を積極的に行うこと。
4. 地域主体の雇用促進やまちづくりに結び付いた再生可能エネルギーの活用が、電力系統強化の遅延等の社会的な取り組みの遅れにより阻害されないように、政府は、電力会社まかせにせず電力系統の公平な運用をする仕組みを構築すること。また系統運用の技術の革新を図るとともに、系統を流れる電力量や発電種別の発電量等の電力に関する情報開示が行なえるように、基盤整備を早急に行うこと。

2014年12月5日

環境首都創造ネットワーク

環境首都創造ネットワーク（2014年11月30日現在 17自治体 7専門家 16NGO）

参加団体・代表者一覧

■自治体 17自治体

北海道 ニセコ町 町長 片山健也
長野県 飯田市 市長 牧野光朗
静岡県 掛川市 市長 松井三郎
静岡県 磐田市 市長 渡部修
愛知県 新城市 市長 穂積亮次
愛知県 安城市 市長 神谷学

愛知県 設楽町 町長 横山光明
岐阜県 多治見市 市長 古川雅典
京都府 京丹後市 市長 中山泰
兵庫県 宝塚市 市長 中川智子
奈良県 生駒市 市長 山下真
奈良県 奈良市 市長 仲川げん
奈良県 斑鳩町 町長 小城利重
鳥取県 北栄町 町長 松本昭夫
愛媛県 内子町 町長 稲本隆壽
山口県 宇部市 市長 久保田后子
熊本県 水俣市 市長 西田弘志

■研究者・機関 7機関7人

京都大学大学院経済学研究科 教授 植田和弘
京都大学名誉教授、地球環境戦略研究機関 (IGES) シニア・フェロー 松下和夫
京都大学大学院工学研究科・交通政策研究ユニット 教授 中川大
龍谷大学政策学部 教授 白石克孝
循環社会システム研究所 代表、京都大学名誉教授 内藤正明
総合地球環境学研究所 研究員 増原直樹
一橋大学大学院経済学研究科 准教授 山下英俊

■NGO 16団体

FoE Japan (東京都) 理事 瀬口亮子
環境エネルギー政策研究所 (東京都) 理事・主席研究員 松原弘直
環境文明 21 (東京都) 共同代表 藤村コノエ
環境自治体会議環境政策研究所 (東京都) 所長 中口毅博
かながわ環境教育研究会 (神奈川県) 代表 渡邊敦
ふるさと環境市民 (神奈川県) 副代表 安藤多恵子
川崎フューチャー・ネットワーク (神奈川県) 代表理事 三枝信子
南信州おひさま進歩 (長野県) 代表理事 松江良夫
中部リサイクル運動市民の会 (愛知県) 副代表理事 和喜田恵介
環境市民 (京都府) 代表理事 すぎ本育生
気候ネットワーク (京都府・東京都) 理事・事務局長 田浦健朗
公益財団法人公害地域再生センター (大阪府) 理事・事務局長 藤江徹
未来の子 (広島県) 共同代表 大西康史
くらしを見つめる会 (高知県) 代表 内田洋子
環境ネットワークながさき塾 (長崎県) 代表 宮原和明
環境ネットワークくまもと (熊本県) 代表理事 宮北隆志

COP21 に際し、気候変動問題に対して真摯な取り組みを求める社会提言

Social Proposal to Request for Sincere Efforts toward Climate Change on the Occasion of 21st Conference of Parties (COP21) of United Nations Framework Convention on Climate Change

「京都議定書」が COP3 で採択されて 18 年が経過し、本年 11 月 30 日からパリで開催される COP21 では、2020 年以降の新しい枠組みに合意することを目指しています。しかしこの間、気候変動の脅威は次々と現実のものとなり、世界各地で異常高温、干ばつ、豪雨と大洪水、猛烈な台風、山火事などが頻発するようになりました。その人的被害、生物多様性や食糧生産、水資源等への悪影響も増加の一途をたどっています。

18 years has passed since the adoption of Kyoto Protocol at the Conference of Parties 3 (COP3). In COP 21 to be convened from 30th of November in 2015, it is aimed to agree on the new framework after 2020. However, during this period, the threat of Climate Change has become real in our lives, and unusual high temperature, drought, excessive precipitation, catastrophic flood, violent typhoon, wildfire amongst others have occurred frequently. The adverse effects on humans, biodiversity, food production as well as water resources amongst others have been going from bad to worse.

IPCC の第 5 次評価報告書には、厳しい影響予測とともに、産業革命以降の世界の気温上昇を 2°C 未満(1.5°C との意見も)に抑えるための「多様な排出削減の道が存在すること」、それを「制約するのは意志の欠如だ」と明記し、世界各国政府に更なる真剣な取り組みを求めています。

IPCC Fifth Assessment Report clearly says that “there are various paths to reduce the emissions” in order to maintain the world’s temperature increase below 2°C (or 1.5°C, according to other opinions) compared with the industrial revolution level as well as that it is “a lack of wills to constrain them.” Hereby, it requests each government in the world to make further sincere efforts.

「パリ合意」にむけて、各国・地域が 2025 年/2030 年の新たな温室効果ガスの削減目標案を国連に提出しています。例えば EU のように IPCC の科学的知見に則り「2030 年までに、1990 年比で少なくとも 40%削減」という高い目標を掲げた国・地域がある一方で、我が国の「2030 年度に 2013 年度比 26 %削減」という目標は消極的に過ぎ、国際社会を失望させました。しかも、90 年比では 18%削減に過ぎないこの目標を達成するため、電源の 2 割を原発に依存するという非現実的なエネルギーミックスを前提としており、原発に依存しない社会づくりを望む多くの地域社会、国民の意思とは乖離しており、あたかも気候変動防止には原発が必要だという間違った考えを国民に抱かせる恐れがあります。

Toward “Paris agreement”, the new proposals to reduce Green House Gases of 2025/2030 made by governments and regions have been submitted to the United Nations. On one hand, for example, like European Union (EU), there are countries and regions that have set their target as high as “at least 40% reduction compared with 1990 level” based on the scientific knowledge of IPCC, but on the other hand, our country’s too negative target of “26% reduction by 2030 compared with FY 2013 level” disappointed the international community. What is more, in order to achieve this target of only 18% reduction compared with 1990 level, Japan is based on the premise of the unrealistic energy mix dependent on nuclear power as electric power source for 20%. This shows that there is a large gap between the policy direction and

local communities' and citizens' wills which seek to build a society not dependent on nuclear power generation. This may cause a fear that national citizens may have a wrong understanding that nuclear power generation is necessary in order to prevent climate change.

国際社会、世界各国政府、自治体、企業、そして人々が、温室効果ガス削減に対して高い目標を掲げ、気候変動に対して体系的かつ真剣な取り組みを行なわないと、さらなる大きな災害が世界中で頻発することになり、ひいては戦争・紛争の原因となり、経済にも大きな悪影響を及ぼし、人類の未来を危うくしかねません。

It is necessary that international community, national governments in the world, local governments, companies as well as people set a high target to reduce Green House Gases for tackling with climate change issues systematically and earnestly, otherwise, further excessive disasters would occur frequently, which might lead to their becoming the sources of wars and conflicts. Of course, this will bring about a large scale of adverse effects on the economies. All of these might endanger the future prosperity of human beings.

人類社会に、問題解決を先送りする余地はありません。それは未来世代と地球のあらゆる生命に対しての責任を放棄することになります。

For our human society, there is no time left to postpone the solutions of such problems. If postponed, it will mean the abdication of responsibility for future generations and all the lives on the Earth.

本ネットワークに参画する自治体、環境 NGO、専門家は、これまでに、各々が率先的に行動するとともに、「日本の環境首都コンテスト」等で切磋琢磨し、また協働で気候変動問題に取り組んで来ました。私たちは、持続可能で豊かな社会を地域から構築することを目標として、さらに積極的に政策展開と活動を協力して行うとともに、COP21 に際して締約国会議に参加されるすべての政府、機関及び日本政府と日本社会に向けて提案します。

Each of local governments, environmental NGOs, experts that are participating in this network have positively taken initiatives so far, and enjoyed friendly competitions such as “Eco-Capitol Contest in Japan ” amongst others, as well as learned and improved a lot. And with this, we have collaborated to tackle with climate change. As a goal to build a sustainable and affluent society from the local level, we will cooperate in policy development and activity more positively, and propose toward all the governments and organizations, as well as Japanese government and Japanese society, which are participating in the Conference of Parties on the occasion of COP 21.

[私たちが率先して行うこと、および日本の地域社会、NGO、専門家に対して]

Our initiatives and For Japanese local communities, NGOs as well as Experts:

1 地域社会が率先的に気候変動防止政策・活動を展開しリードすること

1.The local communities will take the leadership in the developments of climate change prevention policies and activities.

a 自治体、NGO、専門家は、住民や地域の事業者とも協働して、地域主体の再生可能エネルギー、省エネルギー活動を推進するとともに、気候変動を防ぐ、そして「環境」「経済」「社会」の3要素が揃った持続可能で豊かな地域社会づくり、人づくりに力を注ぎます。

a. Local governments, NGOs, experts will collaborate also with local citizens and private entities to promote renewable energy initiated by local actors as well as energy conservation activities, at the same time, to make all the efforts to develop a sustainable, affluent, local community as well as human resources with three integral elements of “Environment,” “Economy” and “Society” to prevent climate change.

b 自治体と NGO、専門家は、地域の特性を活かした政策と活動を展開するとともに、互いに協力し、切磋琢磨する自立したネットワーク活動を推進します。

b. Local governments, NGOs, experts will develop the policies and activities making the most of the local attributions and promote the independent network activities that each will cooperate and compete to learn from each other.

c 自治体は、地域における気候変動防止を計画的に進めるため、行政区域全体における地球温暖化防止実行計画やエネルギービジョンの策定に取り組みます。

c. Local governments will work on the formation of global warming preventive action plans and energy visions in their administrative districts as a whole in order to carry out, in a planned manner, climate change prevention at the local level.

d 自治体は、住民間交流を進め、互いの地域の特性を活かした活動や自治体の政策に対し、相互に協力し、持続可能性を高める取り組みを推進します。

d. Local governments promote exchange communication among their local citizens, and cooperate mutually on the activities as well as local governmental policies, which are designed to make the most of the local attributions. With this, they will promote the efforts to enhance the sustainability.

e NGO は、創意工夫を凝らし地域社会における気候変動防止活動に自治体、専門家と連携して取組むとともに、そのネットワークを活かし世界及び日本各地の活動や政策の交流を進めます。併せて、気候変動問題に関する国際交渉、科学的知見、世界で起こっている異常気象とその影響について、分かりやすく多くの地域と人々に伝えます。

e. NGOs will collaborate, with local governments and experts, to play an active role in climate change prevention activities at local community level with originality and ingenuity, at the same time, to promote exchanges of activities and policies both in the world and within Japan by making the most of their networks. Together with this, NGOs will communicate with local citizens as many as possible, in understandable and concise ways, on international negotiation, scientific knowledge on climate change as well as abnormal weather and its impacts that are occurring in the world.

[日本政府に対して]

For Japanese Government:

2 日本政府は自治体、NGO と協働して、気候変動問題にもっと真摯に取り組むこと

2. Japanese government should make sincere efforts on climate change in collaboration with NGOs.

a 日本政府が国連に提出した「2030 年度に 2013 年度比 26%削減」という目標値は、科学的知見及び公平性からみて極めて不十分であると指摘が国内外からなされている。政府は、2050 年に 90 年比 80%削減という長期目標を実現するために、さらなる削減が可能となるように総合的な政

策を自治体、NGO と協働で展開すること。

a. It is pointed out both domestically and internationally that the target of 26% reduction by FY 2030 compared with 2013 level, which Japanese government submitted to United Nations, is extremely insufficient in terms of scientific knowledge and fairness. Government should develop its comprehensive policy that enables further reduction in order to realize the long-term target of 80% reduction by 2050 compared with 1990 level, in collaboration with local governments and NGOs.

b 日本政府は、化石燃料に依存しない社会、脱原発社会、そして低エネルギー消費社会を実現するために、自治体、NGO、社会的責任を明確にした事業者との協働で、次のような抜本的な政策転換を行うこと。

b. In order to realize a society not dependent on fossil fuels, a non-nuclear power society, and low-energy consumption society, in collaboration with local governments, NGOs, and private entities clarifying their social responsibilities, Japanese government should make a fundamental change in policy as:

1)地域毎に省エネルギーや再生可能エネルギー導入の野心的な目標を定め、地域で創るエネルギーを地域で消費できる仕組みを積極的に取り入れるための技術的、財政的支援(適切な投資の誘導策を含む)を行うこと。地域資源の地域の優先利用を住民の権利とする「地域環境権」の法的位置付けを明確にすること。

1) Japanese government should set the ambitious targets by introducing energy conservation and/or renewable energy for each area as well as support technologically and financially in order to introduce the mechanisms that enable local production and consumption of energy in such areas, including appropriate policies to attract investments. For this, Japanese government should clarify the legal position of “The Right to Local Environment” which entitles local communities to have priority use of local resources as residents’ right.

2) 国内の工場、オフィス、自治体の庁舎・施設等において省エネルギーを進めるため、最高効率の機器・設備の導入を可能とする法制度、補助金制度等を整備すること

2) In order to promote energy conservation in domestic factories, offices, facilities for local governments, Japanese government should develop necessary legal systems and subsidy systems amongst others, that enable to introduce the most efficient devices and facilities.

3)自治体が認定する地域が主体的に行なう再生可能エネルギーの利活用事業に対しては、地域コミュニティを含む持続性を高めるために、その事業で受けるべき利益が地域に還元されるように法制度を整備すること。

3) For the projects utilizing renewable energy, which are initiated by local communities approved by local governments, in order to enhance the sustainability including local communities, Japanese government should develop the legal system that enables to return the profits that such projects should receive to local communities.

4) 来年度からの電力やガス及び熱供給の全面自由化を受け、自治体、住民、事業者が持続可能なエネルギーを選択する権利を適切に行使できるように、社会的な仕組みづくりと情報開示を進めること。

4) Responding to the total liberalization of the provision of electricity, gas as well as heat from

the coming year of FY 2016, Japanese government should carry out social mechanism building and information disclosure, so that local governments, citizens, and private entities can exercise their rights to choose sustainable energies appropriately.

c 日本政府は、地域社会において気候変動防止政策、活動が自主的に推進できるように、制度、財政面において必要かつ積極的なサポートを実施すること。

c Japanese government should make her necessary and positive supports institutionally and financially, in order to promote climate change prevention policies and activities in local communities voluntarily.

[COP21 に参加するすべての政府、機関に対して]

For all governments and organizations participating in COP21:

3 気温上昇を 2°C未滿に抑える枠組みと責任を明確にした「パリ合意」を

3. “Paris Agreement” which clarified the framework and the responsibility to maintain the temperature rise below 2°C is essential.

a 世界各国・地域が提出した約束草案の削減目標を全て達成しても、今世紀末までに産業革命以降の世界の気温上昇を 2°C未滿に抑えることは不可能であるという分析が、国際的な研究機関から出されている。世界の全ての政府・地域は、自国の短期的な利益に固執することなく、気温上昇を 2°C未滿に抑えるための道筋を明確につける「パリ合意」を成し遂げ、人類と地球の未来に責任を果たすこと。

a. International research institutions reported on their analysis that even though all the states and regions of the world achieved the total reduction targets shown in the draft commitment, it is still impossible to maintain the temperature rise below 2°C by the end of this century, compare with the level of industrial revolution. All the governments and regions of the world should not persist to their short-term interests, and should achieve to reach the “Paris Agreement” which illuminate the path to maintain the temperature rise below 2°C. All the governments and regions of the world should fulfill their responsibilities for the future of human beings and the Earth.

b 「パリ合意」には、将来世界各国がその努力水準を引き上げていくための仕組みとして、5 年毎の評価・検証サイクルの設置を含むこと。

b. “Paris Agreement,” as the mechanism for each country of the world to raise the standards of the efforts in the future, should include the establishment of an assessment and verification cycle for every 5 years.

c COP21 等の世界規模の議論と合意形成が必要とされる会議においても、政府のみならず、世界全ての自治体、NGO が、これまで以上に議論や合意形成に参画できる仕組みと機会を実現すること。

c. The mechanisms and the opportunities which enable, more than ever before, not only governments but also all the local governments and NGOs in the world to participate in discussions and consensus-buildings in such conferences as to require world-scale discussions and consensus-buildings, like COP 21 amongst others, should be realized.

2015 年 10 月 26 日 鳥取県北栄町にて

On 26th of October, 2015, in Hokuei-cho, Tottori Prefecture

環境首都創造ネットワーク

Japan Network for Creating the Capital of Sustainability

【自治体】

安城市 市長 神谷 学
飯田市 市長 牧野 光朗
斑鳩町 町長 小城 利重
生駒市 市長 小紫 雅史
内子町 町長 稲本 隆壽
宇部市 市長 久保田 后子
掛川市 市長 松井 三郎
京丹後市 市長 中山 泰
設楽町 町長 横山 光明
新城市 市長 穂積 亮次
宝塚市 市長 中川 智子
多治見市 市長 古川 雅典
奈良市 市長 仲川 げん
ニセコ町 町長 片山 健也
北栄町 町長 松本 昭夫
水俣市 市長 西田 弘志

【研究者】

京都大学大学院経済学研究科 教授 植田 和弘
京都大学名誉教授、地球環境戦略研究機関 (IGES) シニア・フェロー 松下 和夫
京都大学大学院工学研究科・低炭素都市圏政策ユニット 教授 中川 大
龍谷大学政策学部 教授 白石 克孝
循環社会システム研究所 代表、京都大学名誉教授 内藤 正明
総合地球環境学研究所 研究員 増原 直樹
一橋大学大学院経済学研究科 准教授 山下 英俊
独立行政法人国立環境研究所 社会環境システム研究センター 主任研究員 藤野 純一
立命館大学経営学部 教授 ラウパッハ・スミヤ ヨーク

【NGO】

環境エネルギー政策研究所 理事、主席研究員 松原 弘直
FoE Japan 副代表理事、事務局長 三柴 淳一
環境自治体会議環境政策研究所 所長 中口 毅博
環境文明 21 共同代表 藤村 コノエ
ふるさと環境市民 副代表理事 安藤 多恵子
かながわ環境教育研究会 代表 渡邊 敦
川崎フューチャー・ネットワーク 代表 三枝 信子
南信州おひさま進歩 代表理事 松江 良夫
未来の子 共同代表 大西 康史

環境首都を目指す自治体全国フォーラム等において同意した社会提言等

中部リサイクル運動市民の会 代表理事 永田 秀和

地域の未来・志援センター 理事 萩原 喜之

公益財団法人公害地域再生センター 理事、事務局長 藤江 徹

環境市民 代表理事 すぎ本 育生

気候ネットワーク 理事、事務局長 田浦 健朗

くらしを見つめる会 代表 内田 洋子

環境ネットワークくまもと 代表理事 宮北 隆志

環境ネットワークながさ塾 代表 宮原 和明

環境を取り巻く情勢

年	西暦	国(国連等の動きを含む)		県	市(条例・計画など)		市(環境事業及び清掃事業の沿革)			
H3	1991	4.26	再生資源の利用の促進に関する法律(リサイクル法)の公布(10.25施行)			12.	生活排水処理基本計画【作手村】			
H4	1992	5.22	生物多様性条約を採択(於ナイロビ)						資源回収団体報奨金制度の施行【新城市】	
		6.3	環境と開発に関する国連会議(地球サミット)を開催(於リオデジャネイロ)、アジェンダ21の採択					4.1	環境課設立【新城市】	
		6.5	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)の公布(5.4.1施行)							
H5	1993	11.19	環境基本法の公布施行	1.	ごみ減量化計画策定【作手村】				生ごみ処理機の設置費補助を開始【新城市】	
								4.1	生ごみ処理機の設置費補助を開始【作手村】	
H6	1994	12.16	環境基本計画を閣議決定	12.2	あいちアジェンダ21を策定	6.1	ごみ処理基本計画策定【鳳来町】	9.1	可燃ごみの指定ごみ袋制度完全実施【新城市】	
				12.21	空き缶等ごみの散乱の防止に関する条例の公布施行					
H7	1995	6.16	容器包装リサイクル法の公布(12.14施行)	3.22	愛知県環境基本条例の公布(4.1施行)	12.25	廃棄物の減量及び適正処理に関する条例【新城市】		電気生ごみ処理機の設置費補助を開始【新城市】	
						12.	生活排水処理基本計画策定【新城市】		資源回収団体報奨金制度の施行【鳳来町、作手村】	
									4.1	新城広域事務組合発足
										一般廃棄物鳥原処分場供用開始【新城市】
H8	1996					3.12	墓園の設置及び管理に関する条例【作手村】		一般廃棄物管理型埋立処分地施設供用開始【鳳来町】	
						4.	ごみ処理基本計画策定【新城市】		一般廃棄物鳥原処分場に自走式破砕機を導入【新城市】	
						4.	ごみ減量化再生利用推進計画【新城市】	5.1	しんしろ斎苑供用開始【組合】	
						9.	分別収集計画策定【鳳来町】	9.	幽玄川に木炭による水質浄化装置を設置【新城市】	
						10.	分別収集計画策定【新城市】			
						11.11	廃棄物の減量及び適正処理に関する条例【鳳来町】			
						12.	生活排水処理基本計画策定【鳳来町】			
H9	1997	6.13	環境影響評価法の公布(11.6.12施行)	3.31	あいちエコエネルギー導入ビジョンを策定				老人世帯を対象とした粗大ごみの戸別収集制度を開始【新城市】	
		12.1	気候変動枠組条約第3回締結国会議(COP3)を開催【京都市】	8.11	愛知県環境基本計画を策定				電気生ごみ処理機の設置費補助を開始【作手村】	
H10	1998	6.5	家電リサイクル法の公布(13.4.1施行)	12.2	愛知県環境影響評価条例の公布(11.6.12施行)	3.	都市環境基本計画策定【新城市】		ごみ減量化推進委員会の発足【作手村】	
		10.9	地球温暖化対策の推進に関する法律の公布(11.4.8施行)					12.18	市民環境会議の設置【新城市】	
H11	1999	7.13	特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律(PRTR法)の公布(12.3.30施行)			3.	ごみ処理基本計画策定【作手村】		メダカ・ネコギギの生息状況調査【新城市】	
		7.16	ダイオキシン類対策特別措置法の公布(12.1.15施行)			3.8	廃棄物の減量及び適正処理に関する条例【作手村】		電気生ごみ処理機の設置費補助を開始【鳳来町】	
						6.	分別収集計画改訂【新城市】			
						6.	分別収集計画改定【鳳来町】			
						6.	分別収集計画策定【作手村】			
								生活排水処理基本計画改訂【作手村】		
H12	2000	5.31	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律の公布(13.1.6施行)	3.17	自然環境保全等基本方針を策定	6.8	作手村が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例【作手村】		生態系調査検討会を設置【新城市】	

年	西暦	国(国連等の動きを含む)		県		市(条例・計画など)		市(環境事業及び清掃事業の沿革)	
H12	2000	6.2	循環型社会形成推進基本法の公布(13.1.6施行)	3.27	あいちエコプラン2010(愛知県地球温暖化対策地域推進計画)を策定	10.4	環境基本条例の制定【新城市】		タガメ・豊川の魚類の生息状況調査【新城市】
		6.7	食品リサイクル法の公布(13.5.1施行)			10.	分別収集計画改定【鳳来町】	2.1	新城広域クリーンセンター供用開始
						11.1	環境保全行動計画を策定【新城市】		
H13	2001	6.22	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の公布(7.15施行)	9.	レッドデータブックあいち(植物編)を発売	2.28	ISO14001認証取得【新城市】		野鳥の生息、植物分布、地形・地質、水生生物に関する状況調査【新城市】
		6.22	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の公布(14.4.1施行)			3.	生活排水処理基本計画改訂【作手村】		粗大ごみ有料戸別収集開始【新城市】
									一般廃棄物最終処分場供用開始【作手村】
								3.22	新城市環境審議会を設置【新城市】
H14	2002	5.29	土壌汚染対策法の公布(15.2.15施行)	3.	レッドデータブックあいち(動物編)を発売	4.	ごみ処理基本計画改訂【新城市】		ムササビ、メダカの生息状況調査【新城市】
		7.12	自動車リサイクル法の公布(17.1.1施行)	7.12	COD、窒素含有量及びリン含有量に係る総量削減計画(第5次総量削減計画)を策定	4.	分別収集計画改定【新城市】	10.3	ISO14001認証取得事業所等連絡会議の設置【新城市】
		7.12	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の公布(15.4.16施行)	9.2	愛知県環境基本計画(改訂計画)を策定	4.	生活排水処理基本計画改訂【新城市】	10.31	資源物一時保管倉庫の設置【作手村】
		12.11	自然再生推進法の公布(15.1.1施行)	10.28	あいち新世紀自動車環境戦略を策定	5.	生活排水処理基本計画改定【鳳来町】		
						6.	分別収集計画改定【鳳来町】		
H15	2003	3.14	循環型社会形成推進基本計画の策定	3.25	県民の生活環境の保全等に関する条例及び廃棄物の適正な処理の促進に関する条例の公布(10.1施行)	2.	生活排水処理基本計画改定【組合】		ホトケドジョウの生息状況調査【新城市】
		7.25	環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律の公布(10.1施行)	3.28	あいち資源循環型社会形成プランの策定	3.	ごみ処理基本計画策定【鳳来町】		
				7.29	愛知県自動車排出Nox・PM総量削減計画の策定	3.	ごみ処理実施計画策定【鳳来町】		
				8.22	生活排水対策に関する基本方針の策定(10.1施行)				
				8.22	愛知県土壌汚染等対策指針を告示(10.1施行)				
				8.22	愛知県化学物質適正管理指針を告示(10.1施行)				
H16	2004	6.2	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の公布	3.12	特定鳥獣保護管理計画(イノシシ及びニホンザル)策定	2.	新城市・鳳来町木質バイオマス利用事業化調査報告書【新城市】		外来種の生息状況調査【新城市】
		6.2	環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律の公布	9.28	あいちエコタウンプラン策定	4.	ごみ処理実施計画策定【鳳来町】	3.	森林資源活用研究会の設置【新城市】
								8.26	新城市環境調整会議を設置【新城市】
H17	2005	2.16	地球温暖化防止に係る京都議定書の発効	1.14	あいち地球温暖化防止戦略の策定	4.	ごみ処理実施計画策定【鳳来町】		外来種の生息状況調査(ブラックバス・ブルーギル)【新城市】
		7.1	石綿障害予防規則の公布	1.28	愛知県環境学習基本方針の策定	5.	分別収集計画策定【鳳来町】	9.2	全国棚田(千枚田)サミット開催【鳳来町】
				3.11	特定鳥獣保護管理計画(ニホンジカ)策定	6.	分別収集計画改訂【新城市】		
				3.22	愛知県産業廃棄物税条例の公布	10.1	新 新城市誕生		
H18	2006	2.10	石綿による健康被害の救済に関する法律の公布	3.23	あいち水循環再生構想の策定	2.25	エコガバナンス宣言	6.	合併後の清掃事業として、「しんしろクリーンフェスタ」(毎年6月、10月開催)を開始
						3.27	新城市環境基本条例制定	9.1	チーム・マイナス6%しんしろ推進事務局を設置
						3.27	新城市環境基本条例制定	11.8	職員ヘーリングリスト「マイ6通信」配信開始
						5.	ISO14001失効	12.1	省エネ100日間コンテスト開催
								12.1	レジカゴバッグモニター制度開始
								12.1	雨水利用モニター制度開始

年	西暦	国(国連等の動きを含む)		県		市(条例・計画など)		市(環境事業及び清掃事業の沿革)	
H19	2007	5.23	国等における温室効果ガスの排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律の公布(11.22施行)	3.29	愛知県廃棄物処理計画を策定	5.	新城市分別収集計画改定	8.13	新城納涼花火大会開催前、市役所本庁舎～新城幼稚園までの通りに打ち水を実施
		6.27	エコソーリズム推進法の公布	3.29	あいちゼロエミッション・コミュニティ構想の策定			10.27	新城ライオンズクラブとのタイアップにより「不都合な真実」上映&キャンドルナイト新城2007を実施
		11.27	第3次生物多様性国家戦略の策定	6.15	化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画(第6次総量削減計画)を策定				
				6.15	水質汚濁防止法第4条の5の規定に基づく総量規制基準の告示				
H20	2008	6.6	生物多様性基本法の公布施行	3.17	第3次愛知県環境基本計画の策定	6.	新城市地球温暖化防止実行計画(事務事業編)策定	4.1	新城市資源集積センター供用開始
				3.26	第2次レッドリスト作成	10.	新城市環境基本計画の策定	7.	鳥原一般廃棄物埋立処分場の自走式破砕機を更新
								7.29	緑のカーテンで収穫したゴーヤなどを市民課前の待合室で市民に配布
								8.1	省エネナビモニター制度開始
								9.1	マイバッグモニター制度開始
								10.1	燃費計のモニター制度開始
								10.1	指定可燃ごみ袋の規格変更により新ごみ袋へ切替
								10.5	愛知県、JAF、豊川市、新城市の共催で行われたエコドライブ講習会に、チーム・マイナス6%しんしろ事務局として参加
								11.1	エコワットモニター制度開始
						11.15	新城文化会館はなのき広場にて、キャンドルナイト新城2008を開催		
H21	2009	7.15	美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律(海岸漂着物処理法)の公布・施行	3.18	第2次レッドデータブックあいち作成			4.1	市内の協力店でレジ袋有料化を開始
				3.30	あいち自然環境保全戦略の策定			5.23	チーム・マイナス6%しんしろの団体チーム員でもある「横浜ゴム株式会社新城工場」で開催の「千年の杜植樹会」に参加
				10.16	グリーンニューディール基金条例の公布・施行			7.7	「クールアースデー」の取組みとして、「市内一斉気温測定」を実施
								9.7	東三河地域初となる「電気自動車アイミーブ」が市の公用車として納車
								11.14	新城文化会館はなのき広場にて、キャンドルナイト新城2009を開催
								12.28	国民運動(チャレンジ25)の移行に伴い、チーム・マイナス6%しんしろを終結
H22	2010	3.16	生物多様性国家戦略2010閣議決定	8.23	生物多様性の保全と持続可能な利用の両立に向けた生態系ネットワーク形成の取組(愛知方式)を提示	5.	新城市分別収集計画改定	1.4	チャレンジ通信(チャレ通)の配信開始
		10.11	カルタヘナ議定書第5回締約国会議(COP-MOP5)を開催(於愛知・名古屋)、名古屋・クアラルンプール補足議定書を採択(~10.15)	12.20	愛知県庁の環境保全のための行動計画(改定計画)を策定	6.	新城市ごみ処理基本計画策定	4.1	チャレンジ25新城へ移行
		10.18	生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)を開催(於愛知・名古屋)、愛知目標(愛知ターゲット)、名古屋議定書を採択(~10.29)			3.	新城市生活排水処理基本計画策定	5.22	横浜ゴム新城工場で開催された「千年の杜植樹会第2期植樹祭」に参加
		12.10	地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律(生物多様性地域連携推進法)の公布(施行23.10.1)					11.10	環境課室の前の通路に「フェアトレード・紹介コーナー」を設置
								11.20	新城文化会館はなのき広場にて、キャンドルナイト新城2010を開催
H23	2011	6.15	環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律の改正公布(一部施行10.1)	9.2	愛知県海岸漂着物対策推進地域計画策定	3.	平成23年度ごみ処理実施計画策定	5.26	新城市エネルギー対策本部を設置
		8.30	平成二十三年三月十一日発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(放射性物質汚染対処特措法)の公布(施行10.1)					5.	市民節電所プロジェクトの展開を始め、市役所が第1号として取り組みを開始
								9.	市民節電所プロジェクトの一環として、省エネコンテストを開催
								10.19	環境首都創造 自治体全国フォーラム2011 in 新城を ~20

年	西暦	国(国連等の動きを含む)		県		市(条例・計画など)		市(環境事業及び清掃事業の沿革)	
H23	2011							10.29	新城文化会館はなのき広場にて、キャンドルナイト新城2011を開催
H24	2012	4.27	第四次環境基本計画の策定	2.17	あいち地球温暖化防止戦略2020策定	12.20	新城市省エネルギー及び再生可能エネルギー推進条例制定	6.	市役所が市民節電所プロジェクト第1号としての取組を継続実施
		8.10	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律の公布(施行25.4.1)	2.24	化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画(第7次総量削減計画)を策定			9.	市民節電所プロジェクトの一環として、省エネコンテストを開催
		6.27	環境基本法の改正	2.24	水質汚濁防止法第4条の5の規定に基づく総量規制基準の告示			10.27	新城文化会館はなのき広場にて、キャンドルナイト新城2012を開催
		9.28	生物多様性国家戦略2010-2020の策定	3.29	愛知県廃棄物処理計画を策定				
				10.16	指定猟法禁止区域等の標識の寸法を定める条例の公布・施行				
				10.25	新・あいちエコタウンプランを策定(あいちエコタウンプランを改訂)				
H25	2013	4.1	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律の施行	3.28	あいち生物多様性戦略2020を策定	11.27	新城市環境行動計画 しんしろアジェンダ21 策定	9.14	旧市民体育館駐車場にて、キャンドルナイト新城2013を開催
		6.2	放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律の公布(施行12.20)	3.28	自然環境の保全と再生のガイドラインを策定	12.27	新城市産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例制定(施行26.4.1)	9.	市民節電所プロジェクトの一環として、省エネコンテストを開催
				3.28	あいち自動車環境戦略2020(愛知県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画)の策定	12.27	新城市産業廃棄物等関連施設の運用の指導に関する条例制定(施行26.4.1)	12.	新城設楽生態系ネットワーク協議会設立
H26	2014	4.2	水循環基本法の公布	5.19	第4次愛知県環境基本計画の策定	10.1	新城市再生可能エネルギー導入の促進に関する基本的な方針の策定	1.	市民節電所プロジェクトの一環として、冬の省エネコンテストを開催
		5.1	雨水の利用の推進に関する法律の施行	11.10~12	持続可能な開発のための教育(ESD)に関するユネスコ世界会議を開催			4.	小型家電回収を開始
								12.14	第1回しんしろエコフェスタを開催
H27	2015	6.19	大気汚染防止法の一部改正(水銀排出に係る規制等の新設)	1.22	レッドリストあいち2015を策定	10.23	新城市太陽光発電設備の設置に関する指導要綱制定	12.6	第2回しんしろエコフェスタを開催
		7.17	2020年以降の温室効果ガス削減に向けた「日本の約束草案」を決定			3.4	新城市公共施設等における省エネルギー及び再生可能エネルギー等導入促進に関する指針制定	3.9	第1回しんしろアジェンダ21会議開催
		11.30	気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)を開催(於パリ)、パリ協定を採択						

H28.3.31現在

新城市環境基本条例

(平成 18 年 3 月 27 日条例第 51 条)

近年、環境問題に対する不安感がいままで以上に高まっています。それは、廃棄物の増大や大気汚染、騒音、生活排水による水質汚濁など身近な問題から温暖化やオゾン層の破壊、酸性雨など地球規模の問題が極めて深刻になっているという認識に基づくものです。この状況を放置すると、生活環境の悪化にとどまらず地球全体の存続が危うくなります。

こうしたことから、これまでの物質的豊かさの追求に重点を置く考え方や大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動とライフスタイルを見直そうという動きが始まっています。かけがえのない自然環境を保全するとともに、それと調和した持続可能な循環型社会を築いていこうとするものです。これは、地球上の全人類に課せられた使命です。

したがって、わたしたちは毎日の事業活動と日常生活における環境への負荷を軽減するとともに、良好な地球環境を将来の世代に引き継いでいく施策を策定し、すべての市民の参加と協働により環境の保全と創出を進めます。その指針として、この条例を制定します。

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全と創出についての基本的な考え方を定め、市、市民および事業者の責任と義務を明らかにするとともに、環境の保全と創出に関する基本的事項を定めることを目的とします。

(定義)

第 2 条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響で、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいいます。

2 この条例において「地球環境の保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化やオゾン層の破壊の進行、大気・海洋の汚染、野生生物の種の減少、その他の地球全体または広範な部分の環境に影響をおよぼす事態に対する環境保全で、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保になることをいいます。

3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生じる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、悪臭、地盤の沈下によって、人の健康や生活環境に被害が生じることをいいます。

(基本的な考え方)

第 3 条 環境の保全と創出は、自然生態系を維持し充実しながら、環境への負荷の少ない持続可能な循環型社会を築くことをめざして行わなければなりません。

2 環境の保全と創出は、地球規模で考え、地域に根ざした活動を確実に進めることにより、わたしたちをとりまく環境が良好な状態で将来の世代に引き継いでいくよう行わなければなりません。

3 環境の保全と創出は、すべての事業活動と日常活動において、またすべての主体の公平な役割分担のもとに、自主的に、しかも積極的に取り組むことによって行わなければなりません。

(市の責任と義務)

第 4 条 市は、次に掲げる事項の施策を総合的、計画的に進める責任と義務があります。

(1) 公害の防止、廃棄物の削減・再利用と適正処分、適切な排水処理、省資源と省エネルギー、歴史的文化的資源の保全、景観の保全、快適な居住環境の整備など生活環境に関係すること。

(2) 森林の保全と活用、河川・湿地など水辺環境の保全と整備、緑化、野生動植物の生態とその多様性に配慮した自然保護など自然環境に関係すること。

(3) 地球温暖化の防止、酸性雨の防止、オゾン層の保護など地球環境の保全に関係すること。

2 市は、事業計画を立案したり事業を実施するときは、この条例の基本的な考え方に従って行います。

(市民の責任と義務)

第 5 条 市民は、日常生活において環境の保全と創出に努力するとともに、環境への負荷を少なくするよう努力しなければなりません。

2 市民は、日常生活から排出される廃棄物の徹底した減量と分別、生活排水の改善に努

力するとともに、省エネルギーとリサイクルを進めることにより、資源の有効利用に努力しなければなりません。

3 前2項のほか、市民は市その他の機関が実施する環境の保全と創出に関する施策に協力する責任と義務があります。

(事業者の責任と義務)

第6条 事業者は、事業活動により公害を発生させないようにするとともに、自然生態系の維持に配慮しつつ環境を適正に保全するため、自らの負担において必要な措置をとる責任と義務があります。

2 事業者は、事業活動に関する製品、原材料その他のものを使用したり、廃棄したりすることによる環境への負荷を少なくするよう努力するとともに、省エネルギーとリサイクルを進めることにより、資源の有効利用に努力しなければなりません。

3 事業者は、事業活動により公害を発生させ自然生態系を破壊したりしたときは、自らの責任と負担においてこれを補償するとともに原状回復しなければなりません。

4 前3項のほか、事業者は市その他の機関が実施する環境の保全と創出に関する施策に協力する責任と義務があります。

(環境基本計画)

第7条 市は、環境の保全と創出に関する施策を総合的、計画的に進めるため新城市環境基本計画(以下「環境基本計画」といいます。)を定めます。

2 環境基本計画には、将来の望ましい環境像を明らかにするとともに、それを実現する事項を定めます。

3 環境基本計画を定めるとき、また変更するときは、市民と事業者などの意見を聞くとともに、その参加を求めます。

4 環境基本計画を定めたとき、また変更したときは、できる限りはやく公表します。

5 環境基本計画を定めるとき、また変更するときは、他の計画との整合を図ります。

6 他の計画を定めるとき、また変更するときは、環境基本計画との整合を図ります。

(年次報告)

第8条 市は、市の環境の現状や環境の保全と創出に関する施策などについて年次報告を作成し、これを全市民はじめ市内外の利害関係者に公表します。

2 年次報告を公表した場合、それに対する市民及び事業者の意見を聞くこととします。

(環境教育)

第9条 市は、市民が環境の保全と創出の大切さについての理解を深めるために、それぞれの立場、年齢に応じて適切な環境教育が受けられるよう必要な準備をするとともに、環境学習を自発的に行うことができるような措置をとります。

(環境情報の提供)

第10条 市は、市民や事業所の環境保全と創出に関する活動が積極的に行われるよう、地球環境の保全に関する情報やその他の環境の保全と創出に関する情報を市の広報等により適切に提供します。

(環境施策への市民意見などの反映)

第11条 市は、環境施策を策定するときは、積極的に市民および事業者などの意見をきき、その取組内容に反映することとします。

(市民活動などの支援)

第12条 市は、市民、事業者およびこれらで組織する団体が行う環境の保全と創出の自発的活動に対し、積極的に支援します。

(市民などの参加)

第13条 市は、環境の保全と創出の施策を進めるため、市民や事業者などの参加を求めるとともに、その他の必要な措置をとります。

(環境審議会)

第14条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定により、新城市環境審議会(以下「審議会」といいます。)を設置します。

2 審議会は、市長の相談に応じ、次の事項を調査審議し、意見を述べます。

(1) 環境の保全と創出に関する基本的事項や重要事項

(2) 環境基本計画を定めるときと変更するときの意見に関する事項

(3) その他環境の保全と創出に関係して市長から意見を求められた事項

- 3 審議会は、10人以内の委員で組織します。
- 4 委員は、生活環境、自然環境、地球環境の問題について知識や意見を持っている方の中から、市長が委嘱します。
- 5 委員の任期は2年で、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。ただし、再任をさまたげるものではありません。
- 6 審議会には、会長と副会長を置き、委員の中から互選します。
- 7 会長は、審議会をまとめ、会議の議長となります。
- 8 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたときは、その職務を代理します。

(推進と調全体制の整備)

第15条 市は、環境の保全と創出に係る施策を総合的に進めるため、環境問題を調整する会議を設置するなど必要な体制を整備します。

(広域的連携)

第16条 市は、地球環境の保全その他の広域的な取り組みを必要とする施策を実施するときは、国際機関、国、県や他の市町村及び民間団体などと協力して、その推進に努力します。

(委任)

第17条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定めます。

附 則

この条例は、公布の日から施行します。

新城市省エネルギー及び再生可能エネルギー推進条例

平成24年12月20日

条例第55号

東日本大震災とこれを起因とする福島第一原子力発電所における事故により、エネルギーの在り方について日本社会全体に大きな枠組みの転換が求められることになりました。

エネルギーは、私たちの生活や経済活動のために必要不可欠なものです。世界的な人口増加や発展途上国の経済発展等を考えると、現代文明の枠組みのままでは、今後、更に大量のエネルギー資源が必要になることは間違いありません。しかしながら、現在の主要エネルギーである化石燃料には限りがあり、それを大量に使用することは気候変動を進ませることになります。一方、原子力発電についていえば、それがはらむ巨大なリスクが明るみに出た今日、これまでの政策を続けることは不可能に近いと言わざるを得ません。

そこで、まず私たちは、市民一人ひとりが省エネルギーに努め、その使わないエネルギーを積み上げていく市民節電所プロジェクトに取り組んできました。こうした省エネルギーのまちづくりの推進と併せ、太陽光、水力、バイオマス等の地域資源を利用した再生可能エネルギーを早期にかつ飛躍的に普及し、持続可能で豊かな社会への転換を目指すため、ここに新城市省エネルギー及び再生可能エネルギー推進条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、省エネルギーのまちづくりの推進及び地域固有の資源である再生可能エネルギーの活用に関し、市、市民、事業者及び再生可能エネルギー事業者の役割を明らかにするとともに、再生可能エネルギー導入による地域経済の活性化につながる取組を推進し、地域が主体となった地域社会の持続的な発展に寄与することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

(1) 市民 市内に在住、在勤又は在学する者をいいます。

(2) 事業者 市内で事業を営む者をいいます。

(3) 再生可能エネルギー事業者 市内で再生可能エネルギーの活用事業を営む者又はこれから営もうとする者をいいます。

(4) 省エネルギー エネルギーの使用の節約及び効率化を図ることをいいます。

(5) 再生可能エネルギー 太陽光、水力、バイオマス等エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令(平成21年政令第222号)第4条に定めるものをいいます。

(基本理念)

第3条 地域に存在する再生可能エネルギーの活用に関する基本理念は、次のとおりとします。

(1) 市、市民、事業者及び再生可能エネルギー事業者は、相互に協力して、再生可能エネルギーの積極的な活用に努めるものとします。

(2) 地域に存在する再生可能エネルギーは、地域固有の資源であり、経済性に配慮しつつ活用されるものとします。

(3) 地域に存在する再生可能エネルギーは、地域に根ざした主体が、地域の発展に資するように活用されるものとします。

(4) 地域に存在する再生可能エネルギーの活用に当たっては、地域ごとの自然条件に合わせた持続性のある活用法に努め、地域内での公平性及び他者への影響に十分配慮するものとします。

(市の役割)

第4条 市は、地域社会が持続的に発展するように、前条の基本理念に沿って積極的に人材を育成するとともに、省エネルギーのまちづくりの推進及び再生可能エネルギーの活用に向けた支援等の必要な措置を講ずるものとします。

2 市は、省エネルギーのまちづくりの推進及び再生可能エネルギーの活用について、市民及び事業者の理解を深めるため、省エネルギー及び再生可能エネルギーに関する学習の推進及び普及啓発について必要な措置を講ずるものとします。

3 市は、公共施設等における省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの積極的な活用に努めるものとします。

(市民の役割)

第5条 市民は、省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの活用についての知識の習得と実践に努めるものとします。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たり、省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの活用
に努めるとともに、市が実施する施策に協力するものとします。

(再生可能エネルギー事業者の役割)

第7条 再生可能エネルギー事業者は、再生可能エネルギーの活用に関し、第3条の基本理念に沿って
効率的なエネルギー供給に努めるものとします。

2 再生可能エネルギー事業者は、地域の土地が有する資源及び環境の役割が将来にわたり果たされる
ことに配慮しつつ、その活用を努めるものとします。

3 再生可能エネルギー事業者は、施設における発電状況等のデータについて、ホームページ等で公表
に努めるものとします。

(再生可能エネルギー導入状況等の公表)

第8条 市は、省エネルギーのまちづくりの推進及び再生可能エネルギー活用施設の普及に向けて、数
値目標を明示した計画を策定するものとします。

2 市は、計画の進捗状況について、毎年市民に公表するものとします。

(連携の推進等)

第9条 市は、省エネルギーのまちづくりの推進及び再生可能エネルギーの活用に関し、市民、事業者、
再生可能エネルギー事業者、大学、研究機関等(以下「市民等」といいます。)と連携を図るとともに、
相互の協力が増進されるよう努めるものとします。

2 市は、市民等と共同して行う再生可能エネルギーの導入の促進に関し、基本的な方針を別に定める
ものとします。

(委任)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、別に定めます。

附 則

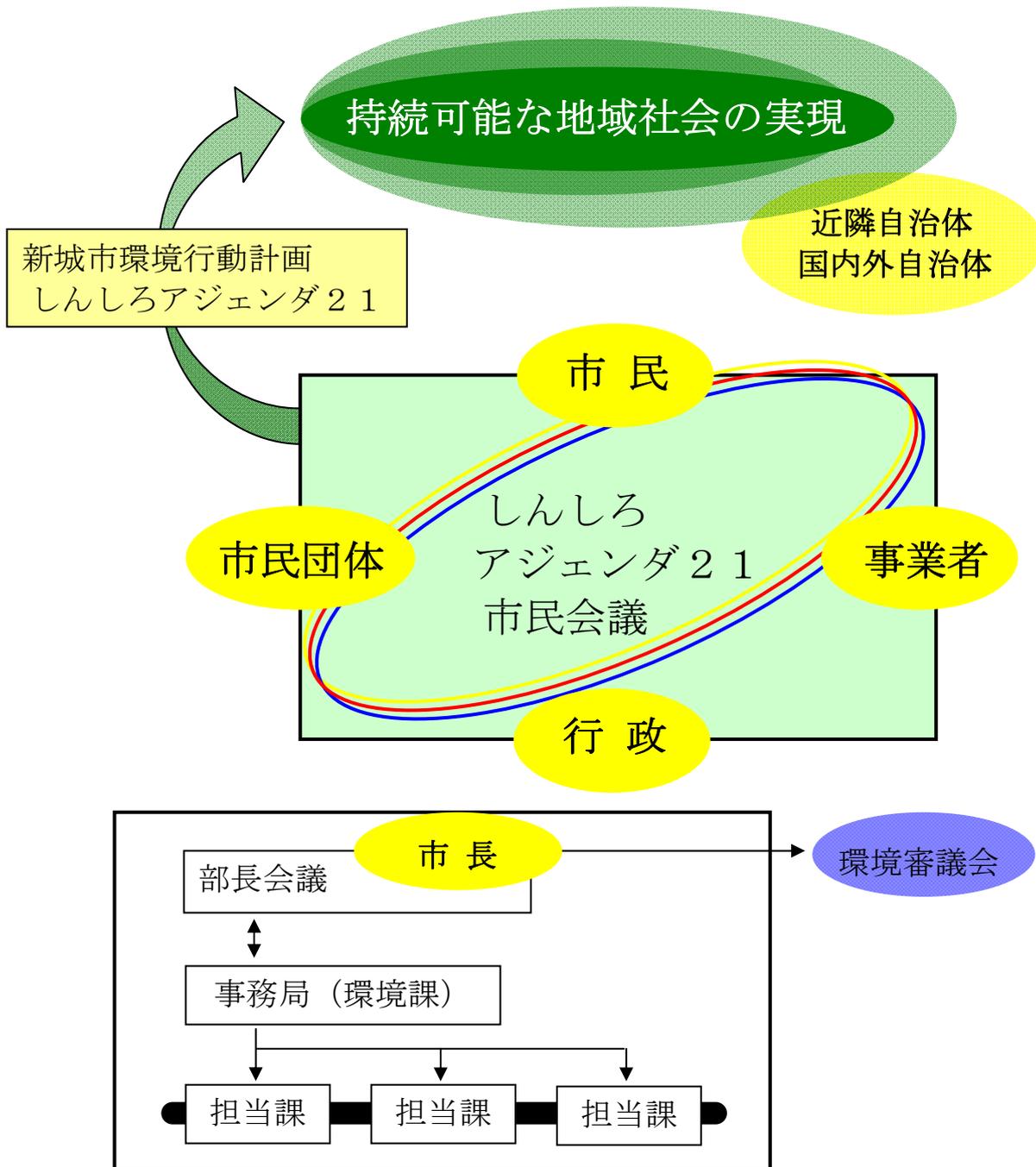
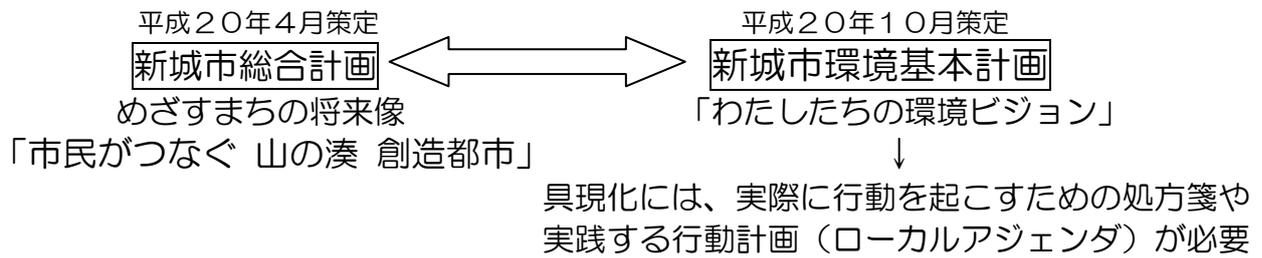
この条例は、公布の日から施行します。

附 則(平成26年9月26日条例第51号)

この条例は、公布の日から施行します。

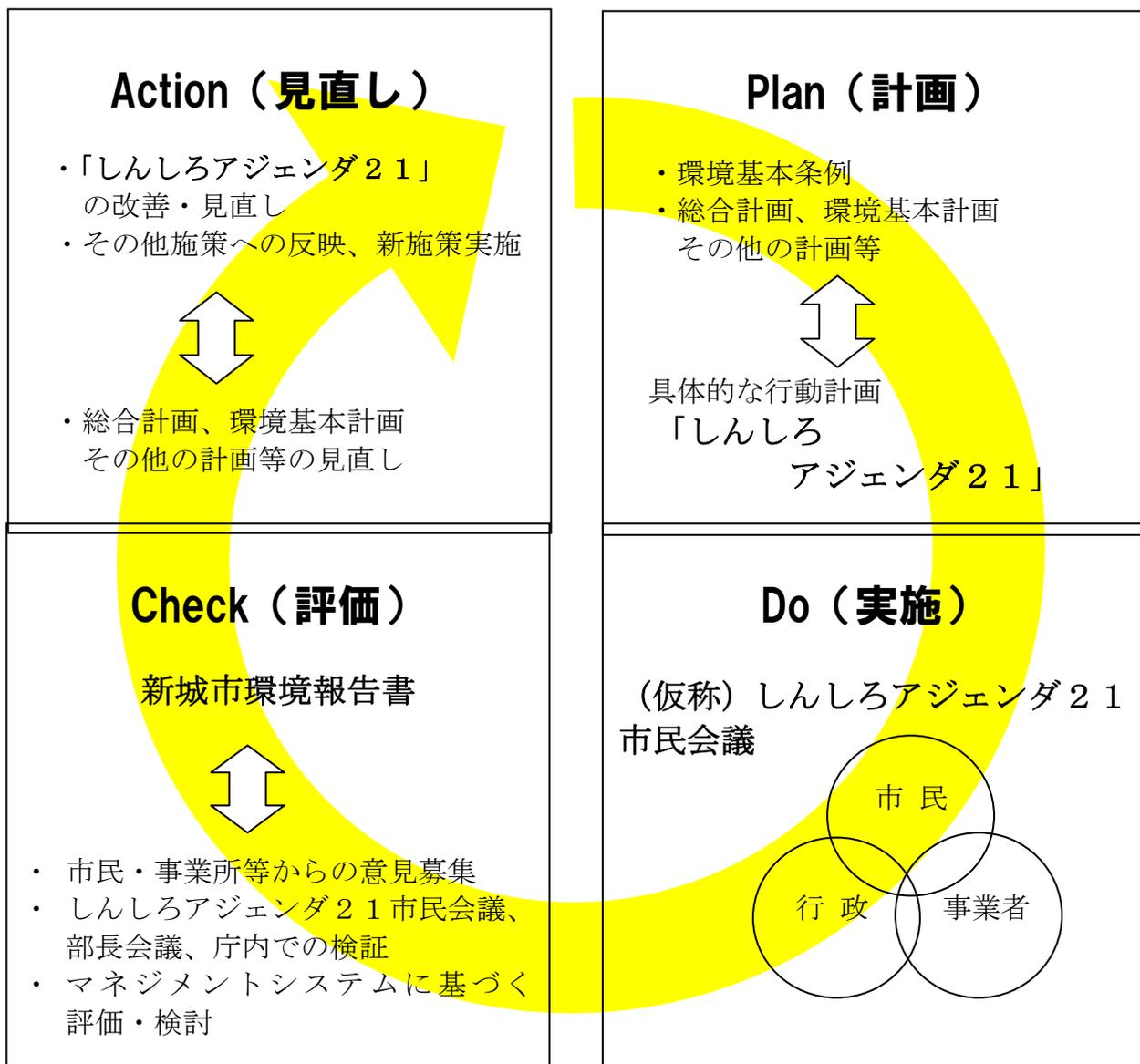
新城市環境行動計画 しんしろアジェンダ21

概要版



- 「わたしたちの環境ビジョン」 ← 「新城市環境行動計画 しんしろアジェンダ21」
- ・項目ごとに課題を明記
 - ・課題を解決するための行動提案を記載
 - ・市民、事業者、市の具体的な取り組みを網羅

「しんしろアジェンダ21」の計画期間：平成25年度から平成30年度までの6年間
 ただし、総合計画や環境基本計画の見直しや状況の変化に応じて随時見直し

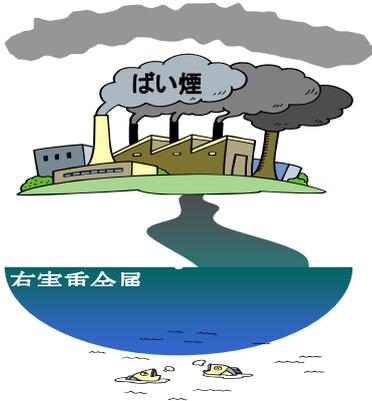


注)「アジェンダ21」とは：1992年6月、ブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催された環境に関する国際会議「環境と開発に関する国連会議」(UNCED、通称：地球サミット)で、21世紀に向け持続可能な開発を実現するために実行すべき行動計画を具体的に規定するものとして採択されたものです。アジェンダ21においては、その実施主体として地方公共団体の役割を期待しており、地方公共団体の取り組みを効果的に進めるため、ローカルアジェンダ21を策定することを求めています。

新都市環境基本計画から

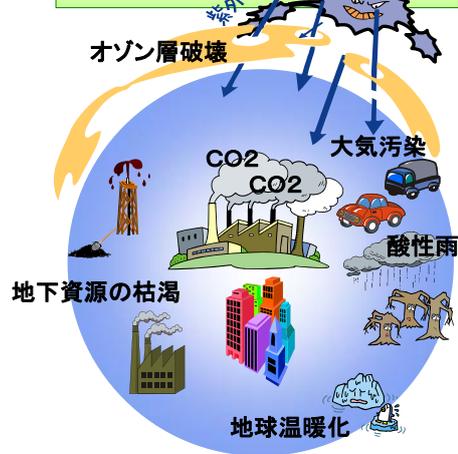
地球環境の危機

- 加害者 v s 被害者
- 特定地域限定

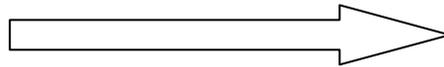


特定地域から地球規模へ

- 加害者であり被害者
- 地球規模



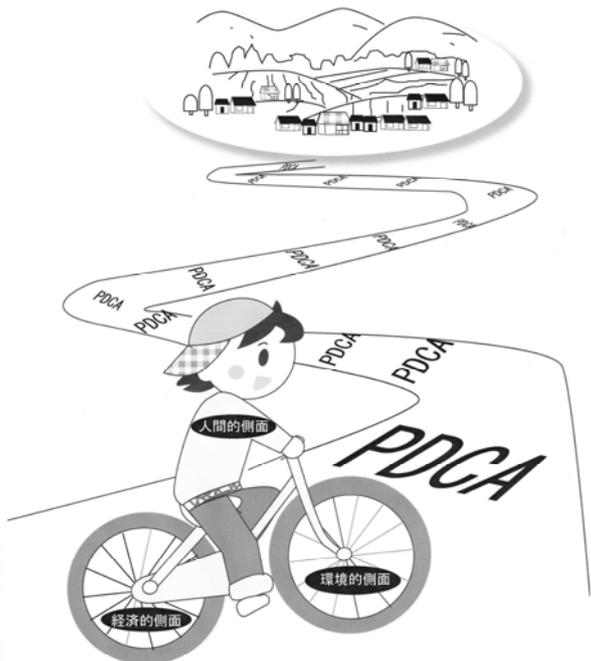
地球温暖化の危機



スイスアルプス（ブライトホルン）の1984年と2006年の氷河後退の様子



撮影・提供
NPO法人環境市民 板本育生氏



環境の現状を
見る・知る ⇨ 実践する ⇨ 働きかける ⇨ 連携する

持続可能な社会をめざして

○本市の特性を踏まえ将来における望ましい環境像と長期的・継続的な将来の具体的なビジョンを示します。
○環境面だけでなく、経済的側面、社会的側面も統合的に向上するため、PDCAサイクル（計画し、実施し、評価し、改善することをくり返し行うこと）による計画推進のしくみをつくります。
○住民や団体・事業所・行政の協働による取り組みから、各主体間の良い関係を築くとともに、それぞれが今ある状況や課題に自ら気づき、改善を図る力の向上をめざします。

めざすまちの将来像

『市民がつなぐ 山の湊 創造都市』です。
このめざすまちの将来像の実現に向け、次の5つの「わたしたちの環境ビジョン」を設定しました。

わたしたちの環境ビジョン

多様な生態系と共生するまち

わたしたちは、自然環境を大切にすることを育み、多様な生態系を維持・保全しながらも、地域資源を有効に活用する『多様な生態系と共生するまち』を創造し、将来世代に引き継いでいきます。

- 豊かな自然の保全
 - ①生命の源としての自然の確保
 - ②生物生息空間の保全・維持
- 身近な自然の創出
 - ①原風景の回復
 - ②自然に配慮したまちなみ
景観・公園づくり
- 自然に親しむ
 - ①ふれあいの場の整備
 - ②自然に親しむ心の醸成

安全・安心・快適なまち

わたしたちは、災害に強く、公害のない、地域だけでなく地球にとっても『安全・安心・快適なまち』を創造し、将来世代に引き継いでいきます。

- 災害対策
 - ①防災体制の連携強化
 - ②地域自主防災の推進
- 公害等の未然防止
 - ①公害を未然に防ぐ
体制強化と連携
 - ②意識の高揚
- まちづくり交通政策
 - ①公共交通機関の利用促進
 - ②歩行と自転車利用の推進
 - ③環境に配慮した自動車利用
- 防犯対策
 - ①犯罪を未然に防ぐ環境整備
 - ②防犯組織・体制づくり

交流と教育・文化のまち

わたしたちは、自然、歴史・文化資源を活かした魅力的な「新城らしさ」あふれる『交流と教育・文化のまち』を創造し、将来世代に引き継いでいきます。

- 拠点づくり
 - ①環境教育の拠点の整備
 - ②公民館活動の整備・充実
- 環境教育・学習
 - ①環境教育・体験学習
 - ②環境教育体制の整備
- 歴史的・文化的環境の保全整備
 - ①史跡、名勝、天然記念物や建造物の保持
 - ②歴史・文化の活用
- 環境交流
 - ①自治体、NPO・NGO等との交流
 - ②視察・研修会
 - ③国際交流
 - ④歴史・文化交流

環境負荷の少ない自立循環のまち

わたしたちは、地域の豊かな自然との共生を確保し、地球にやさしい『環境負荷の少ない自立循環のまち』を創造し、将来世代に引き継いでいきます。

- 地域資源の活用
 - ①バイオマスの総合的利用と再生産
 - ②地場産業の育成
 - ③環境配慮型事業の推進
- 健全な水循環
 - ①健全な水環境の構築・強化
 - ②広域連携の強化・推進
 - ③河川・池沼等の水質保全
- ごみ減量（3Rの推進）
 - ①もったいない啓発活動
 - ②グリーンコンシューマーの育成
 - ③ごみ分別・収集・処理体制の整備
- ライフスタイルの見直し
 - ①省資源・省エネ行動
 - ②自然エネルギー利用の促進
 - 働きかけ・連携
 - ①環境活動の輪づくり
 - ②自治体、NPO・NGO等との連携

みんなで取り組むまち

わたしたちは、地球環境問題や地域の課題に対して『みんなで取り組むまち』を創造し、将来世代に引き継いでいきます。

- 職員の資質向上
 - ①職員研修
 - ②組織づくり
- リーダー育成
 - ①環境活動リーダーの育成
 - ②活躍の場づくり
- エコガバナンス
 - ①持続可能な市民自治社会のためのしくみづくり
 - ②協働の組織づくり
- 率先行動
 - ①行動計画と進行管理
 - ②市民・事業所との連携
- 活動の促進
 - ①ネットワークづくり
 - ②環境活動支援
 - ③環境情報の提供

新城市環境行動計画 しんしろアジェンダ21

「新城市環境基本計画」の次の5つ項目ごとに課題があり、その課題を解決するための行動提案が「新城市環境行動計画 しんしろアジェンダ21」です。

◎多様な生態系と共生するまち ◎安全・安心・快適なまち ◎交流と教育・文化のまち

◎環境負荷の少ない自立循環のまち ◎みんなで取り組むまち

*行動提案ごとに「市民の取り組み」、「事業者の取り組み」、「市の取り組み」を挙げています。

◎多様な生態系と共生するまち

1 保全と創出

●豊かな自然の保全

①生命の源としての自然の確保

- * 地域の自然環境を知ろう
- * 自然のある森林・河川・農地を守り、次世代に伝えよう
- * 自然にやさしい化学製品を使おう

②生物生息空間の保全・維持

- * 地域固有の生物を守ろう
- * 里山を保全して生態系を守ろう
- * 蛍が舞い、鮎が踊るなど、昔からいる生き物の営みを守ろう
- * 自然を活かした農業で生き物を育もう

●身近な自然の創出

①原風景の回復

- * 自然と共生した日本の原風景を守り、次世代に伝えよう

②自然に配慮したまちなみ景観・公園づくり

- * 自然に配慮したまちなみ景観にしよう

2 ふれあい

●自然に親しむ

①ふれあいの場の整備

- * 自然とふれあい楽しむ場で交流する機会を持とう

②自然に親しむ心の醸成

- * 自然に親しみ大切にする心を育てよう

◎安全・安心・快適なまち

1 防災

●災害対策

①防災体制の連携強化

- * 地域を守る消防団活動に協力しよう
- * 避難所でのエネルギー等を確保しよう

②地域自主防災の推進

- * 地域で行う自主的な防災活動に取り組もう
- * 土地・建物をきちんと管理しよう

2 公害

●公害等の未然防止

①公害を未然に防ぐ体制強化と連携

- * 公害や苦情が起きないようにしよう
- * ごみの投げ捨てや不法投棄をなくそう
- * 野焼きをなくそう

②意識の高揚

- * 地域みんなで自分たちの環境を見守ろう

3 生活空間

●まちづくり交通政策

①公共交通機関の利用促進

- * 公共交通機関を積極的に利用し、環境に配慮しよう

②歩行と自転車利用の促進

- * 歩行や自転車利用の楽しさを知ろう

③環境に配慮した自動車利用

- * 省エネ運転をしよう * 省エネタイプの自動車にしよう * エコ通勤をしよう

●防犯対策

①犯罪を未然に防ぐ環境整備

- * 地域の力で犯罪をなくそう

②防犯組織・体制づくり

- * 行政と連携して犯罪をなくそう

◎交流と教育・文化のまち

1 環境教育

●拠点づくり

①環境教育の拠点の整備

* 地域の環境を地域の拠点で学習しよう

②公民館活動の整備・充実

* 地域の環境を地域の住民で知り、守っていかう

●環境教育・学習

①環境教育・体験学習

* 環境講座・体験学習などに参加して
持続可能な社会をめざそう

* 農業や森林に関する学習会に参加しよう

②環境教育体制の整備

* 地域の環境を守り伝えていくために主体的に
レベルアップをめざそう

2 歴史・文化

●歴史的・文化的環境の保全整備

①史跡、名勝、天然記念物や建造物の保持

* 歴史的・文化的に価値あるものを地域の
財産として守り育てよう

②歴史・文化の活用

* 歴史や文化を広く紹介することにより、地域を
活性化させよう

3 交流

●環境交流

①自治体、NPO・NGO等との交流

* 人の交流と連携による環境活動を
しよう

②視察・研修会

* 研修会等を通じて環境活動を行う人を育て
よう

③国際交流

* 地球温暖化や生物多様性の危機等の
規模の大きい国際的な課題に対し、
地域単位で取り組もう

* フェアトレード（公正な貿易）による商品を買おう

④歴史・文化交流

* 歴史・文化の交流により地域文化を活性化
しよう

◎環境負荷の少ない自立循環のまち

1 循環型社会の構築

●地域資源の活用

①バイオマスの総合的利用と再生産

* 間伐材等をバイオマスなどで活用しよう
* 廃食用油を回収し、活用しよう

②地場産業の育成

* 地域の文化や伝統を知り、名産を知ろう
* 地域のものを買おう、使おう

③環境配慮型事業の推進

* 環境配慮型農業をしよう
* 環境に配慮した事業を実施しよう
* 再生可能エネルギーの利用に取り組もう

* 地域の自然の恵みが生み出したものを
食べよう

* 農林水産業に関心を持ち、つくる人を
応援しよう

* 休耕地を地域の資源として活用しよう

●健全な水循環

①健全な水循環の構築・強化

* 水を守る森づくりをしよう
* 持続可能な水を循環させる農業にしよう
* 水循環の仕組みを学び、水に親しめる川にしよう

②広域連携の強化推進

* 水質汚濁事故を連携して防ごう

③河川・池・沼等の水質保全

* 豊川流域の河川の水質を浄化しよう

●ごみ減量（3Rの推進）

①もったいない啓発活動

* 未使用品や使える衣服などは、バザーやフリー
マーケットに出そう

* 食べ残しをしないようにしよう

* 物を大切に作る知恵を伝えよう

②グリーンコンシューマーの育成

* 環境に配慮した製品を選んで買おう

* 不要な包装や袋は、はっきり断わろう

* ペットボトルなどの容器入り飲料の購入を控えよう

③ごみ分別・収集・処理体制の整備

*リサイクルを徹底しよう *生ごみを堆肥などにして有効利用しよう *紙ごみを減らそう

2 地球環境問題

●ライフスタイルの見直し

①省資源、省エネ行動

*「もったいない」という気持ちで継続して省エネ行動をしよう
*当たり前のように省エネ行動をしよう
*雨水を利用しよう
*車を運転する時は省エネ運転を心がけよう
*徒歩や自転車で行こう *公共交通機関や乗り合わせていこう
*省エネ住宅や事業所にしよう

②自然エネルギー利用の促進

*太陽光・太陽熱をエネルギーとして利用しよう
*その他の再生可能エネルギーの活用に取り組みよう

●働きかけ・連携

①環境活動の輪づくり

*リサイクル活動や自然保護などの環境活動に参加しよう
*農業による環境活動の輪を広げよう

②自治体、NPO法人、NGO等との連携

*他と連携して環境に配慮した行動に取り組みよう

◎みんなで取り組むまち

1 職員力

●職員の資質向上

①職員研修

*持続可能な地域の発展のために環境に意識を持つ市職員を育てよう

②組織づくり

*地域自治区を活用するなど、市役所内の組織づくりをしよう

●率先行動

①行動計画と進行管理

*ごみ減量、節水、省エネ等のエコオフィスを徹底管理しよう

②市民・事業所との連携

*計画づくりから関わろう

2 市民力

●リーダー育成

①環境活動

*地域の環境活動のリーダーを育てよう

②活動の場づくり

*環境活動のリーダーの活躍の場を広げよう

●活動の促進

①ネットワークづくり

*個人や団体のネットワークをつくろう

②環境活動支援

*環境活動のリーダーとともに活動に参加しよう

③環境情報の提供

*環境への取り組み状況を伝えよう

3 協働

●エコガバナンス

①持続可能な市民自治社会のためのしくみづくり

*地域が主体的に地域の資源を活用しよう

②協働の組織づくり

*市民・事業者・市がともに手を携えて取り組みよう

新城市環境部環境政策課
「新城市の環境」係 行

平成 年 月 日

〒□□□—□□□□

ご住所 _____

ふりがな _____

お名前 _____

電話番号 _____ FAX _____

メールアドレス _____

アンケートにご協力ください。(□にチェックを入れてください。)

ア. 「新城市の環境」(平成28年度版)は見やすいですか

見やすい 普通 見づらい

イ. 「新城市の環境」(平成28年度版)の内容についてお教えてください

充実している 普通 物足りない

ウ. 新城市の環境施策をどう評価されますか

評価できる 普通 不十分である

ご意見・ご要望・ご感想等(本書内容および本市の環境施策等についてご記入ください)

.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....

※ ...書ききれない場合は、裏面をご利用ください。

ご協力ありがとうございました。

切り取り線

新 城 市 の 環 境

平成 28 年 12 月

発行 新城市

編集 環境部 環境政策課

〒441 - 1392

愛知県新城市字東入船 6 番地 1

電話 0536-23-7690 FAX0536-23-7690

E - mail e-seisaku@city.shinshiro.lg.jp